

令和 3 年 第 4 回

# 大崎町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 3 年 12 月 8 日

閉会 令和 3 年 12 月 23 日

大 崎 町 議 会

令和3年第4回大崎町議会定例会

会 期

令和3年 12月 8日(水) から

16日間

令和3年 12月 23日(木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
8日	水	10	第1日		会期の決定 議案等上程 付託案件の審査報告
9日	木	9		委員会	付託案件の審査
10日	金	9		委員会	付託案件の審査
11日	土				休 会
12日	日				休 会
13日	月				予 備
14日	火				予 備
15日	水				予 備
16日	木	10	第2日		一 般 質 問 議案等上程
17日	金	10	第3日		一 般 質 問 議案等上程
18日	土				休 会
19日	日				休 会
20日	月				予 備
21日	火				予 備
22日	水				予 備
23日	木	10	第4日		付託案件の審査報告 議案等上程

## 令和3年第4回大崎町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月8日）（水）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 行政報告	6
東町長報告	6
6. 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （令和3年度大崎町一般会計補正予算（第4号））	7
東町長提案理由報告	7
上橋総務課長	7
7. 日程第5 認定第1号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	9
児玉決算審査特別委員長報告	9
8. 日程第6 認定第2号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	16
9. 日程第7 認定第3号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について	16
10. 日程第8 認定第4号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	16
11. 休 憩	16
吉原総務厚生常任委員長報告	16
12. 日程第9 認定第5号 令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について	19
13. 日程第10 議案第42号 令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分につ いて	19
14. 日程第11 認定第6号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	19
稲留文教経済常任委員長報告	19
15. 日程第12 議案第43号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第5号）	23
東町長提案理由説明	23
上橋総務課長	23
中山美幸君	25

東町長	26
本松税務課長	26
中野企画調整課長	26
中村農林振興課長	27
藤井教育長	27
中山美幸君	27
東町長	28
藤井教育長	28
平田慎一君	28
上野教委管理課長	29
平田慎一君	29
16. 日程第13 議案第44号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)	29
東町長提案理由説明	29
谷迫保健福祉課長	29
稲留光晴君	30
谷迫保健福祉課長	31
稲留光晴君	31
谷迫保健福祉課長	31
17. 日程第14 議案第45号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)	31
東町長提案理由説明	31
高田水道課長	31
18. 日程第15 議案第46号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について	32
東町長提案理由説明	32
中野企画調整課長	33
19. 休 憩	34
20. 日程第16 議案第47号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改 正する条例の制定について	34
東町長提案理由説明	35
中野企画調整課長	35
21. 日程第17 議案第48号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条 例の制定について	36
東町長提案理由説明	36

谷迫保健福祉課長	36
22. 日程第18 陳情第1号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書	37
23. 散 会	37
第2号（12月16日）（金）	
1. 開 議	42
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	42
3. 日程第2 一般質問	42
富重幸博君	42
東町長	43
富重幸博君	43
東町長	43
富重幸博君	43
東町長	43
富重幸博君	44
東町長	45
富重幸博君	45
東町長	45
富重幸博君	45
東町長	45
富重幸博君	45
東町長	46
富重幸博君	46
東町長	46
富重幸博君	47
東町長	47
富重幸博君	48
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	49

富重幸博君	49
東町長	49
富重幸博君	49
東町長	49
富重幸博君	50
東町長	50
富重幸博君	51
東町長	51
富重幸博君	51
東町長	52
富重幸博君	52
東町長	52
富重幸博君	53
東町長	53
富重幸博君	54
東町長	54
富重幸博君	54
東町長	54
富重幸博君	55
4. 休 憩	55
児玉孝徳君	56
東町長	56
児玉孝徳君	57
東町長	57
児玉孝徳君	58
東町長	58
児玉孝徳君	58
東町長	59
児玉孝徳君	59
東町長	60
児玉孝徳君	60
東町長	60
児玉孝徳君	60
東町長	60

児玉孝徳君 .....	61
東町長 .....	61
児玉孝徳君 .....	62
東町長 .....	62
中野企画調整課長 .....	62
児玉孝徳君 .....	62
東町長 .....	62
児玉孝徳君 .....	62
東町長 .....	63
児玉孝徳君 .....	63
東町長 .....	63
児玉孝徳君 .....	63
東町長 .....	63
児玉孝徳君 .....	63
東町長 .....	63
児玉孝徳君 .....	64
東町長 .....	65
児玉孝徳君 .....	65
東町長 .....	65
児玉孝徳君 .....	65
東町長 .....	65
児玉孝徳君 .....	65
東町長 .....	65
児玉孝徳君 .....	66
東町長 .....	66
児玉孝徳君 .....	66
東町長 .....	67
児玉孝徳君 .....	67
東町長 .....	67
児玉孝徳君 .....	67
東町長 .....	67
児玉孝徳君 .....	67
東町長 .....	68
児玉孝徳君 .....	68

5. 休 憩	68
中山美幸君	68
東町長	69
中山美幸君	71
東町長	71
中山美幸君	72
東町長	73
中山美幸君	73
東町長	74
中山美幸君	74
東町長	74
中山美幸君	75
東町長	75
中山美幸君	75
東町長	76
中村農林振興課長	76
中山美幸君	76
東町長	76
中村農林振興課長	76
中山美幸君	77
東町長	77
中山美幸君	78
東町長	78
中山美幸君	78
東町長	79
中山美幸君	79
東町長	80
中山美幸君	80
東町長	81
中山美幸君	82
東町長	83
中山美幸君	83
東町長	83
中山美幸君	84

東町長	84
中山美幸君	84
東町長	84
中山美幸君	85
東町長	85
中山美幸君	85
東町長	86
中山美幸君	86
東町長	86
中山美幸君	86
東町長	87
中山美幸君	87
東町長	87
中山美幸君	87
東町長	87
中山美幸君	88
東町長	88
中山美幸君	88
東町長	88
中山美幸君	89
東町長	89
中山美幸君	89
6. 休 憩	89
稲留光晴君	89
東町長	89
稲留光晴君	90
東町長	90
稲留光晴君	90
東町長	91
稲留光晴君	91
東町長	91
稲留光晴君	91
東町長	92
稲留光晴君	92

東町長	92
稲留光晴君	92
東町長	92
稲留光晴君	93
中村農林振興課長	93
稲留光晴君	94
中村農林振興課長	94
稲留光晴君	94
中村農林振興課長	94
稲留光晴君	94
中村農林振興課長	95
稲留光晴君	95
中村農林振興課長	95
稲留光晴君	96
中村農林振興課長	96
稲留光晴君	96
東町長	97
稲留光晴君	97
東町長	97
稲留光晴君	97
東町長	97
稲留光晴君	98
中村農林振興課長	98
稲留光晴君	98
東町長	98
稲留光晴君	98
東町長	99
稲留光晴君	99
東町長	99
稲留光晴君	99
7. 散 会	99
第3号（12月17日）（金）	
1. 開 議	105

2. 日程第1	会議録署名議員の指名	105
3. 日程第2	一般質問	105
	東町長	105
	中倉広文君	105
	東町長	105
	中倉広文君	106
	東町長	106
	中倉広文君	106
	東町長	107
	中村農林振興課長	107
	上橋総務課長	107
	時見建設課長	107
	竹本耕地課長	107
	中倉広文君	107
	東町長	108
	中倉広文君	108
	東町長	109
	中倉広文君	109
	東町長	110
	中倉広文君	110
	東町長	111
	中倉広文君	112
	東町長	113
	中倉広文君	113
	東町長	114
	中倉広文君	115
	東町長	115
	中倉広文君	116
4. 休 憩		117
	平田慎一君	117
	東町長	117
	平田慎一君	118
	東町長	118
	平田慎一君	119

東町長	119
平田慎一君	120
5. 休 憩	121
東町長	121
中野企画調整課長	121
平田慎一君	121
東町長	122
平田慎一君	122
東町長	122
平田慎一君	122
6. 休 憩	123
平田慎一君	123
東町長	123
平田慎一君	123
東町長	123
平田慎一君	124
東町長	124
平田慎一君	125
東町長	125
平田慎一君	126
東町長	126
平田慎一君	126
上橋総務課長	127
平田慎一君	128
中野企画調整課長	128
平田慎一君	128
中野企画調整課長	128
平田慎一君	128
東町長	128
平田慎一君	129
東町長	129
平田慎一君	129
東町長	130
平田慎一君	131

東町長	131
中野企画調整課長	131
平田慎一君	132
東町長	132
平田慎一君	132
東町長	133
中村農林振興課長	133
平田慎一君	134
東町長	135
平田慎一君	136
東町長	137
平田慎一君	137
7. 日程第3 議案第49号 令和3年度大崎町一般会計補正予算(第6号)	137
東町長提案理由説明	138
上橋総務課長	138
8. 散 会	139

第4号(12月23日)(木)

1. 開 議	145
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	145
平田慎一君	145
3. 日程第2 議案第43号 令和3年度大崎町一般会計補正予算(第6号)	145
吉原総務厚生常任委員長報告	145
4. 日程第3 議案第44号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)	149
吉原総務厚生常任委員長報告	149
5. 日程第4 議案第46号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について	150
児玉大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長報告	150
6. 日程第5 議案第47号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正 する条例の制定について	152
児玉大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長報告	152
7. 日程第6 陳情第1号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」 とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を 求める陳情書	154

吉原総務厚生常任委員長報告	154
8. 日程第7 議員派遣の件	155
9. 日程第8 閉会中継続審査・調査申出書	155
10. 閉 会	156

第 1 号

1 2 月 8 日 (水)

# 令和3年第4回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月8日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度大崎町一般会計補正予算（第4号）)
- 日程第 5 認定第 1号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 2号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 認定第 3号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 認定第 4号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 9 認定第 5号 令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について  
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第10 議案第42号 令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について  
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第11 認定第 6号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(文教経済常任委員長報告)
- (総) 日程第12 議案第43号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第5号）
- (総) 日程第13 議案第44号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

- (特) 日程第15 議案第46号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について  
(特) 日程第16 議案第47号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する  
条例の制定について  
日程第17 議案第48号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制  
定について  
(総) 日程第18 陳情第1号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とそ  
の「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳  
情書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 稲留 光晴	9番 上原 正一
4番 諸木 悦朗	10番 小野 光夫
5番 宮本 昭一	11番 児玉 孝徳
6番 中倉 広文	12番 神崎 文男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖弘	農林振興課長 中村 富士夫
副町長 千歳 史郎	耕地課長 竹本 忠行
教育長 藤井 光興	建設課長 時見 和久
会計管理者 西高 和義	農委事務局長 相星 永悟
総務課長 上橋 孝幸	水道課長 高田 利郎
企画調整課長 中野 伸一	教委管理課長 上野 明仁
住民環境課長 岡留 和幸	社会教育課長 宮本 修一
保健福祉課長 谷迫 利弘	税務課長 本松 健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 本高 秀俊
次長兼調査係長 福永 浩二
議事係長 上床 就路

庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（神崎文男君） これより、令和3年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、富重幸博君、及び3番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。  
今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月23日まで16日間といたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日より12月23日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 行政報告

- 議長（神崎文男君） 日程第3「行政報告」を行います。  
これを許可します。
- 町長（東 靖弘君） 令和3年第4回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

まず、はじめに、企画調整課関係でございます。株式会社JTBの大崎サテライトオフィス開設について御報告させていただきます。9月3日に地方創生に関する連携協定を締結いたしました。本協定に基づき、先月26日に三文字地区の新堂歯科医院跡地にて開設式が行われ、議長を含む関係者にて参加いたしました。このサテライトオフィスが起爆剤となり、新たな関係企業の誘致につながるよう期待しております。

次に、保健福祉課関係でございます。新型コロナウイルスに対するワクチン接種について御報告いたします。まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。11月21日現在で、全体では約87%の方が2回目の接種を終えている状況でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約94%の方が、

64歳以下の方につきましては約81%の方が2回目の接種を終えております。また、接種方法の割合でございますが、中央公民館等での集団接種が31%、医療機関での個別接種が69%となっております。本町の特徴といたしましては、集団接種の割合が近隣市町と比較しまして高い傾向となっているところでございます。なお、ワクチン別の割合でございますが、ファイザー社製が97%、モデルナ社製が3%でございます。現在、追加接種といわれます3回目の接種に向けまして準備を進めているところでございます。本町でも12月の医療従事者から始まりますが、接種対象者は2回目接種完了から、原則8か月経過した18歳以上の方でございます。引き続き、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種を進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第4号））

○議長（神崎文男君） 日程第4、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、11月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に9,538万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億9,669万2,000円にするものでございます。

補正の内容は、11月19日及び26日に閣議決定された子育て世帯に対する給付金に係る子育て世帯等臨時特別給付金の経費でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

一般会計補正予算（第4号）は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国が経済対策として、18歳以下の子どもに対し、1人当たり5万円を給付する子育て世帯等臨時特別支援事業に係る関連経費でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。

款3民生費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節3職員手当等11万

4,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費15万2,000円は、消耗品費でございます。節11役務費32万3,000円は、通知文書等の発送に係る通信運搬費19万5,000円と、口座振込に係る手数料12万8,000円でございます。節18負担金、補助及び交付金9,480万円は、子育て世帯等臨時特別給付金でございますが、給付対象者は1,896人を見込んでおり、12月末からの給付開始に向けて準備を進めているところでございます。

最後に、予備費を載せてございますが、これは財源の調整でございます。

次に歳入について御説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目2民生費国庫補助金9,538万8,000円は、子育て世帯等臨時特別支援事業の事業費及び事務費に係る補助金でございます。

以上で、歳入の説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第4号））」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第5 認定第1号 令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（神崎文男君） 日程第5、認定第1号「令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました認定第1号「令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月5日に委員会を開会し、審査班の編成、審査期間並びに日程、審査方法を決定しました。翌日以降に、審査班ごとに所管する事務事項の担当課長等の出席を求め、審査した次第であります。

なお、審査班の編成及び所管事項について、第1班は、班長、吉原信雄委員、副班長、上原正一委員、委員として、中倉広文委員、平田慎一委員の4名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当、第2班は、班長、稲留光晴委員、副班長、諸木悦朗委員、委員として、小野光夫委員、中山美幸委員、宮本昭一委員の5名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については、委員長の私が担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月5日から10月19日までの15日間と決定しました。

審査の方法について、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されたか。歳入は予算どおり適正に確保されたか。歳出は適正に執行されたか。町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されたか。以上の点に留意し、審査いたしました。

今回の決算審査特別委員会では、1班の平田慎一委員から町長に対する質疑がありました。質疑は、決算審査日程の最終日10月19日の委員会で行いました。通告は、地域経済循環創造事業交付金返還金に関しての件名で、4件の要旨について質疑がありましたが、要約して報告いたします。

1点目、収入未済額の返還金の徴収について。決算審査における監査委員の意見書の中にも、地域経済循環創造事業交付金返還金の収入未済額については早期徴収に努めるようとあるが、どのように捉えているかとの問いに、今まで、議会へも徴収する努力はすると言っていたが、令和2年11月に松本商会株式会社の破産手続が終了し、法人としても、松本社長個人としても、現実にはこれ以上の徴収は難しいと考えている。歳入欠損分については、毎年、収入未済額として上がってくるようになるとの答弁でした。

2点目、町民への説明責任について。今回の件についての経緯や検証、返還金の住民負担について、住民への丁寧な説明が必要ではないかとの問いに、行政のすべてのことに関して住民に説明することは、範囲も広く難しい部分でもある。直接選挙で選ばれた議員が住民へ説明する立場にもあり、そのことが一番の役割を担っていると考える。誘致企業でもあったことから、野方地区の住民の方には地区座談会等を開いて、この経緯等を話しているとの答弁でした。

3点目、本町及び会計検査院の調査及び結果報告について。補助金の二重申請や機械設備の無断売却について、会計検査院による実地検査及び検査講評と、大崎町自体の調査を行ったのかとの問いに、会計検査院による実地検査は、補助金の流れや事業が適正に行われているかの検査であり、工場の休業状態や補助対象機械の無断売却について、大崎町の責任というよりも、補助金の交付を行っている内閣府や総務省等に、当該事業の制度設計、在り方等を聴取しながら調査を進めていくという検査講評となっているとのことでした。大崎町自体の調査については、会計検査院による実地検査以前に、経営状況が怪しいと言われる頃から、職員が金融機関と月1回から2か月に1回程度の割合で、立入検査を行っており、機械の無断売却をしないよう指導は行っていたとのこと、機械売却が判明したのは、大崎町以外の補助事業実施団体である県中小企業団体中央会との合同での立入検査時であるとのことでした。売却先は奈良県の事業者で、機械の買取価格と輸送費を相殺すると、松本商会への収入額はなかったとのことでした。

4点目、本件の検証による松本商会への訴追について。今まで破産宣告が確定するまでは刑事告訴はしないとの答弁であったが、破産宣告が確定し、詐欺罪などで告訴の手続をとる考えはないかとの問いに、機械売却が経営困難に充てるためのものであれば、詐欺罪として刑事事件への立証が難しいものがあり、会社としても個人としても破産していることから、裁判を起こした場合に町が要する労力と時間、費用等を考慮し判断すると、今後、訴追の考えはないとの答弁でした。

以上が、町長への質疑における報告であります。

町長への質疑に対する答弁も踏まえ、歳入、第1班及び第2班の審査の結果と要望事項について申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。

令和2年度一般会計決算における収入済額は、152億1,552万951円で、調定額157億4,264万3,923円に対する収入割合は96.7%である。収入済額を前年度と比較すると46億5,634万4,073円の増で、増加率は44.1%の増である。

増加の主な要因は、ふるさと納税寄附金の増による寄附金21億3,957万9

18円の増のほか、特別定額給付金給付事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による国庫支出金17億8,417万4,554円と災害復旧費補助金及び産地パワーアップ事業補助金等の県支出金5億2,800万9,810円の増が主なものである。

また、前年度と比較し減額となった歳入の主なものは、繰入金の2億6,640万8,117円の減が主なものであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用されたことによるものである。

なお、ふるさと納税を含む寄附金の収入額は49億8,192万5,048円で、収入済額の構成比で32.7%を占めており、本町の貴重な財源となっている。今後も、納税者との持続的な交流と魅力ある返礼品の開発に、引き続き努力されるよう要望する。

一方、収入未済額は5億2,157万7,337円であるが、このうち繰越明許費分が3億8,764万円であり、これを差し引いた額は1億3,393万7,337円となり、前年度と比較すると689万1,346円の減となる。なお、繰越明許費の収入未済額は、全額、国庫支出金である。

収入未済額の内訳は、町税の6,039万1,509円、分担金及び負担金27万7,380円、使用料及び手数料368万8,900円、国庫支出金2億6,537万8,534円、県支出金1億2,226万3,000円、財産収入382万3,640円、貸付金等の諸収入6,575万4,374円である。

自主財源である町税は、対前年度1,400万6,177円増の14億158万9,086円の収入済額で、調定額に対し徴収率で95.5%、前年度と比較すると0.4ポイント増となっており、収入済額の構成比では9.2%を占めている。

増の要因は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う個人町民税、法人町民税が減額となる中で、固定資産税の大規模太陽光発電の償却資産に係る課税が始まったことによる税額の増である。今後とも課税客体の把握、課税の適正化に努めるとともに、町民の自主的な納付意識の向上へつなげるなど、徴収率向上に向けた取組を期待する。

不納欠損額については554万5,635円で、前年度より70万8,528円の減である。解散した法人の固定資産税や、出国し将来入国する見込みのない外国人技能実習生の町民税など、現年課税分の即時消滅も行っており、年度ごとの不納欠損額が落ち着いてきている。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であることから、自主財源の確保を進めるとともに、負担の公平性の確保を図るため、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう努力されたい。

また、町税以外の財産収入等についても、収入未済額が前年度より増加している

ことから、今後とも納入に向けた改善策に努められたい。

なお、収入未済となっている住宅新築資金等貸付金償還金、地域経済循環創造事業交付金返還金及び国庫補助金返還金等の私債権で、行方不明、法人廃止等で回収の見込みのないものについては、「債権管理に関する条例」等を制定し、不納欠損処分等の対策を講じられないか検討するよう強く要望する。地域経済循環創造事業交付金返還金については、町民への説明責任を果たすよう要望する。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が、予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が99.6%の収入率で、収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上が、歳入における報告になります。

次に、歳出について、班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、賦課徴収費の手数料について、コンビニ収納や携帯アプリを活用した納税など、利便性向上を目的とした納付手段の多様化に取り組むことで支払手数料のコストが増加しているが、収納率にどのように反映しているかとの問いに対し、携帯アプリの利用については、今のところ比較データが少ない状況であるが、コンビニ収納の件数については、税の収納において令和元年度1万1,395件に対し、令和2年度が1万2,823件で、対前年比1,428件の増と、増加傾向であるとの答弁でありました。税務課所管での歳出における要望事項は、特にありませんでした。

住民環境課所管では、町道・県道の不法投棄について、場所によってはごみの散乱が多く見られ、町の景観を損ねている状況にある。環境対策として、ごみ分別と同様に不法投棄対策に取り組む必要性があることから、パトロール隊の設置や、住民の意識の向上など、町内の美化に努められるよう要望する。

また、飼い主のいない野良猫について、様々なトラブルに伴う相談・苦情が増加している状況である。周知・啓発を含め、地域住民と一体となった取組など、野良猫対策への検討をされるよう要望する。

総務課所管では、災害等の出動の中で、その他火災による出動が10件であったが、ごみ焼きを含め野焼きが原因とみられる火災が多発している状況である。小さな野焼きが大きな林野火災等となる場合もあり、また、火災の出動に伴う費用弁償も多額の財政負担となっていることから、周知・啓発を強化するなど、その他火災の発生を抑制するよう、関係部署と十分に協議されるよう要望する。

さらに、各公共施設における機械警備による業務委託について、総務課において一括契約しているが、その委託料について、他の市町村と比較して妥当な金額かどうか、再度検討するよう要望する。

企画調整課所管では、大崎ものづくり会館について、企業等の交流拠点施設として開設されてから10年が経過している。毎年、施設の賃借料を支払っており、大崎ものづくりネットワーク振興会の所期の目的である異業種の情報交換・地域貢献や人材育成にさらに取り組むため、大崎第一中学校の跡地利用を含め、今後の在り方について、関係団体とも十分な協議・検討をされるよう要望する。

さらに、道の駅くくの松原おおさき総合案内所管理運営業務について見直しを予定しているとのことだが、総合案内所の人員が減になっており、十分な観光案内業務を行えているか懸念されるため、民間譲渡したあすばる大崎との連携を十分に図り、観光振興の推進に向けた体制づくりについて、一層の検討をされるよう要望する。

また、地域経済循環創造事業交付金返還金について、破産手続の結果において返還金の一部しか返還されなかったことについて、住民への説明が十分になされたとは言えない状況である。今後の対応について、さらなる法的手段等とはとれないのかを協議することも重要であり、住民の理解が得られるように検討を重ねられるよう要望する。

保健福祉課所管では、療育の必要性があると認められた児童を対象とする児童発達支援サービスについて、町内にはサービス提供事業者がないため、近隣市町の事業所を利用していただいている状況である。担当課において、事業所誘致のための取組として希望調査を行っているが、まずは送迎サービスの提供など、希望者が利用しやすい環境づくりに努めながら、事業所誘致を含めたサービス利用環境の向上に、さらなる検討を進められるよう要望する。

以上が、1班の報告になります。

次に、2班の審査において、農業委員会所管では、農地利用最適化推進員について、条例で定められた定数より4名欠員が生じている。定数を補充し、充実した農地利用の運営ができる体制づくりが図られるよう要望する。

農業者年金の新規加入の促進について、金額の負担が大きいため、思うように加入が進んでいないとのことであるが、継続して加入促進を努力されるよう要望する。

農地の賃貸借については、近年、農業法人が増加し、農地の流動化が進んできているが、さらなる流動化を進め、農地の荒廃が進まないよう努力されたい。

農林振興課所管では、主要農作物原種ほ場設置委託関係で、収穫時の長雨によるコシヒカリ、なつほのかへの発芽や収量の影響について、収量、発芽率とも計画どおり達成しているとのことだが、今後も計画目標の維持のため努力されたい。

大崎町畜産振興協議会が、現在、畜産農家に石灰を配布しているが、踏込槽の中で石灰が沈殿し、効果が薄れるため、消毒薬の配布はできないか要望する。

昨年問題提起している早期水稻関係では、水系によって作りたい品種を作れない場合があるため、町と水利組合が一体となり水管理や品種の推奨をしていくよう要望する。

建設課所管では、築年数の古い公営住宅については、公営住宅長寿命化計画に基づき、維持・建て替えの整備を計画的に行うよう要望する。

教育委員会管理課所管では、リサイクル未来創性奨学金制度については、令和2年度までに27名の方に貸し付けている。新たな奨学金制度として多くの方に利用してもらおうよう、幅広い広報を行うよう要望する。

各学校において光熱水費等の節約がされているが、このことが児童・生徒の学習に支障を来すことがないよう要望する。

社会教育課所管では、総合体育館の屋根の雨漏りについては、これまで度々改修を行っているが、なかなか改善されていない。建築後、長年経過していることから、今後、大規模な改修工事を実施するよう要望する。

持留改善センターと持留農村広場のように、同じ敷地内に館とグラウンドがある施設が町内に何箇所もあり、それぞれの所管で使用申請が行われている。町民の利便性を考え、一括して申請が可能になるように関係各課で協議するよう要望する。

図書館運営について、利用者の実績は、コロナ禍の影響もあり令和2年度は下がっている。今後の事業の運営について、図書館協議会の組織を有効に活用し、利用率を上げ、さらに本町の情報センターとしての機能を推進するよう要望する。

耕地課所管、水道課所管での歳出における要望事項は特にありませんでした。

以上が、2班の報告になります。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定しております。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○1番（平田慎一君） 私は反対です。地域経済循環創造事業交付金返還金について、

一般会計補正予算の反対討論と決算審査特別委員会でも申し上げました。

まず、1つ目に、一般会計からの返還金の住民負担について、町民への丁寧な説明責任を果たすべきと何度も指摘しておりますが、現状、ほとんどの町民が本件の内容を知らない。言い換えれば住民不在の状態である。

2つ目に、松本商会に対して民事・刑事両方にて訴追すべきであると申し上げてきましたが、民事は、町村会の顧問弁護士によると詐欺罪の立証が難しく、予算もかかると言われておりますが、それは各弁護士の力量によるもので、判断は町長がすべきである。また、刑事裁判に関しては、検察と警察が判断するものであり、補助金の二重取りや補助事業の機械器具等の無断売却などを含む契約違反と経緯を、本町で告発状として被害届等を作成し、訴追すべきである。総額数億円という総事業費を使い、たった数か月稼働しただけで、一度も販売できる製品すらまともにつくっていない。また、社長本人がいないとプラントが稼働できない現状をかんがみると、あり得ない惨状であり、詳細を知れば知るほど到底納得できない。議会議員として、町民からいただいた負託と信頼の上に、私は反対いたします。

以上です。

○議長（神崎文男君） それでは、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） それでは、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第1号「令和2年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 認定第2号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第3号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第4号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（神崎文男君） 日程第6、認定第2号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、認定第3号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、認定第4号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました認定第2号及び認定第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月8日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億4,434万57円、歳出総額19億2,387万9,548円で、歳入歳出差引額が2,046万509円となり、このうち、500万円を基金へ積み立て、残り1,546万509円が翌年度への繰越金となっております。

歳出の款2、項2高額療養費が増加していることについて、重症化を抑制する施策が必要であると思うが、今後の対策はどうかとの問いに対し、新型コロナウイルスの感染に伴う受診控えや、軽度の症状を我慢することなどで重症化して入院につ

ながっているケースが考えられるため、健康診断で異常があった方を訪問しながら、重症化しないよう保健指導に努めていくとの答弁。

さらに、国保の財政運営について、今後の見通しや課題などをどのように捉えているかとの問いに対し、歳出については、健診受診率の向上と疾病の早期発見・早期治療により、支出の抑制を図っていく。歳入については、保険税の適正な賦課と徴収により財源を確保することで、財政運営の健全化に努めていくとの答弁。また保険税の変更等をする際は周知等を十分に行い、住民への混乱を招くことがないように、配慮して取り組むよう要望しました。

次に、認定第3号令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1億9,885万4,095円、歳出総額1億9,304万7,432円で、歳入歳出差引額が580万6,663円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

保険料の滞納繰越分の徴収について、どのような取組をしているかとの問いに対し、被保険者証を有効期限1か月の短期で発行することにより、対面機会を増やし、納税相談を行いながら徴収に努めているとの答弁。

さらに、被保険者で障害認定の資格要件は何かとの問いに対し、65歳から74歳の方で一定の障害がある方が、申請することで資格取得することができるとの答弁でありました。

次に、認定第4号令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億5,796万7,115円、歳出総額17億3,177万3,306円で、歳入歳出差引額が2億2,619万3,809円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

介護施設は入所希望に対して足りているかとの問いに対し、入所施設の待機者は、特別養護老人ホームに約20名、各グループホームにそれぞれ10名ほどいる状況であるとの答弁。

さらに、新規の介護事業者の申請予定があるかとの問いに対し、現在の第8期介護保険事業計画の策定に当たって、居宅サービス事業所の要望が1か所あり、それを盛り込んだ計画となっているとの答弁。また、ころばん体操の1回当たり1時間程度の講師謝礼について、指導内容に対して適切な謝礼金額であるか検討するよう要望しました。

以上で、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

す。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。認定第2号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第2号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第3号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第4号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 認定第 5号 令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 10 議案第 42号 令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について

日程第 11 認定第 6号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（神崎文男君） 日程第9、認定第5号「令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第10、議案第42号「令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、日程第11、認定第6号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました認定第5号、令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について、及び議案第42号、令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について、並びに認定第6号、令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件の文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月8日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

はじめに、認定第5号であります。令和2年度の給水収益は1億9,594万2,953円で、対前年度比0.31%の増額となっております。

質疑に入り、建設改良事業配水管布設替工事は、地震に対応した水道管で実施されているのかとの問いに対し、配水管布設替工事については、耐震機能を備えたジェネックス管を本管に使っている。この配水管は、地震による振動が起きても、パイプの接続部分にくさびが入っており抜けない構造であり、1つの接続部分で伸縮が効く構造の管である。また、口径の小さい管についても、耐震機能を備えたポリエチレン管とビニール管を使っているとの答弁でありました。

さらに委員から、現在、全国的に問題になっている水管橋を通した水道管は、町内に何箇所あるのかとの問いに対し、現在、水道管を通すためだけにつくられた構造の水管橋は、町内には1基もなく、橋梁に配水管を添架させた場所は18箇所あり、橋梁添架の新しい配水管は、耐震機能を備えた管を使っているとの答弁でありました。

続きまして、議案第42号であります。令和2年度の未処分利益剰余金7億9,234万556円のうち、2,125万5,401円が実未処分利益剰余金となり、このうち2,100万円を建設改良積立金に積み立てて、残りの25万5,401円を翌年度への繰越予定額とするとのことでもあります。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

次に、認定第6号であります。決算の収支状況は、歳入合計が1億9,808万3,344円、歳出合計が1億9,244万1,028円で、歳入歳出差引額564万2,316円を翌年度への繰り越しとするとのことでもあります。

質疑に入り、マンホールの管理委託は、一括でクリーンセンターに委託しているのかとの問いに対し、維持管理費の委託費料の中の大崎町クリーンセンター維持管理業務委託1,030万7,000円に含まれているとの答弁でありました。

さらに、委員から、委託料の中で、マンホール点検時の交通整理費を別途支出しているのはなぜかとの問いに対し、マンホール点検時の交通整理費は、国から5年に一度、腐食のおそれのある箇所を点検するように指導があり、通常の維持管理業務とは別の点検に係る経費である。なお、調査費用については、職員が点検を行っているため費用は発生していないとの答弁でありました。

さらに、委員から、大崎クリーンセンター維持管理業務委託料決算の不要額31万8,436円とあるが、委託料の金額軽減のためにどのような善処をしたのかとの問いに対し、委託料については平成29年度に契約単価の見直しを行っており、汚泥の堆肥化等を住民環境課のごみ処理単価とそろえている。なお、下水道処理施設で汚泥処理を行っている近隣の自治体は鹿屋市、曾於市、霧島市、大崎町の限ら

れた自治体で、処理方法が異なっている。脱水した汚泥の搬出処分を行っているのは大崎町のみで、処理事業者は志布志市と鹿児島市の2つの事業者に限られ、鹿児島市の事業者へ委託した場合は運搬費も高額になる。委託料については、今後、他の市町でも脱水した汚泥の搬出処分を行う予定があるため、経費の調査を行い、委託料の軽減に努力したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、認定第5号及び議案第42号、並びに認定第6号について、それぞれ討論・採決に入りましたが、いずれも討論はなく、採決の結果、認定第5号令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について及び認定第6号令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと、議案第42号令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分については可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。認定第5号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

○11番（児玉孝徳君） 採決に入る前にですね、起立採決になっておりますけど、小野議員は身体的なことを考慮して挙手による採決に変更できないでしょうか。

○議長（神崎文男君） 小野議員は挙手でもいいかと思えます。皆さん、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） では、これより討論に入ります。認定第5号「令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第5号「令和2年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、議案第42号「令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第42号「令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、議案第42号「令和2年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可決することに決定いたしました。

次に、認定第6号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、認定第6号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

日程第 1 2 議案第 4 3 号 令和 3 年度大崎町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（神崎文男君） 日程第 1 2、議案第 4 3 号「令和 3 年度大崎町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3, 2 5 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 1 2 億 2, 9 2 2 万 1, 0 0 0 円にするものでございます。

歳出の主なものは、企業版ふるさと納税業務委託料、大崎町 S D G s 推進協議会負担金、サツマイモ基腐病対策支援事業補助金、農林水産施設災害復旧費などがございます。歳入は、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び寄附金の増、町債の減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出の主なものから御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1 1 ページをお願いいたします。なお、人件費につきましては人事異動等に伴う増減でございますので、説明を省略させていただきます。

款 2 総務費、目 1 一般管理費、節 1 2 委託料 1 5 0 万円は、地方公務員法の改正に伴い、定年の引き上げなどに係る関連条例及び規則等について整備するための地方公務員新制度施行业務委託料でございます。

目 4 財政管理費、節 2 4 積立金 1 4 6 万 7, 0 0 0 円は、債券運用利子の増加に伴う財政調整基金積立金でございます。

目 6 財産管理費、節 1 0 需用費 1 7 0 万円は、庁舎正面玄関のシャッターが、経年劣化により使用不能となっているため、修繕料の補正をお願いするものでございます。

目 1 0 企画費、節 1 8 負担金、補助及び交付金は、合計で 2 9 8 万円でございます。主なものは、西迫自治公民館が行う異文化交流及び共生促進事業に対するコミュニティ助成事業補助金を交付決定により補正するものと、空き家リフォーム促進事業補助金を、実績見込みにより補正するものでございます。

目 1 3 地方創生費は、合計で 1 億 4, 0 8 9 万円でございます。これは、企業版ふるさと納税寄附金の実績見込みに伴い補正するものでございますが、当初委託契約に基づき、寄附金の 2 0 % を企業版ふるさと納税業務委託料として、残り 8 0 %

を大崎町SDGs推進協議会負担金として支出するものでございます。

13ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費114万円は、ひとり親家庭医療費助成金の実績見込みに伴う増でございます。

14ページをお願いいたします。目7国民健康保険事業総務費、節27繰出金212万1,000円は、国保財政安定化支援事業繰出金が主なものでございます。

目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で253万9,000円でございます。これは、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の実施に伴い、必要経費を補正するものでございます。

15ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目7園芸振興費、節18負担金、補助及び交付金2,500万円は、サツマイモ基腐病の影響を受けている生産者を支援するための補助金でございます。なお、補助金は、10アール当たり5,000円を上限に交付する予定でございます。

16ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目4学校給食センター管理費、説13使用料及び賃借料213万4,000円は、契約額確定に伴う食器・食缶洗浄機リース料の減でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費494万円は、各小学校における光熱水費と施設設備等の修繕料を、実績見込みにより増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費227万5,000円は、中学校の光熱水費と施設設備等の修繕料を、実績見込みにより増額するものでございます。

款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費は、合計で4,096万5,000円でございますが、こちらは昨年の7月と本年発生いたしました豪雨災害に係る復旧事業費でございます。

これで歳出を終わりました。次に、歳入の主なものについて御説明いたします。8ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税6,100万円は、財源の調整でございます。

款15国庫支出金から、次の9ページをお願いいたしまして款16県支出金までは、各事業の執行見込み及び決定等に伴う増減でございます。

款17財産収入、目2利子及び配当金147万6,000円は、説明欄にございますそれぞれの利子を、実績見込みにより増減するものでございます。

款18寄附金、目1一般寄附金1億4,099万円は、一般企業より相談・申し込みのあった企業版ふるさと納税寄附金を、実績見込みにより補正するものでございます。

款19繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金260万円は、空き家リフォーム促進事業補助金などの財源として予定しているものでございます。

10ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入は、合計で258万2,000円でございます。主なものは、コミュニティ助成事業助成金でございます。

款22町債、目6臨時財政対策債1,363万円は、起債限度額の決定に伴う減でございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。

(1)追加でございますが、表内に記載してございます2つの事業の業務委託料でございます。まず、大崎町家屋全棟調査業務委託料でございますが、債務負担行為期間を令和4年度から8年度までの5年間とし、限度額を1億1,308万円とするものでございます。次に、スクールバス運行业務委託料、中沖・菱田方面1路線でございます。こちらは、期間が1年間でございますので、翌年度の令和4年度に883万円を限度額としてお願いするものでございます。

第3表地方債補正でございます。(1)変更でございますが、起債の目的欄の臨時財政対策債の限度額を、起債限度額の確定によりまして補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上で説明を終わりますが、19ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○8番(中山美幸君) まず、債務負担行為1億1,308万円の計上がしてございますが、これは家屋の全棟調査をやるということで、以前から全棟調査をやったほうが良いということで私もいろいろと申し上げておりましたが、やっと実現できるのかなというふうに考えておりますが。これを見ますと、令和4年度、次年度から予算の計上がなされるのかなというふうに思うんですが、5年間かけて全棟調査をして、それから課税をするのか、それとも、令和4年度に調査した部分、これについて順次課税をしていくのか、どういった方法で課税措置をしていく計画なのか、まずそれですね。

続きまして、まだあります。それから、12ページのSDGs推進協議会負担金、ここに1億1,269万2,000円ということで計上がしてございまして、一般会計の当初予算で8,010万円ほどでしたかね、計上がしてありまして、かなりの金額が増額になっておりますが、この協議会に、先ほど歳入のほうで説明がござい

ましたけども、80%がこちらのほうに入ってくるということで了解はしておりますが、この協議会負担金、これについてはどのような用途をするのかということがあります。

それから、もう1点。先ほど、同僚議員も以前からいろいろと質疑をしておりましたサツマイモ基腐病に10アール当たり5,000円の支援金ということで、これは早急に決定がなされたということをございましょうが、これをどのような形で、どういった耕作者に支援していくのか。例えば、本町で耕作をされていて住所が町外にあるといった場合とか、それから町内在住の住民が町外の畑地、耕作地で耕作している場合とかいろんな条件があろうと思いますが、こういったことをどのような方法で支援していくのか、これを具体的に示していただきたいというのがございます。

それから、先ほど中学校費用の中で光熱費の部分で増額の補正がなされておりますが、現在、中学校棟の空調設備については20℃の設定がなされているというような話を聞いておりますが、本当に20℃で子どもたちが快適に生活できるのか。コロナ等を考えて窓を開けていると思いますが、窓を開けている場合に、窓際、もしくは廊下側に席のある子どもたち、これが本当に快適な生活をできているか。授業の実態としてはいかがなものかということについてをお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま4点ほどの質問がありました。全棟家屋調査に関すること、SDGs協議会負担金の用途についてということ、サツマイモ基腐病対策に対する町外在住とか、あるいは町内で町外で作っている人への対応とか、また、中学校の光熱水費等に対する質問でございましたので、それぞれ担当課長のほうで答弁させていただきます。

○税務課長（本松健一郎君） 全棟調査につきまして、私のほうでお答えいたします。

御質問がありました、5年間の計画ということで、こちらのほうは3年ごとに見直しをしていく固定資産税でございますので、令和9年度で5年間見直しをかけたものについては一度にここで見直しを図る計画であります。

以上でございます。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、企画調整課のほうでSDGs推進協議会の負担金の用途について御説明させていただきます。

本町は脱炭素に取り組むということで、SDGs未来都市に指定されておりますが、本町の焼却に頼らないリサイクルシステムというものが、本来、脱炭素にどれぐらい役立っているのかという検証を今までなされておられません。リサイクル率は出ておりますけれども、どれぐらい脱炭素に貢献しているのかというものを、再度、二酸化炭素の測定・分析するものと、あと、そもそもリサイクルというものが、本

町の場合はほぼ限界までできておりますので、そもそもリサイクルしないで済む再利用できる容器の開発や回収システムの調査・研究を、企業と一緒にやる。それから、その測定・分析、調査・研究について、専門的知識を持った大学の先生であったり、いろんな研究者の協力を得て進めるということで、各協力企業、研究者を全国から募集するというようになっておまして、その経費に充てることになっております。

以上でございます。

○農林振興課長（中村富士夫君） サツマイモ基腐病対策の対象者ということでございますけれども、町内に住所を有するというのがまず基本でございます。それから、法人の場合には、主たる事務所の所在地。

町内に住所を有する方につきましては、町外での生産の部分も対象にということにしております。

それから、5,000円ということになっているんですけれども、令和3年産のサツマイモ生産状況補助ということで、こちらにつきましては、出荷契約のある方ということでしております。これが3,000円で、あと、もう1つのほうは、サツマイモ基腐病対策補助ということで、土壌消毒とかウイルスフリー苗とかそういった対策に取り組んだ方に2,000円ということで、最高10アール当たり5,000円ということで交付を予定しております。

以上でございます。

○教育長（藤井光興君） お答えします。

夏場が28℃です。冬場が20℃としておりましたが、おっしゃるとおり、コロナで換気のために窓を開けますので、20℃については低いなと考えて、今後また検討したいと思っています。

○8番（中山美幸君） 説明していただきました。特にですね園芸振興費の中のサツマイモ基腐病については早急に対応がなされているということなんで、質問については了解しておりますが、今後、いろんなこういった疫病といいましょうか、出てくる可能性があります。そういったときに、町長としてこういったときのための基金の積み立てというようなことは考えていないのかどうか。ただ、突発的に出たときに支援する、それだけでいいのかどうか。やはり、一般財源を考えた場合にはですね積み立てをしておいて、そういった部分で出していくというようなことも考える必要があるんじゃないかと思いますが、町長としてはどのように考えているかということ、まずお答えいただきたいということと、それから、小中学校の空調の問題。やはりですね確かに子どもたちが快適な生活を送れるような措置をですね、もう決まったからそれじゃなくて、本当にどうなんだということ把握していただい

て善処していただきたいと私は思うんですが、2つのことについて答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） サツマイモ基腐病に対する被害額が大きい、したがって、生産者を支援するための基金設置についてという御質問でありました。現時点ではそこまでは考えておりませんでした。

サツマイモ基腐病はなかなか解決するのが難しい状況でありますので、現段階ではウイルスの解明や、農研機構等においては農薬の研究とか進んでいるところでありますが、そういったところにそういう方向での調査・研究というものは我々も取り組んでいくべきだという考え方であります。

実は、土曜日に鹿屋市で、地元の国会議員、あるいは農林水産省の各担当の方々、かなりたくさん来ておられて、そして農協関係とか生産者とかそういった方々との協議会がありました。その中で、サツマイモ基腐病については、実際七、八年前から発生していたということが生産者のほうから発表があったところではありますが、それを現実に突きとめたのはここ一、二年の、2年ぐらい前からでありますので、それから調査・研究しながら、農薬の問題、あるいは土壌の問題、そういったところを研究をしてきておられて、また、そういった報告もあったところがあります。しかしながら、なかなかこれを根治するということは難しい状況で、現時点では難しい。コナインという新たな苗もつくられておりますけれども、完璧に100%感染しないというわけではないという状況であって、生産者の方々の生産量の激減に伴う経営の逼迫ということはあるということも現実に示されたところがあります。

今まで、我々としては広域的な取組、そういった実証圃とかそういったもので広域的な取組を進めてきておりましたが、やはり、ここらについては各自自治体で実証圃を設置するなどの勉強をしながらやっていく。当面、そこに力を入れていくべきかなと私自身は思っておりましたので、ただいま基金の設置ということにつきましては、また、近隣の自治体とか同じような状況が続いておりますので、そういったところともお互いに検討してまいりたいと思います。

○教育長（藤井光興君） 議員がおっしゃるとおり、確かにコロナ関係で換気をしなければいけないということで、温度設定については細かく検討しておりませんでした。早急に検討して、今日の午後からでも学校に指示したいと思います。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（平田慎一君） 債務負担行為のスクールバスの運行についてですが、これは前回、一般質問でも質問をしておりましたが、入札業者が2者しか今までいなくて、結構高額であったという部分の指摘と、今後、改善していくということで御説明、前受けておりましたが、スクールバスの運行に関しては入札は何者だったのか。前

回と同じ2者だったのか、それとも増えたのか。そして、この金額は前年度より上限があったのかどうかというのを御説明ください。

○教委管理課長（上野明仁君） スクールバスの業務委託料についてですが、まず、上限額につきましては、国で定める計算方式に則って、今回、上限額を定めております。

入札に関しては業者が3者ほど指名出ておりますので、それに基づいて指定ということで考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 入札業者が1者増えているということですね理解しておきます。いいことではあるのかなというふうに思っておりますが、多分、予算に関しては昨年と変わっていないのかなというふうに思っております。この部分の圧縮も含めてですねやっぱり検討していくべきなのかなと御指摘しておきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

### 日程第13 議案第44号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第13、議案第44号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,753万4,000円とするものでございます。補正の主なものは、国保財政安定化支援事業算定額及び前年度繰越金の増額に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。補正予算書の7ページ

をお開きください。

歳出から御説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費33万円は、節18 負担金、補助及び交付金に国保自庁システム改修負担金を計上いたしました。個人住民税令和3年度税制改正に伴います総合行政システムの改修に係るものでございます。

次の款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分、次の項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の項3 介護納付金分、目1 介護納付金分、次の款5 保険事業費、項1 保険事業費、目1 保健衛生普及費、次の8ページをお開きください、項2 特定保健診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、共に財源変更によるものでございます。

款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 保険者努力支援交付金償還金、節22 償還金、利子及び割引料の64万円と、目4 災害等臨時特例補助金償還金、節22 償還金、利子及び割引料の2万5,000円は、それぞれ説明欄にございます交付金等の実績による返還金でございます。

以上で歳出の説明を終わりました、次に、歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節2 保険給付費等交付金（特別交付金）658万6,000円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ交付見込みに基づきまして減額するものでございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金212万1,000円の増額ですが、節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は30万4,000円の減額、節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は42万8,000円の減額、節5 財政安定化支援事業繰入金は285万3,000円の増額、それぞれ実績見込みにより増減額するものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 前年度繰越金、節1 前年度繰越金546万円の増額は、繰越額の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○3番（稲留光晴君） 歳出のほうの8ページのところでですね過年度保険者努力支援交付金というのが返還金ですね、あります。それと、あと、歳入の分で、6ページ、保険者努力支援分が352万9,000円と減らされているんですね、ということなんですよね。それで、回数、お金が増えたということは保険者努力が目標より、目標を立てられますが、こういう項目でですね足りなかつた、点数が足りなかつたということで交付された見込みのもらった分の支援金が返さなきゃいけないとい

うことで理解していいんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お尋ねの、歳出の償還金の分と歳入の保険者努力の減額の兼ね合いですけれども、これは対象年度が違っておりました、償還金につきましては、過年度ですので令和2年度の保険者努力支援制度になりました、歳入の分につきましては当年度、令和3年度の保険者努力支援分になります。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 保険者支援金は減っているんじゃないかと減らされているという理解ですね、理解しているんですけど。ちょっとそこら辺を。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 令和3年度の歳入の保険者努力支援分については、当初の見込みより減額になるという見込みになっておりますので、また今後、実績をもう一回、年度内に上げますので、それによってまた、3月で実際に近い金額が出てくるものと考えております。

以上です。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第14 議案第45号 令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第14、議案第45号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を1億9,571万6,000円にするものでございます。

歳出は、職員手当の変更に伴う人件費の増額が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、目1下水道総務費の補正はゼロ円でございますが、職員の扶養の増に伴いまして、節3職員手当2万円、節4共済費5万4,000円を増額

するものでございます。節8旅費は、実績見込みによりまして2万1,000円の減、需用費は執行残5万3,000円を減額し、調整するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第45号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号「令和3年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第15 議案第46号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（神崎文男君） 日程第15、議案第46号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

過疎地域自立促進特別法（旧法）が本年3月末に期限を迎えましたが、過疎地域については、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新法）が、本年4月1日に施行されました。新法の施行に伴い、引き続き、本町の実情に応じた、独自の創意工夫による積

極的施策を実施するため、新たに令和3年度から令和7年度までを計画期間とする大崎町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、大崎町過疎地域持続的発展計画につきまして御説明いたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、これまでの過疎法でございました過疎地域自立促進法が令和3年3月末で期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日に公布されたところでございます。

過疎対策事業債による普通交付税措置、国税の特例や地方税の減収補填措置などの各種優遇措置を受けるためには、新法及び県が定める方針に基づく大崎町過疎地域持続的発展計画を策定する必要があり、そのためには議決が必要であることから、今議会での上程となっております。

国勢調査による人口と財政力が過疎地域の要件となっておりまして、本町は平成29年度から令和元年度の財政力指数の平均値が0.4以下、かつ昭和50年から平成27年の40年間にわたる長期的な人口減少率が25%となっていることから、過疎地域として指定されております。

新たな過疎法におきましては、過疎地域の自立促進から持続的発展へと目的が見直されており、過疎対策の目標として新たに移住・定住、再生可能エネルギーの利用推進等が追加されているところでございます。

今回お諮りする過疎計画案につきましては、法の定めにより構成されておりまして、計画書の1ページから12ページまでがいわゆる基本的な事項となっております。その中で、町の概況、基本方針や目標等を記載しているところでございます。

13ページ以降で、移住・定住、地域間の交流の促進、人材育成等に始まる各分野ごとの現状や対策、計画等を記載しております。

この過疎計画は、あらかじめ県と協議をしなければならないことと新法に定められておりますが、既に県との事前協議は終えているところでございます。

また、最後になりますけれども、今後の社会情勢によりましては、状況に応じた事業の計画の見直しが必要であると思われまますので、その都度、議会にお諮りしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11人の諸君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、児玉孝徳君、副委員長に、7番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

日程第16 議案第47号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第16、議案第47号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新法）が、本年4月1日施行されたことに伴い、大崎町過疎地域産業開発促進条例について、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例は、本町における産業の開発を促進するために町内に新設または増設される工場等の固定資産税を一定期間課税免除するためのものでございますが、上位法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに対象業種を追加する等、制度の拡充がなされたことから、必要な改正を行うものでございます。

また、支援措置でございます固定資産税の課税免除を受けるためには、議案第46号でお諮りしております新過疎計画の策定及び議決、また新過疎計画の中において産業振興促進事項と根拠条例の整備が必要であることから、今議会での上程となっております。

新過疎法により拡充された内容につきましては、対象業種に情報サービス業等が追加され、取得価格要件が、これまでの2,700万円を超えるものから、資本金の規模に応じてでございますが、500万円以上に引き下げられまして、また、これまで対象設備が新設・増設のみであったのに対し、取得も含まれるようになった点などがございます。

なお、条例の改正箇所につきましては、新旧対照表でお示ししておりますのでよろしく願いいたします。

なお、附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行し、令和3年4月1日から適用となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、先ほど設置いたしました大崎町

過疎地域持続的発展計画審査特別委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第 17 議案第 48 号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第 17、議案第 48 号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、大崎町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、出産育児一時金の支給額 40 万 4,000 円を 40 万 8,000 円へ改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 御説明いたします。

今回の改正は、健康保険法施行令が令和 3 年 8 月 4 日に一部改正され、出産育児一時金を、現行の 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に、令和 4 年 1 月 1 日から引き上げることとされました。これを受けまして、今回、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので 2 枚目をお願いいたします。改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。

第 5 条は、出産育児一時金の支給についての規定でございますが、右欄の現行の「40 万 4,000 円」を、左側の改正案「40 万 8,000 円」に改めるものでございます。

また、1 枚目をお願いいたします。下のほうになりますが、附則といたしまして、第 1 項におきまして施行日を令和 4 年 1 月 1 日と規定しております。第 2 項におきましては、施行日前の出産につきましての出産育児一時金は、なお従前の例とする経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 48 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 陳情第1号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（神崎文男君） 日程第18、陳情第1号「「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題といたします。陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時58分

第 2 号

1 2 月 1 6 日 (木)

## 令和3年第4回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月16日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	上 野 明 仁
住 民 環 境 課 長	岡 留 和 幸	社 会 教 育 課 長	谷 迫 利 弘
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	本 松 健 一 郎

### 5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	本 高 秀 俊
次 長 兼 調 査 係 長	福 永 浩 二
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、諸木悦朗君、及び5番、宮本昭一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、2番、富重幸博君の質問を許可いたします。

○2番（富重幸博君） 皆さん、おはようございます。

私は、さきの通告に基づきまして質問をしております。

まず、第1番目は、次世代農業担い手育成対策の強化を急げということで質問をしております。今回の一般質問に当たりましては、さきの町長選立候補に当たって東町長が示されたマニフェストの中で、次世代担い手育成強化という観点から、特に農業分野に関して、さきの通告に基づき質問を進めてまいります。

我が町は、これまで基幹産業としての農林水産業を中心に発展してまいりました。しかしながら、我が町の人口は、1985年、昭和60年の1万7,689人を境に減少を続け、2020年時点で1万2,385人となり、しかも65歳以上の高齢化率は約39.4%に達し、一方で、令和2年における出生者数は僅か60人にまで落ち込んでおり、今年の出生者数は50人台になるのではないかと懸念しております。2020年国勢調査の確定値によりますと、前回と比較して、5年間で856人の人口減少で6.5%の減少率となっております。現在の人口構成を考えると、今後、毎年200人以上の減少が続くことが想定されます。

一方、農林業センサスによると、平成22年に1,776戸あった農家戸数は、5年後の平成27年には約20.4%減少して1,413戸、さらに5年後の令和2年では55.9%減少して、僅か651戸になっております。このように農林業従事者の急激な減少は、基幹産業である農業のみならず、我が町の活性化にとっても大きな構造変化を伴う危機的な状況を生み出していくことが想定されます。

このようなことを踏まえ、我が町の農業従事者及び農業担い手の現状について、町長としての認識をお伺いし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町でも、少子化・高齢化が急速に進んでおり、その影響は大きく、2020年の農林業センサスによる農業経営体数は、5年前の調査時より減少しております。また、本町の農業担い手、認定農業者も減少しており、後継者がいないなど、高齢による離農者が増えております。

また、温暖化など、農業収入の不安定から認定農家を辞めるケースも増えているなど、農業環境は大変厳しい状況にあると認識しております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 我が町は、2021年から2029年までの9年間を計画期間とする第3次大崎町総合計画を策定し、9年後の目標を設定しているところであります。この計画策定に当たって、担当課で行ったアンケートの中で、本町のイメージを問う設問のうち、「よいイメージ」では、中学生の約23%が「自然豊かな町」を、一般市民の約30%が「リサイクル日本一の町」をそれぞれ1位に上げ、一方、「悪いイメージ」としては、中学生の約25%、一般市民の約24%が「人口が減り続けている町」というのを、双方とも1位に上げております。

本町は農業を基幹産業としていることを踏まえ、担い手農家数の変遷と現状の年齢構成はどのような状況になっているのかについて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの、担い手農家数の変遷と現状の年齢構成ということで御質問でございました。

担い手農家の変遷につきましては、農業者数で回答をさせていただきます。認定農業者数につきましては、平成29年度223名、平成30年度221名、令和元年度223名、令和2年度207名、令和3年度205名でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、農業担い手の現状について御説明いただいたところでございます。

それでは、農業生産法人の現状についてはどうかについてお尋ねしてまいります。農業就業者数や担い手農家の減少は、広大な農用地における休耕地や耕作放棄地の増加や有害鳥獣類の被害の増大につながることを考えると、農業生産法人の動向も大きな影響を与えることになるかと思いますが、これについてはどのように捉えておられますか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの御質問で答弁が不足しておりましたので、また、ここで述べさせていただきます。

年代別で申しますと、平成29年度が30代14名、40代31名、50代44名、60代59名、70代以上23名です。また、平成30年度は30代が9名、40代31名、50代41名、60代61名、70代以上25名です。平成元年度

は30代9名、40代28名、50代41名、60代56名、70代以上30名です。令和2年度は30代9名、40代27名、50代49名、60代51名、70代以上29名です。令和3年度は30代9名、40代27名、50代49名、60代50名、70代以上28名となっており、過去5年間の数字を見ますと、年齢構成に大きな変化は見られないところでございます。

また、ただいまの御質問の農業生産法人の動向について、どのように捉えているかということでございますが、本町で認定されております農業生産法人ですが、平成29年度34法人、平成30年度32法人、令和元年度31法人、令和2年度30法人、令和3年度30法人でございます。

ここ数年、温暖化による農産物の価格低迷や基腐病による収量の減少、新型コロナウイルス感染症による労働力不足など、厳しい状況にあり、農業生産法人も減少傾向にございますが、土地の集約や販路の確保、スマート農業の導入など、持続可能な農業を目指し対応されていると認識しております。

以上でございます。失礼しました。

○2番（富重幸博君）　ただいま御説明いただいたところでありますが、上の年代ほど人数が多くなっている、若い世代が少ないということでございます。

それでは、次の、新規就農支援対策の一層の充実という観点から質問してまいります。

新規就農対策については、大崎町新規就農支援事業において、対象者を就農年齢45歳以下で、大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設等の保有者で、中核的農業経営者となり得る者とあり、5年間は離農できないという条件のもと、就農奨励補助金として一時金20万円の支給と、就農研修費補助金として、町外出身者へ研修資金月額10万円、町内の場合は同5万円を支給するもので、先進農家での研修2年間で義務づけるものとなっております。

今後とも、農用地の生産基盤としての活用と災害防止及び景観保全上の維持・管理などを含めて、担い手不足は我が町の持続的な発展にとって大きな課題となっております。農家戸数の推移を見ると、平成12年の2,158戸から、令和2年度は1,032戸となっており、20年間でおよそ半分の1,153戸減少しており、年間平均にすると約58戸ずつ減少していることとなります。

農林業センサスによると、現在の農業就業人口は1,122人となっており、新たな農業担い手の育成・確保は、我が町の未来にとって最大の懸案事項となっていることは間違いありません。

そこで、ここ数年の新規就農者の年度別戸数の推移について、また、その後、離農者などいなかったのかを含めて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

新規就農者の戸数についてでございますが、平成28年度4名、平成29年度6名、平成30年度5名、令和元年度5名、令和2年度3名になります。また、平成29年度の新規就農者のうち、1名の離農が確認されております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 新規就農者の資料もいただいておりますが、ただいまの説明によりますと、私のほうが農林振興課からいただいた資料をもとにしていきますと、全体として11年間で47戸、年平均にして4.3戸ということでございますが、その内訳として、この11年間で園芸25戸、年平均に直すと2.3戸、畜産で22戸、年平均2戸というものであります。

一方、農林業センサスによると、全体の就業人口は1,122人のうち、60歳以上が804人で約72%となっており、残りの28%、318人が60歳未満ということになります。新規就農者の、ここ近年の就農実態と農林業センサスの示すこれらのデータについて、どのように認識しておられますか。

○町長（東 靖弘君） 新規就農者の近年の就農実態についてでございますが、ここ数年の新規就農者の実態を見ますと、過去5年間の平均では4.6人で、畜産農家が過半を占めており、果樹、園芸などへの参入が少ないと認識しております。

また、2015年の農林業センサスにおける農業経営体数も、2015年が932戸、2020年が651戸と、この5年間で281戸の減少ということで、年間に換算すると毎年約56戸の方々が離農されたこととなります。この数字から、高齢化の影響もありますが、農業離れが進んでいることを認識しているところでございます。

○2番（富重幸博君） 今後、徐々にリタイヤされている世代の方々が圧倒的に多いということは、後継者育成が喫緊の課題となっていることを示しております。

そこで、新規就農者育成、次世代の大崎町農業担い手の育成について、どのようにお考えかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

過去の新規就農者の数や農業者数の減少を考えますと、今後、本町の農地を維持していくためにも新規就農者並びに次世代の大崎町農業担い手を育成・確保することは喫緊の課題であると考えております。

このようなことから、今後、本町で農業をやってみたいと思ってもらえるような施策が必要だと感じております。

○2番（富重幸博君） 農林水産省においては、2022年度に、将来の農業担い手となる49歳以下の新規就農者を育成する支援策を刷新する旨の記事が、11月14

日付の南日本新聞に掲載されました。

これは、新規就農者の初期負担をできるだけ軽減するため、一括で最大1,000万円を支援するほか、就農者を指導する農業法人などへの助成機関等も見直すというものであります。記事中に、現在でも市町村から営農計画の認定を受けた場合、最大690万円の支援を受けられるようになっていたものを、今回大幅に引き上げるという内容であります。

そこで、この国の示す支援策に関して、現段階における制度設計などの検討状況と併せて、既存の支援策について、本町における活用状況はこれまでどのように取り組んでこられたかについて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。既存の支援策でございますが、農業次世代人材投資事業経営開始型は平成24年から開始されており、これまでに14名の方がこの制度を活用されておりますが、年度別の状況につきましては、平成24年度4名、平成26年度1名、平成28年度5名、平成29年度2名、令和2年度2名でございます。

令和4年度からの新規就農者育成総合対策事業について、経営開始資金として1,000万円を無利子融資の上、その償還金を国と地方自治体が2分の1ずつ補助するものでございます。そのほか、同事業では、技術面の支援や人材呼び込み等の促進に関してなども補助がある見込みとなっております。

本事業につきましては、農業への人材の呼び込みと定着を図るためにも必要な支援と考えております。現状においては詳細についての要項等が示されておきませんので、詳細がわかり次第周知を図り、対応したいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 是非、十分時間をかけて制度設計をしていただきたいと要望しておきます。

次に、新規就農支援については、県内各市町村で農業公社あるいは同様の組織を設立したりしながら、多様な支援策を講じて懸命に取り組んでおります。いずれにしても、町長の公約でもある農業公社設立には、一定の期間が必要であることから、国による新たな支援策を基本に、現行の大崎町新規就農支援事業についての年齢要件や支援内容を含めて見直し作業を進めていく必要があると私は思います。

しかしながら、新たな新規就農支援策については、必要な制度設計、条例等の制定など乗り越えるべき課題がございます。これらを踏まえて、ちょっと重複するかもしれませんが、町内外への情報発信などを行っていくことになると思いますが、現段階でどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。農業公社設立までには時間を要しますので、

令和4年度から、ピーマン農家を育成するためにピーマン農家への新規就農研修を実施する予定でございます。研修生への手当は、国の制度等を活用しながら、1年目は夫婦で月に25万円、単身で月15万円。年齢につきましては、おおむね45歳未満を対象に考えております。

また、先ほど申し上げましたが、国の新たな支援策の要項など詳細が示されたときに、改めて内容を確認の上、担当課と協議させていただき見直したいと考えております。

以上でございます。

**○2番（富重幸博君）** 是非ですね、国のほうも690万円を1,000万円まで引き上げるといことですので、ここの支援策の見直しについては、やはり周辺市町にプラスアルファをするぐらいのですね、金額を積みますとかですねいろんな支援策の中で工夫を凝らしていただきたいということを要望しておきます。

次に、農業公社設立に関する現段階での取組状況について質問してまいります。市町村農業公社は、1990年代に全国で設立が相次いだことは私も承知しております。隣接する志布志市においては、平成8年、旧志布志町時代に県内で2番目の公社設立を行い、あと旧有明町、旧松山町、これも11年、13年で設立を果たしております。これにより、地域農業振興、農村活性化、農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、地域社会を発展させる目的で、農地の流動化、農作業の受委託に併せて、新規就農者の育成を3本の柱としております。志布志市発足の翌年、1991年4月1日に、ピーマンを主幹作物として財団法人志布志市農業公社と改正、また、国の制度改正により、現在は公益財団法人志布志市農業公社に名称変更し、今日に至っております。

私も資料をいただいたんですが、平成30年、冬・春ピーマン出荷量で、本県は1万454トンで全国3位を占めており、作付面積では県内1位の東串良町の36.4ヘクタールに次いで、志布志市が26.7ヘクタールを占めるまでになっております。なお、平成8年から現在に至る、志布志市農業公社における新規就農実績の累計戸数は61戸、就農人数で101人ということでした。

町長の考えておられる農業公社は、この志布志市モデルを参考にお考えか。現段階における取組状況について説明を求めます。併せて、本町においては、なぜ公社設立が今日まで遅れてしまったのか、その原因について、町長としての認識をお示しくください。

**○町長（東 靖弘君）** お答えいたします。農業公社設立に向けては、志布志市、曾於市の農業公社に職員を研修に行かされたところでございます。今後は、両公社の取組を参考にしながら準備を進めてまいりたいと考えております。

現段階では、設立までの準備期間、出資金、業務内容等や公社設立に伴うメリット・デメリット等について、担当課で検討しているところであります。

また、本町の公社設立が遅れているという御質問でございますが、本町には農作業の受託作業を行う農業機械センターがあって、公社設立に向けてはその業務を含めて検討していく必要もありましたので、現実に至っていないところであります。

また、新規就農者などの研修部門につきましても、これまでも多くの議員の皆様にご質問をいただき、検討を重ねてまいりました。今回、機械センターを含め検討をした結果、公社化が問題解決につながるのではないかと判断したところでございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今後、農業公社設立に向けて実務を進めていくとしても、基本的な問題として、名称はそうでもないかもしれませんが、設立にあたってのJAとお鹿児島との出資金の協議、主要事業となる農作業の受委託に関する事業、後継者育成に関する事業、及び主幹作物の選定、利用する農地の問題や付随する集積円滑化に関する事など、既存の担当課や農業委員会、または県の機関などとの連携協力の在り方を整理しながら、場合によっては行政機構の改革まで必要になってくると思われませんが、これらの課題について、どのように認識しておられますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。公社設立に向けては、本町だけではなく、JAなど関係機関の意見を踏まえながら進めていく必要があります。

また、準備委員会等での検討会や、設立に向けて体制整備や出資金等の予算的なことも含めまして様々な課題が想定されると認識しております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） さきの課題に付随して、今後、公社の組織機構や人員配置、研修内容や受入れ条件、体験者用宿泊施設と研修生用住宅、ハウス等の研修施設や器具・機材など、相当な整備が必要になってくると思われませんが、現段階で、基本的な構想はどの程度進んでおりますか。

○町長（東 靖弘君） 現段階では、農作業の受託作業、新規就農支援事業等を考えております。

研修内容や受入れ条件、体験者用宿泊施設と研修生用住宅、ハウスなどの研修施設や器具・機材等、詳しい内容については、令和4年度に設置予定の農業公社設立準備委員会の中で検討し、作業部会等にて詳細を調査・検討する計画でございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今後、農業公社を設立するとなると、公社事業の柱の1つである農作業受委託についても、現行の農業機械センターの在り方問題の整理を含め、

全体として大きな事業費が考えられますが、事業規模、事業費としてはどのように想定しておられますか

○町長（東 靖弘君） 設立に向けての事業費でございますが、まず、事務所の設置に係る経費、農業機械の確保など、多額の経費が必要になってくるものと思われま。実際どれほどの経費が必要になってくるかについては、業務内容等により大きく変わりますので、現段階では事業費の積算はできていないところでございます。令和4年度からの準備委員会の中で慎重に協議を重ね、検討をまいります。

○2番（富重幸博君） 是非、事業推進を図っていただきたいと思ひます。

現在の町農業機械センターについては、いろいろと見直しの動きが検討されているというふう聞いておりますが、将来、設立を目指す農業公社に引き継がれるものと、そういうふう理解してよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 農業機械センターにおきましては、ここ数年、受託作業の減少や農業機械の老朽化による修繕等の費用負担増が続いている状況でありまして、以前から農業機械運営審議会の中でも、今後の在り方について検討してきたところでございます。

そのような中、今回の農業公社の業務の1つに、農作業の受託作業も取り入れる計画でございます。

○2番（富重幸博君） 農業公社が設立され、スタートするまでですね現行の機械センターの存続は、是非とも必要だという声を私も多く聞いております。是非御配慮いただきますよう要望申し上げます。

さて、今後、新規就農希望者を募集するまでは、実習用地やハウスなどのいろいろな施設の関係、先ほど申し上げましたが、就農者の収益の試算、補助金や借入金の活用、研修計画、就農時に活用する、そういう資金計画を含めると、ハード・ソフト面で解決すべき各種の課題がございます。このようなことから、正式に要項などを整備し、今、設立準備室、あるいは、先ほども町長がおっしゃいましたが、準備室ですかね、私はプロジェクトチームみたいなのを編成をして、スムーズな協議・研究を進めていく必要があるのではないかと思います。タイムスケジュールを含めて、どのようにお考えか。公社設立の目標年次を含め、推進するための体制に関するお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

設立に向けては、設立準備室を設置する予定にしております。その中で、関係機関や専門的な意見を取り入れながら進めていく必要があります。

タイムスケジュールについてであります。本町の現在の計画では、令和4年度に、町・JA・県・農業委員会・共済組合・園芸振興会ほか、専門部会等の代表者

で構成予定の農業公社設立準備委員会を設置し、準備委員会での協議や準備委員会の中に設置予定の作業部会での検討会などを踏まえ、令和6年度の開設に向けて取り組んでまいる予定でございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 複数課にわたったり、いろんな組織にわたるものだから、私としては、副町長をリーダーとするプロジェクトチームの編成がいいんじゃないかなと、これは、もしよければ検討をしていただければと要望しておきます。

さて、次に、新規就農者等の支援に係る環境整備についてということで質問してまいります。今後、農業従事者の減少については先ほど申し上げましたが、新規就農者の安定的な確保というのは、先進地事例でもU・I・Jターン者の自治会や公民館、消防団など地域活動、新たな地域づくりへの参加という面で好影響が期待されるところであります。

一方、今後、高齢農家のリタイアが進むことで、農道や水路の管理など、新規就農者を含む高齢、婦女子化する農業従事者に対する負担が、これまでも増して大きくなっていくことが確実に想定されます。このようなことから、集落道や農道、水路等の整備を側面からしっかり行い、少子高齢化の中でも地域の負担とならないよう、今後、メンテナンスフリー化及び道水路等の工事については十分な予算手当をしていただきたいと思います。どのようにお考えかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

富重議員のおっしゃられるように、昨今の少子高齢化の進展に伴いまして、集落機能の低下や農業従事者の高齢化やリタイアによる耕作放棄地の増加が非常に心配されると私も感じております。集落道や農地の管理につきましても、集落の奉仕作業や農地の耕作者により伐採などの管理をしていただいておりますが、集落の高齢化に伴い、維持管理が困難になってきている状況にあると捉えております。

このような状況を解消していくため、現在、計画的な道路のメンテナンスフリー化を実施し、伐採作業の軽減を図っているところでございますが、今後も、悪条件下で伐採作業が困難と判断される道路の法面などについては、住民の皆様の安全性の確保から、メンテナンスフリーの施工については必要な予算の確保を検討したいと考えております。

また、農道整備や水路整備につきましても必要性を十分に感じておりますが、整備状況を見極めながら慎重に実施したいと考えております。

本町では、現在、農地中間管理機構関連農地整備事業により水田ほ場整備を推進し、益丸地区をはじめ、町内4地区の整備を年次的に進めております。

このようなことから、農道及び水路の整備につきましても、今後、圃場整備と一

体として整備したいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 是非ですね、こういう面の予算化は手厚く進めてほしいと要望しておきます。

さて、東串良町においては、県内で1位の水田活用による施設ピーマンの出荷量を誇り、平成30年の生産状況は、面積は先ほど申し上げましたが、生産量は4,924トンというものであります。ピーマンはクロニガ土壤を好むというふう聞いておりますが、本町の水田においてはこの条件を満たしております。

また、国においては、22年産米について、新聞記事に出ておりましたが、675万トンの減産、面積にして4万ヘクタールの作付減が必要との記事がございました。主食用米としては、青森、岩手両県を足した作付面積となるようです。農水省は、作付転換に補助金を出して、米の供給量を抑え米価の下支えを図るとありました。

このような傾向は、今後も続いていくものと思われることから、本町においても基盤整備の済んだ地域について、水田農業の継続を図る見地から、施設型ピーマンを水田転作に活用できないかと思っておりますがいかがですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町といたしましても、基幹作物でありますピーマンを推進するに当たり、水田での施設ピーマンの作付は、土地条件や環境の確認、土壌診断、また、地権者などの意見や県などの専門の意見なども参考にして、団地化も含めて検討していきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 是非ですね施設型ピーマンを、ピーマン以外にかかわらずですね進めてほしいと思っておりますが、その観点から新規就農対策については、今からも国において予算手当が続いていくことが想定されます。実際のところ、先ほど、本町で農業公社を設立しても、志布志市の例に倣うと、年間3組、夫婦の場合6人ペースですので、10年間で30戸数増えていくこととなりますので、実際、今までの実績と、そんなに大きな期待のできる形にはちょっとならない部分もございます。

そのようなことを含めて、本町にはマンゴーやアテモヤ、パッションフルーツ、ミカンなどの果樹農家や、施設園芸においても露地についてもですね多様な農作物が栽培され、販売されております。

国において今後打ち出される様々な制度を活用し、曾於市のユズに見られるようなジュース、ドレッシング等に加工できるような新たな農作物の導入や、今後、一層の地球温暖化が懸念されている中で、花やオリーブ、最近、大隅半島の新聞記事で鹿屋市の青パイアの導入例が出ておりましたが、本町でも加工など6次産業化

につながる調査・研究を進めてほしいと思いますが、町長としてどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

新規就農者の数でございますが、公社設立で年間3組、夫婦の場合6人で、10年で30戸と、現在の就農者数と大きな変化はないことから、ほかの後継者育成対策も並行して図っていく必要があるのではないかと考えてございますが、当然、ピーマンに限らず、多品目につきましても推奨を図ってまいりたいと考えております。

また、新規作物の導入についてでございますが、多様な作物が栽培される現在、栽培から加工までの6次産業化の推進や、温暖化など気候変動を考慮した作物づくりへの対応は必要だと思っております。

さらに、販路の確保、並びに安定した収入は重要になってまいりますので、県・そお鹿児島農業協同組合等と連携を図りながら、専門家の意見を踏まえ、適期適作を目指した作物導入を検討してまいります。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいまの答弁のとおりですね、そのような形で、是非ダイナミックな農政、未来につながる農政を目指していただきたいと思っております。

次に、国においてもデジタル田園都市国家構想推進交付金を創設し、地域活性化に取り組もうとする自治体を支援する構想を具体化しようとしております。

そこで、農地や空きハウス、農家住宅など空き家情報をはじめ、新規就農者への住宅情報などをデータベース化して、関連するあらゆる検索項目を活用して、農政のきめ細やかな対応が迅速にですね発動できるよう、AIやスマート農業導入に対応できるような人材の育成と、データの整備に努めていただきたいと思っております。この点について、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

AI、スマート農業への対応でございますが、全国的にも作業の効率化・精密化などを目的に導入が増えております。町では、営農担当者を研修や講習へ参加させ、スマート農業に対応できるようにしているところでございます。また、今後も、畑かんセンターなどの技術専門員の方々とも連携を取りながら対応してまいりたいと思っております。

続いて、農業関連のデータの整備についてでございますが、昨年度、町内の空きハウスの調査を行い、データベースの整備は行っているところでございます。また、別に、令和3年1月1日に大崎町農業用遊休施設バンク設置要綱を設け、使用されなくなった、あるいはその見込みも含め、ハウスや牛舎などの農業用施設・農業機

械などを町のホームページへ公開できる環境を整えているところでございます。現在、登録物件はございませんが、今後もPRを行い、施設バンクの活用を促してまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 町長は、今後の調整に当たって、SDGsを含む4本の柱を掲げておられましたが、少子高齢化の進行と人口減少、農林水産業担い手の減少や、関連する商工業を含む第2次産業の就業人口の減少は、我が町の活性化にとって大きな懸案であります。一案ではございますが、現在考えておられる農業公社については、農業機械及び農作業受委託に一本化し、その際、農業生産法人の活用や農業機械を取り扱う事業者の方々の参加も含めたJV化された形での指定管理者制度の取組なども、今後研究していくことも私は大事かと思っております。

そのほかには、南九州市穎娃農業開発研修センターを参考にすると、新規就農者・農業後継者育成対策について、総合的な長期・短期研修や、新規作物の導入、加工分野の調査・研究、バイオ苗などの生産を行っている事例もございます。このようなのがほしいというふうに私は思いますが、町長におかれては、国の動向や他の自治体における取組などの研究等を通じて、農林水産業をはじめ、各種産業の次世代担い手育成を通じて、持続可能で魅力あるまちづくりに総力を挙げて取り組んでいただきますよう要望申し上げ、この質問を終わります。

次の質問に入らせていただきます。

定住促進住宅用地としての県有地取得についてでございます。旧有明高等学校が使用した県有地の現状についてでございますが、町長としてどのように認識しておられるかです。地番は1651番地1、地積が1万34平方メートルです。現在セイタカアワダチソウが繁茂しておりますが、町長として、この土地をどのように認識しておられますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問は、旧有明高等学校の実習地として利用されておりました、大崎町菱田1651番地1の面積1万34平方メートルの県有地の件でございます。旧有明高等学校は、閉校する以前から、本町の菜の花エコプロジェクト用地として活用させていただいておりましたが、平成30年4月に供用開始したジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の工事事務所敷地として利用されて以来、本町としては活用していない状況でございます。

その後、令和3年8月12日に、学校用地畑から雑種地に地目変更された旨お聞きしております。

現状につきましては、全体的にセイタカアワダチソウや茅が生い茂り、周辺部分

が県において除草された状況であると確認しているところでございます。

○2番（富重幸博君） 当該地は、あくまで県有地でありますので、県としてどのような考え方を持っているか、また、本町に対して何らかの意見を求めるなどの経過があったのであれば、その経緯について説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） これまで、県の担当課である学校施設課から本町に対して、電話や口頭により用地購入の意向はないか、数回の問い合わせがございました。

本町としましては、使途目的が定まっていないことや、地目が農地のままであったことなどから回答を保留してきた経緯がございます。

県としては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、令和3年8月12日に学校用地から雑種地に地目変更を行い、令和3年11月10日付の文書にて意向調査が届いており、購入の意志を持って回答した場合には、売却価格の鑑定に入るとの内容となっております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 私の質問の趣旨は、定住住宅促進用地としてですねということなのですが。

最近、我が国においては相次ぐ地震の発生が大きな懸念材料となっております。菱田地区においても、海に近く、海拔5メートル未満の臨海部をはじめ、10集落近くが海拔5～10メートル近くに存在しております。住民の中でも、子や孫の代では、畑台地の海拔15メートル以上に住宅用地を求める動きも顕在化しつつあります。なお、当該地は、曾於南部畑かん事業の対象外でもあります。

今、町長の説明によりますと雑種地に地目変更ということでございますので、移住・定住促進のための、ずばりですね住宅建設用地として取得し、活用する考えはないかについてお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町といたしましても、宅地分譲用地として活用できないだろうかとの考えから、これまで複数の建築業者に聞き取りを行った経緯がございますが、当該土地での分譲はいずれも難しいとの回答がございました。また、接続道路の改修などの問題もございますので、用地取得としての購入は難しいというふうに考えております。

実際、御質問を受けまして、現地に行きました。セイタカアワダチソウや茅が生い茂っている状況もありますが、そのまま火災でも起きたら大変な状況だなと捉えたことができたことと、それから、隣の住宅、農道、また反対側の農道とかからすると、かなり土地が低くなってきているという状況がございました。そしてまた、排水対策はどうかというところも職員が調べたんですけれども、現状では排水対策もないということで、宅地分譲をするようになってきたときに相当な埋立てをしないと

ならないという大きな課題がありますので、そのことを考えたときに、どうしても取得することは難しいだろうという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） この場所は海拔20メートルということで、住宅用地としては、菱田小学校へも1キロメートルぐらいですので、あと、曾於南部畑かんのほうで排水路は、岡下から天園までのそこに排水路がございますので、地盤を上げればですねそのような形でも、そういう住宅用地としてもできるんじゃないかなと思います。

我が町にとっては、国の人口問題研究所でも2045年は50%以上が高齢化率、県内で3割がそうなるという新聞記事がございました。本町の場合も、国の予測に基づくと、実際、将来2045年は人口は半分ぐらいになる、高齢化率は50%ぐらいになるというのが出ております。人口減少のペースが加速している、我が町においては、出生者数が示しております。

子育てや定住支援など、総合的な人口対策の一層の強化が求められます。今、高速交通網の整備が進み、現況でもですね我が町の有様は大きな転換を迎えております。地域の活性化の観点から企業誘致を言われる方もおりますが、交通網の整備は、総合病院や買い物、学びの場など、十分すぎるインフラの整った隣接する鹿屋市、志布志市、都城市などへの人口の多極的な集中が加速していくことになるのではないかと心配しております。

このことは、周辺自治体にとっては一層の定住促進対策、なりふり構わない促進対策が必要なんです。そういうことで、この土地、まず、駄目だという前に、それなら排水路をもう一回見直すとかいろんな形で、そのことは野方を、前、同僚議員が一般質問して、そこで子どもやいろんな家族世帯が増えてという相乗効果が見られます。菱田小学校も複式化や、今のまま行けばですね、もう、将来小学校の廃校まで目と鼻の先です。そういうことを踏まえて、やっぱり、そこでたたくむのではなくて、一步前に、是非取得する方向で前向きな検討をしていただきますよう要望申し上げ、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩をいたします。休憩を設けますので、11時から開会ということでお願いします。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○11番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回、通告に従って、町長の6期目の公約について質問したいと思います。

町長は「SDGs未来へ羽ばたくまちづくり」と掲げられ、6期目の当選をされました。温厚な人柄で、町民からの評価は高く、実績も残され、これが無投票につながったと思われますが、長期政権になればなるほど行政から緊張感が失われ、マンネリ化を招く危険性もはらむとの忠告もあります。

そこで、これからも公約の実現に向けて取り組まれ、本町発展のため尽力されるよう質問したいと思います。近年、地球温暖化など環境問題が深刻とされ、世界中の国が温暖化を懸念し、取組を始めています。さらには、年々深刻さを増す海洋プラスチックごみ問題、早急な対策が必要です。

今回、SDGs持続可能な開発目標の1つ、気候変動に具体的な対策をとって、資源リサイクルを軸に大崎町は取り組んでいます。現在、企業は利益を追い求めるだけでなく、より良い社会を築くために積極的に社会貢献をしようと、CSR活動、企業の社会的責任の1つとして企業版ふるさと納税を行うところがあります。本町は、そんな中で注目されています。

そのような中で、今まで実績を重ねてきた大崎システムを国内外に展開し、国内外の脱炭素化を促進することを目的とした事業を推進するため、「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」をスローガンに、副町長が代表理事の大崎町SDGs推進協議会が設立されています。ここでは、ごみの分別やリサイクルのみならず、環境負荷の低い商品の開発や販売方法の開発を、小売業、消費材メーカー、素材メーカー、物流企業及び環境経済学・社会学分野での研究者とともにを行い、さらなるSDGs推進に向け取組を行っていくと伺っています。大崎システムによりごみを分別する、このように一人一人の小さな努力を積み重ねていけば、驚くほど大きな結果になって表れます。

ですが、ごみの分別には町民の負担があります。そのことにより、不法投棄やごみの焼却、さらには住みたくない町と言われるなどの問題も起きています。地球環境問題は大変重要です。しかし、住みたくない町とされたら、結果、本町の人口減少・少子化問題につながっていきます。

そこで、これまでの取組と、今後、住民の負担なくリサイクルを軸にしたSDGsの取組をどのように進めるのかを1回目の質問とします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

埋立処分場の残余年数逼迫という課題解決のために始まった、焼却に頼らない徹底した分別による資源リサイクル活動は、既に20年以上が経過しております。その間、環境省が発表する廃棄物処理実態調査において、12年連続を含む計13回

の資源リサイクル率日本一を達成するなど、本町の知名度向上に大きな効果を与えてきました。

この衛生自治会を中心とした住民の皆様、そおりサイクルセンターなどの廃棄物処理企業、そして環境施設施策全般を担う行政の三者連携の取組は大崎システムと呼ばれ、今さら申すまでもなく、国内外から高い評価を受けております。これらの取組が環境、社会、経済の三側面から評価され、2018年にはジャパンSDGsアワード受賞、さらに2019年にはSDGs未来都市に選定されております。さらに、民間企業4社とともに設立いたしました大崎町SDGs推進協議会を中心に、本町がこれまで培ってきたリサイクルを基盤とした企業との連携による各種プロジェクトを展開するとしたところ、今回の補正予算にも計上しておりますが、これらの取組に共感あるいは賛同された企業から多額の企業版ふるさと納税を御寄附いただくなど、成果が見えつつございます。

2015年に国連においてSDGsへの取組が採択されて以降、日本においても、行政及び企業レベルでのSDGs推進の動きは加速していると思われませんが、本町としては20年以上前から取り組んできた資源リサイクル活動が他自治体と比較して先駆的及び優位であることが各企業から評価されており、本町との連携の相談が数多く寄せられていることなどにつながっております。

今後につきましては、持続可能なまちであり続けるために、今まで申し上げたような優位性を生かし、各プロジェクトを推進してまいりたいと思っておりますが、今後、研究者など多くの方々が本町を訪れることが想定されます。人が集まることで地域の活力につながり、さらには持続可能なまちづくりにつながると考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 資源ごみについてですねリサイクルする分で、住民の負担なく今後進めるならどうしたらいいかということでお尋ねいたしました。資源ごみに関してはですね私や同僚議員なんかも何回も質問されています。志布志市みたいに1箇所、月一、二回の収集ができないか。有料で何でも入れられる袋を増やせないか、また、一定のごみについては常設の収集ができないか、質問するたびに、町長は衛生自治会と話し合うと答えられていらっしゃいます。結果とかをお聞きしていないんですが、どうだったんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 資源ごみ、あるいはごみの収集体制について、これまでも議員の皆さん方から、もうちょっと体制を考えるべきだという意見もいただいております。そのことは十分に受け止めておりますので、やはり、ごみ出しの対策として体制を整えていくということは必要であると考えておりますので、衛生自治会は常にその前に出しているという御質問でありますけど、実際、現場は衛生自治会が中心

になってやってくれておりますので、そこの協議を前提としながら、新たな集積場の設置とかそういったところについては、住民の利便性の向上を考えて令和4年度から対策を検討してまいりたいと思っています。

○11番（児玉孝徳君） 是非、検討していただくよう要望しておきます。

これを申し上げるのはですね、私が仕事でたら、3階建てとか4階建ての住宅とかに伺うことがあるんですけど、エアコンとかつけるときにベランダに出るんですよ。そこにですねリサイクルのピンクの袋とかいっぱい置いてあるんですよ。ベランダの部分はですね避難経路になっています。隣との仕切板を蹴破って避難するような、その前にですねいっぱい置いてあるんですよ。なぜかという、置く場所がないからですね。そういったときに、災害が起きたときに逃げられないという状況が出てきますので、その辺も考慮していただき、是非、収集場をつくってもらいたいと思います。

では、次に、SDGsの今後の取組についてですが、先日、コミュニティスクール主体で「菱田の明日を語る会」が開催されました。この中で、環境問題について、地域や学校の先生、事前に生徒からも意見を伺い、協議しました。内容や意見は、担当から町長のほうに報告されているとお伺いしております。町長は、出された意見について、どのように思われたかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 私への質問でございますので、先ほど、この文書を見て、少しだけ読ませていただいたところでございます。

コミュニティスクールでの環境教育ということであったとお伺いしているところでございます。やはり、環境問題については、児玉議員十分御承知されていらっしゃるように、様々な角度から、多分この中でも出たと思いますけれども、やはり、その基盤となるのはSDGsでありますので、持続可能な地域社会を守っていくということに対して、みんなに理解していただく、みんなが共有するということが非常に必要でありますので、こういった数々の意見が出されてきたんだろうなと思っております。やはり、資源を生かしていくとか大切にしていくこととか、そういったことを大崎町の子どもたちが十分認識していく、その過程であるということは非常に大切なことだと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 今ありましたとおりですね先生たちとか地域から小言とかそういったことは出なかったんですよ。「大崎町が行っていることを誇りに思う子どもを育てていきたい」、先生たちからおっしゃっていただきました。子どもたちからは、分別した後、どのように生かされていくのか、どのように世界とつながっていくのかを学んでいけたらいいという意見。地域の人からはですねごみを出す、集める際、子どもと関わり、地域を知ることにつながればいい、など前向きな意見

ばかりでした。このことをですね町長もしっかり認識されて、今後、SDGsの取組を進めてほしいと思います。

では、次に、スポーツと観光を核にした未来へつながるまちづくりについて。町長は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を中心に、陸上の聖地を掲げられています。トレーニングセンターは、現在、多くの利用者が訪れています。先日の土日ですね、鹿児島商業とか鹿児島高校とか多くの生徒や実業団などの方が合宿などに来て利用されています。

しかし、それだけでは本町の発展につながっていると考えているのかどうかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が平成30年4月に供用開始して以来、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてはいるものの、スポーツ合宿を目的とされる多くの方々が本町にお越しになっております。これは、過去にはなかなか見られなかったことであり、既存の総合体育館との活用と合わせながら、さらなる合宿者の増加に期待を持っております。

これまでも担当課におきまして、これらの合宿者の増加に伴い、宿泊・飲食業をはじめとする地域経済への波及効果を図ってまいりましたが、これらのスポーツ資源をこれまで以上に活用していくためには、行政だけでなく新たな仕組みが必要であると考えているところでございます。地域の魅力発信や大会、合宿誘致などのPRを行い、利用者の窓口となり、ニーズに迅速に対応し、スポーツ施設と観光関連事業者・関連業者の連携や調整をワンストップで行うための行政、スポーツ団体、民間団体などが一体となったスポーツコミッション組織の設立、また、その役割を担う人材の育成も含め、検討してまいりたいと考えております。

近年、スポーツと旅行、観光を組み合わせた新たな価値を生み出す取組としてスポーツツーリズムという概念や活動が注目を集めておりますが、スポーツコミッション組織を中心に、単なるスポーツをする、見るだけでなく、スポーツを支える人々を巻き込んだ地域経済産業の活力、また、児童・生徒に対してのトップアスリートからの体育指導など、未来を担う青少年教育へもつなげてまいりたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） スポーツと観光を確認した未来へつながるまちづくりということで、今後も是非ですね進めていっていただきたいと思いますが。

ちょっとですね高速道路を私も利用するんですけど、弥五郎インターで下りたときに、アスリートトレーニングセンターの大きな看板があります。ですが、大崎にはないんですね。下りてから国道に出たところにもありません。こういったとこ

ろに看板の設置の要望を県にさせていただきたいと思いますが、そういう考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 弥五郎にアスリートトレーニングセンター大隅の看板が設置してあるということで、1つの大きな誘導になってくると思いますので、今御指摘のありました看板設置については、県あるいは執行部自体でも十分協議してまいります。

○11番（児玉孝徳君） 併せてですね高速を下りた、大崎からアスリートトレーニングセンターまでの道路の整備ができないか、県と町と一体となってですね整備を進めていってほしいと思いますが。というのがですね、下りて看板もない、ちょっと曲がりくねった道路で国道まで出る。ちょっと遠いような感じがするんですよね。直線で結んでいただければ、利用も進むのかなと、利便性も向上するんじゃないかなと思います。県と一体として、本町でも取り組むことができないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 大崎インターが設置されるということで計画に出た時点から、県道の改良ということも県とも協議をいたしまして、あるいは歩道の設置も含めて協議したいきさつがありますが、実際、供用開始できた時点で何らの動きもないところであります。

現在、通行量が非常に多いとかそういったことも1つの要因になると思いますので、そのことも含めながら、必要性和、以前協議したいきさつもありますので、再度そういった提案はしてまいりたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 是非、今後も提案を続けていってほしいと要望しておきます。次は、人口減少対策についてお伺いいたします。

現在の少子化の推測から、人口減少の傾向は今後も続くと思いますが、どのような人口減少対策をお考えかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本議会に上程しております過疎計画の地域要件として、昭和50年の1万7,608人から平成27年の1万3,241人まで、40年間で人口減少率が25%となっており、過疎地域として指定されました。令和2年に実施いたしました国勢調査においても、1万2,385人と推計値が出されており、さらに減少傾向にあります。

御承知のとおり、人口増減の要因としては、転入数と転出数の差である社会増減と、出生数と死亡者の差である自然増減の2つの要因がございます。本町の場合、近年の外国人技能実習生の増加に伴い、社会減には一定の歯止めがかかっている状況がございますが、毎年200名を超える死亡者数に対して、出生数が100名を

下回る状況が続いており、人口減少の大きな要因となっております。特に昨年の出生数は60名にも満たない状況であり、大きな衝撃を受けております。

さて、今後の人口対策でございますが、まずは自然減対策として、健診率向上やころばん体操などの健康長寿の取組をさらに進めてまいりたいと考えております。医療費削減効果だけでなく、いつまでもお元気で長生きする方が増えることが、自然減を抑制する一助になると考えております。

続きまして、社会減対策でございます。来年度販売を開始する予定の野方地区での宅地分譲や、現在も実施しております定住住宅取得補助や空き家リフォーム補助などの制度拡充による移住・定住及び年少人口対策、さらに給食費軽減等の子育て支援策に取り組んでまいりたいと思います。

また、教育環境の充実のために、進学率が全国及び県平均を下回っている状況を改善するため、児童・生徒が放課後や休日に学習できる場づくりを行おうと考えております。

さらに、資源リサイクルの取組は高い評価を受けているものの、一方では心理的負担感が大きいとの御指摘もございます。そこで、現在のコミュニティを崩すことのないような仕組みを、衛生自治会や民間企業と連携しながら、毎月1回の資源ごみ収集にとらわれないような常設の収集体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、数点申し上げましたが、人口減少対策にはこれらの合わせ技が必要であると考えており、年限や目標数値などを定める必要があるとは考えておりますが、公約に基づき、着実に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 今、幾つか上げていただきましたが、人口が増加しているところはですね町が元気なところ、商店街が活気にあふれる商工業が盛んなところです。住んで便利なところ、働くところがある、そのような環境が必要です。

そこで、新型コロナ感染症で収益が悪化したところへ助成そして指導・助言し、町を元気にする施策はどのようなものがあるのか、その内容と時期をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 人口増加地帯のところも学びました、教えていただいたんですが、やはり住宅施策等への支援措置が非常に強力になされているということが上げられるかなと思っております。

商店街等においては、やはり高齢化も大分進んでいることから、事業継承制度とか、農業も含めてですけれども、そういったものに現在取り組んでいるところあります。

やはり、便利なところという中で医療施設があって、そしてまた公共施設とか身

近にあって、非常に商店街も活力があつてという、そういった生活の利便性のあるところに住みたいと思うのが人の常であると思えますけれども、なかなか現状は、全国の自治体の中でもそんなに進んでいないわけではありますが、私といたしましても、そういった人口増加の対策を取りながら、できるだけ町を歩いて人が通るような環境づくりの対策に向けては一生懸命やってみりたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） ではですね、新規出店・企業、そのような取組への具体的な策があるのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 新規出店への支援策ということでございますので、担当課長のほうで答弁させます。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

新規出店、新規創業についてかと思いますが、現在、新規創業の支援補助金と、あと、空き店舗のリフォーム補助金というようなものが企画調整課所管でございます。その確実な周知の徹底と、さらなる利活用促進といえますか、そういうところで御質問の新規出店を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） その辺をですね十分に充実させて定住に進めていってほしいと思います。

定住に向けた施策としてですね、町長はクラインガルテンという言葉聞いたことがありますか。

○町長（東 靖弘君） はい。言葉としては聞いておりますが、内容については十分ではありません。

○11番（児玉孝徳君） これはですねドイツで盛んな、200年の歴史を持つ農地の賃借制度です。日本ではですね滞在型の市民農園という形で、全国で今ブームになっています。どういうことかというですね、週末、土日とかに来て農地付きの住宅を借りてですね別荘がわりに使っているということで、年契約をされている自治体が多いんですけど、年間30万から50万円程度で貸し出されているところです。ほとんどのところがですね今年の予約が完売しています、ホームページとか見るとですね。効果として交流人口が増える。

新たな施設として整備されているところもありますが、本町の空き家対策としてですねちょっとしたリフォームをして、農業に関しては近所のおじいちゃん、おばあちゃんに指導していただき、来れないときなんかは管理していただくというような形でですね行っていただくと、生きがいが生まれたり、ふれあいが生まれたりして、気に入っていただけたらですね将来は定住していただけたらと考えますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 1坪菜園とか2坪菜園とか、そういったことを過去にも実施したことがあります。現在のコロナ禍の中で行く場所がないという高齢者の方々の対策の中でも、こういった自らが栽培する喜びとか、そういった空間を持つこととか、そういったことは本当に必要な施策だと思いますので、ただいまの御意見につきましては、担当課を踏まえながら勉強させていただきます。

○11番（児玉孝徳君） 是非、前向きに検討してほしいと思います。

では、子育て支援について、具体的内容をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 現在、本町が子育てに係る支援として実施しております事業は、出産祝い品を配布いたします赤ちゃんギフト支給事業をはじめ、ブックスタート事業、チャイルドシート無料貸し出し、18歳までの子ども医療費無料化、不妊治療費の助成、学校給食費助成、中学校入学時3万円の助成、リサイクル未来創生奨学金、地域子育て支援センターの設置、子育て世代包括支援センターの設置などがございます。

子育て支援につきましては、年少人口の増加を図るための重要なものと捉えておりますので、現在実施しております事業の見直しや拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、出産時のお祝い金の創設とか学校給食費の助成額の拡充とか、児童・生徒が放課後や休日に学習できる教育環境づくりであります。なお、助成額等につきましては、財政部局を中心に協議し、来年度当初予算においてお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 町長の公約にはですね「給食費軽減」というふうに括弧して書いてあるんですが、金額とか具体的にわかれば教えていただきたいですけど。

○町長（東 靖弘君） 軽減につきましては、さきに議員さんから一般質問があったところがございますが、予算編成の段階で財政状況を見ながら減額に向けての方向を詰めていきたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） それでは、是非ですね助成の増額を要望しておきます。

次に、農林水産業の振興についてですが、どのような取組を行うのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

営農推進につきましては、新規就農者の確保・育成を目的に、新たに研修制度を設け、そお鹿児島農業協同組合や畑かんセンターなど関係機関と連携を図りながら、新規就農者の確保に努めてまいります。また、農地中間管理事業を活用し、担い手への土地の集積・集約を図ってまいります。

水田関係につきましては、国の経営所得安定対策事業を活用し、水田農業の推進に努め、水稻作付についてはコシヒカリ、イクヒカリ、なつほのかの3品種が混在し、防除体系等を含め品種の統一化が必要であると思われます。その中で、なつほのかは登熟期の高温に強く、多収量でもあるため、昨年度から水系ごとに団地化を図り、県・JA・地区水利組合と連携しながら、農家にとってより収益性の高い水稻作付の推進を図ったところでございます。

さらに、国が進める緑の食料システム戦略に掲げる2050年までの取組を踏まえ、有機農業を推進し、安全・安心な農業を目指します。また、農業公社につきましては、本町の農業振興と活性化を図るため、関係機関と協議し、令和4年度に設立準備委員会を設置し、令和6年度の設定に向けて取り組んでまいります。農業生産基盤の整備については、令和2年度から益丸地区、令和4年度から有村下地区、令和6年度から谷迫地区、令和8年度から神領地区の圃場整備事業に取り組むところでございます。

畜産業につきましては、担い手や労働力の確保、農家の所得向上が課題となっております。このため、畜産のコスト低減策やICT等を活用したスマート農業の推進による生産性の向上など、食糧供給基地として、さらなる発展と農業所得の向上等に努めていくこととしております。

具体的な振興策としましては、これまでも続けてきた優良牛の導入保留の推進、及び導入保留の助成、商品性の向上につながる各種ワクチン接種の助成や家畜防疫に係る支援、各生産者団体との研修会や組織に対する支援などを含め、畜産クラスター事業や降灰対策事業など国の事業を活用し、畜産施設整備や機械導入など、生産基盤の安定化にも努めてまいりたいと思います。

林業振興については、新たな森林経営管理制度に基づき、意欲と能力のある林業事業体による森林整備を進め、木材の安定供給体制の整備確立、安全な森林の育成に必要な間伐や、主伐後の新植、下刈り等による林業の成長産業化を支援いたします。

水産振興につきましては、資源管理型漁業の推進やウナギやヒラメ等の放流事業に取り組み、今後とも各漁業団体と連携を密に図りながら、漁業経営の安定策に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、地域ぐるみによる農作物等への被害軽減対策を推進し、自己防衛手法の啓発や関係団体との情報の共有を図り、被害の軽減に努めてまいります。

以上でございます。

- 11番（児玉孝徳君） 先ほど、同僚議員のほうでもですねこのことについては質問されていますが、私のほうでは基幹作物導入についてですね詳しくお聞きしたいと

思います。

まず、基幹作物をピーマンということでもよろしいのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） はい。そうでございます。

○11番（児玉孝徳君） では、ピーマンについてですねお聞かせください。なぜ、ピーマンなのか。そして、ピーマンについては安定した収量が見込めるのか、価格についてはどうなのか。いわゆるですねもうかる農業なのか。どのくらいの農家に取組んでいただくお考えなのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの富重議員さんの質問でも、農業公社に関連してお答えをしているところでございます。

受け入れを開始できた時点で、年3戸、そしてまた10年したときに30戸、こういう長期的な構想で進めていくということになると思っております。

具体的な理由は何かということですが、温暖で日照時間の多い大隅地域は、様々な園芸作物の作付に適しております。その中でも、ピーマンにつきましても、収穫期間も長いため、軌道修正も行いやすく、また、収穫、選別、運搬など、多品目より比較的負担が少ないことや、収穫終了後、約一月程度の農閑期があり若い世代の方々に好まれるなど、利点が多いことなどが主な理由となります。

新規就農支援と合わせ、令和4年度から推奨を始めたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 幾つか上げていただきましたが、価格についてはですね、もうかる農業になるのか、その辺をどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 価格については変動的だと思っておりますが、安定した、気候変動にもよりますけれども、災害もないというわけじゃないわけですので、一応、志布志市の農業公社、お隣の東串良町のピーマン農家、身近にそういった先進事例がありますので学びやすい環境にあたりしていることと、野菜花き振興の中での、鹿児島県あるいは国の補償制度も園芸等にはありますので、そういった支援策も講じられているということが要因になっております。

○11番（児玉孝徳君） 利点が多いということで進めていくというような答弁でしたが、今後ですねどのような指導・助言、そしてPRですね、基幹作物としてブランド化していくお考えなのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 基本は農業公社を設立するということになります。その前に、令和4年度から、既に研修を含む募集、あるいはピーマン栽培に入るということを進めているところでありますが、基本的には令和6年度の農業公社の中で人材を呼び込んでいく、そこにつなげていくということになってまいりますので、そういう体制の構築をしっかりとしながら、そしてまた、農業公社推進室を整備する中でのピ

一マン選定ということになります、やはり経営ということが非常に必要でありますので、その中ではしっかりとした経営指導員の体制を入れながら進めてまいりたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） 是非ですね、いいことが多いのであれば、町として助成を行ってPRしていただきたいと要望しておきます。

それでは、防災・減災と命と暮らしの安全対策、生活環境の整備についてお尋ねいたします。

まず、近年の温暖化で豪雨災害などが多発して、本町でも甚大な被害が多発しています。そこで、災害への安全対策、そして整備計画は、どの地区をどのように行うのか。また、その時期はいつぐらいになるのか、具体的にお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、防災・減災と命と暮らしの安全対策についてでございますが、地球温暖化などの気象変動の影響により、今後、自然災害が頻発化・激甚化することが危惧されております。そのため、ハード面では、河床の浚渫や堤防の強化、排水対策、土砂災害対策など、大崎町国土強靱化地域計画に基づき、国・県と一体となって計画的に進めていきたいと考えております。

一方、ソフト面では、住民の方々に、正確かつ迅速な情報伝達と、備蓄品をはじめとした避難所の整備、地域住民の自主防災意識の向上に努めるなど、地域住民の生命や財産を守るために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活環境の整備についてでございますが、現在、農道及び集落道等の維持補充については、採石、生コンクリート、トラフなどの資材を支給して、受益者の皆様に施工していただく原材料支給制度があります。この制度は、農道をはじめとした公共施設等の保全及び集落の生活環境の整備を図ることを目的としておりますので、今後は、日頃から集落の皆様が利用される自治公民館敷地や墓地駐車場などの公共的施設の環境整備にも活用できるように、使用目的の範囲を拡充していきたいと考えております。

また、道路ののり面などの伐採作業の軽減を図るため、コンクリート打設によるメンテナンスフリーにつきましても計画的に取り組み、持続可能な地域住民の生活環境の保全に努める所存でございます。

○11番（児玉孝徳君） 本町でも、河川の近くや山の近くなどに面した場所、町内にも多くの危険箇所がございます。早急の対策を要望します。

また安全対策で、全国で通学路とかにですれ車が突っ込む事故が多発しています。生活道路、通学道路の状況について、安全対策は十分なのか。まずですれ町内での道幅の狭い道路、車が離合できないようなところで側溝に蓋ができないか、早急に

蓋をして離合できる対策をして、事故が回避できるよう要望しますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 通学路等については教育委員会のほうでも、保護者の方々、学校とか随時点検をされていると伺っておりますので、やはり危険性の高いところについては対策は講じていくのは当然かと思っております。

また、離合等について、そういった狭いところで離合という問題もありますので、1点は、令和4年度で、現在消防詰所がある裏側の道路がありますけど、非常にシラス排水路が大きいので、そちらのほうについては離合できるように既存の外蓋を設置していくよう担当課と進めておりますので、予算を認めていただいたら実行してまいります。今後、随時そういったところの点検などやってまいりたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 是非ですねそういったところの調査を行って、早急な対策をしていただきたいと思います。

幅員の狭い場所ですね、町道の幅員の狭い場所はですね道路空間を再配分することができないか。通学路でしたら歩行者、自転車道路、そういったのを中心にですね考えていけないかどうかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 危険性が高いこと、あるいは子どもたちが通学するのに、例えばブロック塀で障壁があることとか、そういったところの環境は改善していくことが必要であると思っておりますが、すべてがなかなかすぐにできるわけではなくして、予算、財源という問題もありますので、そういったものを見ながら、比較しながら優先度の高いところから進めていくという形にしたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 併せて、車両の速度低減のためにですねハンプの設置とか、歩行者と車両の区分けに車両分離用のラバーポールの設置ですね、こういったことも考えてもらいたいと思っておりますが、通山地区には線路跡地にゾーン30という、カメンコロードといわれていますけど、先ほど言ったラバーポールとかが設置されています。このようなことは考えていらっしゃらないですか。

○町長（東 靖弘君） 車両スピードを出しすぎないとか、そういったことがありますので効果は高いのかなと思います。役場のちょうど正面の駐車場に向かう、朝の送迎とか非常に多いので危険性が高いですので、そういったスピードを弱めるための基盤を設置したところがございます。やはり通行量があって本当に危険性が高いところがまず優先順位なのかなと思いますが、状況を把握しておりませんので、担当課のほうで、本当にそういった施策が必要であればそういったことも検討するようなことについてはやっていきたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 是非ですね検証して、検討して前向きに進めていただきたい

と思います。

それでは、最後にですね暮らしの安全対策のために、以前も要望しましたが、防犯灯や防犯カメラについては学校周辺には幾つか設置していただきました。これをですねもっと増設していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 防犯カメラにつきましては、登下校時の児童の危機対策というのがありましたので、町内の各小中学校の要所、要所に配置しているところがございます。

現在は、それ以上進めていないところでありますが、どうしてもここが危険性が高いとか、防犯上必要であるとか、そういったことについては、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 防犯カメラについてはですね全国でいろんな被害も起きていますので、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

また、防犯灯についてはですね明るいところというか、町内、暗いところがいっぱいあります、そういったところで、集落の方が利用しないからということで、集落ではそこに防犯灯を立てる計画はないとか、電気代は払えないとかというのがありますので、町のほうでですねその辺もしっかり見極めて、明るいまちにしていただければ、また人口対策にもなると思いますので、是非、検討してください。

以上、要望して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、13分ぐらいありますけれども、昼食のために暫時休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 町長は、向こう4年間の町政を進める上でSDGs、ごみリサイクル、ふるさと納税、ジャパンアスリートを活用したスポーツ観光振興の4項目を柱に、10項目の公約を掲げておられます。

大崎町1万2,482人の命を預かるリーダーとして、今回示されましたビジョンの結果を出す仕組みをどのように考え、どのような方法で、どのような組織で、いつ頃までに達成されるのか。公約実現に向けては、それなりのヒト・モノ・カネ・情報などが必要になってくると思われまます。そのような資源を、どのようにされるのか。

また、先般議論いたしました第3次総合計画、過疎地域持続発展計画なども、残念ながら、これ以上の本町の人口を増やし続けることは厳しい状況にあることが示されており、そういったことを中心に、今回は議論したいと考えております。リーダーにとっての方針を示したり、ビジョンづくりは大事ですが、リーダーの今日までの生き方、人生経験などによりビジョンの持ち方、思考は差違があるかと思えます。

そこで、まず、第1回目の質問として、町長の今回の公約、ビジョンに対してどのような持論をお持ちかお示しをいただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

このたびの町長選の出馬に当たって、10項目の公約を掲げました。基本的には、人が集まる町、それによって活力を生み出す町をベースにしております。1項目中の資源リサイクルとSDGsはワンセットで捉えております。資源リサイクルについては、議員の方々には十分御存じですので内容は省略させていただきますが、これまで、議会、一般質問等で指摘されていた常設収集体制の構築について、衛生自治会や民間企業との連携のもと、令和4年度から実施できるよう協議を進めます。また、高齢化等によるごみ出し困難者のサポート体制の見直しや不法投棄対策など、新たな財源を探しながら、令和4年度から5年度にめどをつけてまいりたいと思えます。

SDGsについては、住民一人一人のもと、長年にわたって取り組んできた成果を踏まえ、本年4月から、大崎町SDGs推進協議会が稼働しております。平成30年、SDGsアワード内閣官房長官賞、同じく31年には、SDGs未来都市に選定されたことから、大崎町の取組を国内外に普及することや、企業との連携による持続可能な生活用品等の開発・研究、資源循環構想の普及や定住化の拠点となるサーキュラーヴィレッジエコタウン構想を実現するため、企業版ふるさと納税の募集を行い、一定の成果を上げております。この資源を活用しながら、モデル都市環境のまちづくりを進めてまいります。構想の策定、場所の選定、用地取得など、令和4年度から開始いたしますが、議会へはその都度報告したいと思っております。4年間で先が見えるよう、具体化したいと考えております。

次に、ふるさと納税は、参加事業者との連携のもと、本町の大きな活力財源となっています。今後も継続しながら、事業者の活力と子育てや教育環境の充実に努めてまいります。また、スポーツ観光については、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が平成30年4月にオープンして以来、本町のスポーツ合宿は増加傾向にあります。さらに、合宿誘致及び地域経済波及のため、スポーツコミッションの設立を、令和4年度から5年度にかけて整備いたします。

2項目目の、農林水産業の振興については、これまでの事業の継続が主であります。新規事業として、農業公社、機械公社を含みますが、の設立を掲げました。富重議員の御質問に答えておりますが、令和6年の開設を目標に作業を進めてまいります。また、新たに有機農業の推進を掲げましたが、2050年カーボンニュートラル構想に基づくものであります。令和4年度から、組織づくりなど調査・研究を進めてまいります。また、有害鳥獣被害対策については、過去、大隅4市5町で、ジビエの活用を踏まえ対策を検討してまいりましたが、具体化していない状況であります。大崎町では、おおむね2年間、講師を招き鳥獣被害対策の研修会を実行してきましたが、その結果を踏まえ、集落や地域住民が我がこととして真剣に取り組んでいくよう、令和4年度から組織づくりなどの支援体制を進めてまいりたいと考えております。

次に、稼ぐ自治体づくりと地域経済好循環のまちづくりには、まず、4本の柱を核として、人が集まるまちづくりを進め、商工事業者等への経済の波及効果を高め、域内経済の好循環を進めてまいります。

次に、教育環境の充実、公設学習塾や自習環境の整備について、令和4年度もしくは5年度から開設を目指してまいります。また、児童・生徒の交流の推進については、国内では、小中高校生を対象に、北海道東川町ほかとの交流事業を検討してまいります。国外では、現在、アメリカ合衆国のシアトル市において、主に語学研修を目的に海外派遣事業を行っておりますが、異文化・異言語に触れることで国際感覚を養い国際化に対応できる人材を育成するため、比較的治安の安定している台湾との海外派遣研修事業を検討してまいります。また、本町においても、台湾からの留学生を受け入れるためのホストファミリーの育成にも努めてまいります。国際状況の変化などが想定されますが、できるだけ3年以内の実現できるよう努力してまいりたいと思います。

産・官・学・民連携事業については、空き家対策等も含め、令和4年度から対策を開始いたします。移住・定住・年少人口対策については、野方地区の宅地分譲について、令和4年度から造成及び分譲を開始したいと考えております。また、農業公社における施設栽培への若年層の参加や、教育環境の充実、サーキュラーヴィレッジ構想の実現による人口増を目指してまいりたいと思います。

次に、健康長寿については、健康長寿の平均年齢と平均寿命との差は、男性で約10年、女性で約13年だと認識しております。健康寿命をできるだけ延ばしながら、高齢社会を健やかに過ごすため、従来の施策に加え、以前実施していた11月23日を健康の日として位置付け、ウォーキングの実施を令和4年度に協議し、早い時期に普及を目指し、健康長寿の環境づくりに努めてまいります。

防災・減災、暮らし、安全対策と生活環境の整備につきましては、児玉議員への答弁と重複しますので割愛させていただきますが、これまで災害を受けた三文字地区の浸水対策や菱田川の河川堤防や浚渫などにつきましては、県と協議を進めながら、継続して対応してまいりたいと思っています。また、生活環境の整備等については継続の部分があり、また一部拡充して、先ほど説明したような状況で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、多文化共生社会の推進、子育て支援でございますが、多文化共生社会につきましては、民間等でかなり進めていただいている状況もございますので、やはりこういった方々が大崎町に住んでよかったと言っただけのようなきずな、支援といった体制の構築に取り組んでまいりますが、継続としてやってまいりたいと思います。子育て支援、給食費軽減等、先ほども触れましたけれども、学校給食への助成金の増額、あるいは出生祝い金等の新設を令和4年度から取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 公約とされたことについての実施年度等々については、今お話をいただきましたが、まず、町長、大きく分けて10項目ですよ、この10項目についてのビジョン、示されておるんですが、私は実行プランがないことには進まないと思うんですよ。大方、今の年号をお話をいただきました。ところがですね様々な組織を動かしたりしないと、公約実現のための実行プランというのが私はできないんじゃないかなと思います。すなわち行程表ですよ。行程表がどのような形になっているかということなんです。私は商工会等でもよく経験することですが、いろんなコンサルタントがいろんなビジョンを出されるんです。ところが、それは実行プランがないのがほとんどそうなんです。実際の工事なんかをするときの行程表、それが私は必要だと思いますが、町長は、だからどのような組織で公約実現をされるのか。実行プランはお持ちなのか、まず、そこをお示しいただけますか。

○町長（東 靖弘君） 継続事業としてきているものについては、これまで検討もしてまいりましたので、それをもとにして進めていきたいと思っておりますが、4本の柱については、十分体制を整えるべきだと考えております。

先ほど、スポーツについてはコミッション制度をつくるとお話しいたしましたが、それは地域の関係する方々との協議を、令和4年度に設立しながら取り組む体制づくりをちゃんとやっていくようにしたいと思っております。

また、サーキュラーヴィレッジ構想も掲げておりますけれども、こちらは、今までSDGs推進協議会のメンバー、MBC、相互信用金庫、そして他の出資者の方々、そういった方々との協議もこれまで進めてきておりますので、その体制を十

分に取りながら、協議を深めながら、また地域の関係者等の意見という、そこが見えないのかもしれませんが、そういう方向性で協議を進め、見識者等の参加を求めながら取り組んでいきたいと考えております。

実行の組織ということでの御質問でございますが、やはり、事を始めるためにはそれなりの組織をつくりながら、あるいは先ほども出たプロジェクトチームをつくりながら進めていくということがありますので、それぞれのセッションにおいて担当課とも十分協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君） 本当にですね町長、大方、私も賛成なんですよ。町長の出された公約、もっともだなというふうに理解しているんです。ところが、町長がこの公約を出されたときに、本当に、町長、これ、今も申されましたけど、担当課と協議をしながらということをおっしゃいましたけど、4年間のうちに実行されるつもりでこの公約を上げられたと思うんですけども、それにはやはりですね、このプランを立てられる以前に、このビジョンを出される時にある程度の行程表というのはなくては私はいけないんじゃないかなと。出した後、選挙が無投票になりましたけども、そういった状況の中ではっきりしないからそういった行程表がないということは私は公約を出される時点では、やはり、先ほど申し上げました、1万4千幾らの大崎町民の命を預かっていらっしゃる本町のトップリーダーなんですよ。トップリーダーがビジョンを示すには、やはりそれなりの実行プラン、行程表がないといけないかと、私はそういうふうに理解して今回の質問に立ったわけですけども。

先ほど同僚議員の質問に対しても、何点かをお答えいただきました。その中で、まず、資源リサイクル、SDGsについて、同僚議員も質問していましたが、町長はこういうことを申されているんですね、高齢者でごみ出しができない高齢者について、どういうふうに取り組んでいくかということの研究していくというようなことを申されているんですが、先ほどの同僚議員もありましたけども、資源リサイクルは12年連続日本一なんです。ところが、町長、町を歩いてみてください、いろんなところにいろんなごみが捨ててあります。そういったところをもう少し考えながら日本一を目指しませんか。本当に、資源だけではなくて、ごみのない町、きれいな町、そして誰もが住みたくなくなるというような町、今の状況では、先ほど同僚議員も言いました、かなりの数といえましょうか、の方々、若い人たちは、特に奥さん方です、ごみ分別が大変だから大崎町に住みたくないということで肝属のほうに家をつくる方、住宅をつくられる方、鹿屋市につくられる方、いろんな方々の話も聞いております。そういったことを考えますとですね、分別は大切ですよ、今のニーズに合っていると思いますが、それだけではなくて、そういった需要にも応えながらSDGsをやっていく。そして、資源リサイクル日本一を目指す、そういう

考えは、町長、ございませんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 当然、そういったまちづくりを目指していくわけでありませけれども、私が答えた中でごみ出し困難者対策、現在もシルバー人材センター等に対策を依頼しながら講じておりますけれども、高齢化はどんどん、どんどん進んでいく中では、なかなか難しくなっていくだろうと考えております。また、認知症の問題もありますので、こういった方々をサポートする体制をちゃんとつくるべきだと考えております。

そしてまた、サポートする人々の育成ということも必要になってまいりますことと、やはり不法投棄があることは、自分もよく回っておりますので大体確認しておりますけれども、こういった不法投棄、要するにパトロールといいたいでしょうか、そういう体制の構築をやっていきたいと思っています。そこに新たな財源を確保したいと先ほど説明しておりますが、これを継続していくためにはそれなりの人件費、事業費とか必要になってまいりますので、現段階ではそういった事業を探すということになりますけれども、公募しながら取り組んでいくということも前提条件としておりますが、そうでなかったにしても、この点についてはパトロールの実施、あるいはごみ出し困難者の支援サポートの体制の構築ということについてはちゃんとやりながら、ごみの出しやすい環境づくりについては進めてまいりたいと考えております。

○8番（中山美幸君） 今、町長が答弁されたのは、高齢者を中心とした、それとパトロールを中心とする考え方ということでございます。パトロールをしなくてもいいようなまちづくり、私が望んでいるのはそこなんです。パトロールをしなくてもきれいな町であってほしいというのが私の考え方です。SDGsは全体に絡んできているんですよ。私たちの生活全体に絡んできていますので、単にSDGs、SDGsとやってはいますけれども、それは私たちの生活全般に関わる問題であって、もう少し深いものではないのかなというふうに考えます。

そこで、町長、パトロール、それから高齢者の支援事業を考えるのであればですよ、ある程度の分別のやり方を変えて、それを分別してくれるような企業をつくっていく、そこに雇用も生まれてくるはずですよ。そういったものを考えていくという方法というのは考えられませんか。そうすることによって、今まで若い世代のお母さん方が、奥さん方が、ごみ分別が大変だから私は大崎には家をつくってほしくないよねというような考え方を持っていらっしゃる方々も、じゃあ、ちょっと負担金が増えてもいいから、そっちのほうに出そうか。そうすることによって1つの企業がそこに発生する。そこに1つの雇用も発生するというような考え方を持っていく必要も、私は今後はあるんじゃないかなと思います。私は先般、京都と奈良の

そういったところを見てきました。そういった小さな企業というのは幾つかできあがっています。そういった方策というのも私は、このSDGsを考える上では必要じゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本当にごみが散乱していない状況、散乱しているわけじゃないですけれども、不法投棄されていない状況をつくるということが、本当に理想的な町だと思えますけれども、現実には、人々が行き交う隣町とかいろんなどろで行き交っておりますので、やはり見えないところに捨てられているというのは現実の姿であります。いわゆる町民だけではなくして県民全体の意識の向上とか、各行政とかでそういったことについて取り組む、モノを大切に作る、捨てない、そういった取組、そこに教育というのが非常に必要だなと感じているところであります。大崎町においても不法投棄があるということは事実でありますので、常に、環境の日を設けながら、町においてもごみを拾いましょうということでやっておりますけれども、地域住民の中でもそういう心がけで御協力していただければすごくありがたいなと思っております。

先ほど、パトロールや支援体制、あるいはごみ出し等について説明をいたしましたけれども、まさに中山議員が言っているようなことでありまして、官民連携によって雇用を生み出すというところまで想定しながら進めていきたいと考えております。

○8番（中山美幸君） 町長は、先般の新聞の中でですねこういうこともおっしゃっているんですね。「町の取組を全国の自治体や住民に普及し、一緒に地球環境を守ろうという柱になりたい」ということをおっしゃっているんですよ。そうであれば、ほかの市町村がどうのこうのじゃないんですよ、自分ちの町からそれを進めていくというような、そういった実行力といいたいでしょうか、そういった生きがいといいたいでしょうか、そういったいきを持っていてもいいんじゃないですか、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先般、学校を訪問いたしました。教育長と訪問したんですけれども、各教室等においてSDGsの取組、理念を子どもたちに教育している、そういった姿も見てまいりました。我が町から日本に、あるいは世界に発信する。これは、長年取り組んできた結果を踏まえて、そういう方向性は変わらないと思っております。やはり小さいうちから資源を大切にする、資源循環のまちづくりをするといったことが全国に波及していくような、そういう発信の仕方ができればと考えております。

一気にというわけにはいきませんが、SDGsのアワード、あるいは未来都市という選定もされておりますので、やはり町から発信していくということは続

けていくと。その中で、教育ほど大切なことはありませんので、子どもたちに対するそういった環境教育ができるように、全国の子どもたちに発信できるように、また来ていただけるように、そういったことを努力していきたいと考えています。

○8番（中山美幸君） 先ほど同僚議員も質問しました。私は先般、環境カウンセラーの会がございました、その中でいろんな意見が、大学の教授等の話もお伺いしてきたんですが、実際、我々の町でリサイクルで処理をしている、その行き先、先ほど同僚議員も言いましたけれども、どういった行き先があって、どういう過程でそれがリサイクルされているのかということはどうですか、それを出す自治体、もしくは我々は知るべきではないのかという提案もございました。

そこまでをですね知った上でのSDGsであったり、環境であったりというふうに考えているんですが。町長、そこらへんは、私がこの前、住民環境課に行って若干聞いてみましたが、あまりそこは熟知されていないというのが私の実感です。実際、そこを担当している部署が、そういったところまでの実感が無い。我々町の住民の一部でしかそういったものは持っていないんじゃないかなと思いますが、そういったところまで考えながら、この事業を進めていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 担当課で直接聞いたというお話ではありますが、まさしく質問されたとおりでであると思います。

例えばペットボトルがどういう形で利用されていくのか、どこのほうに流れていくのか、そしてどういう形になるのかということを知るということは、分別者にとっては非常に必要なことであるし、これも教育の一環であると思っております。すべてが開示できるのかどうか分かりませんが、上勝町に行ったときに、これはこういうふうにご利用されます、これはこういうふうにご利用されますということが分別収集所において記載してある。上勝町は小さな町ですので収集所は1箇所しかないんですけれども、そこにそういったことが記載してあって、私たちが出したものはこういうふうにご利用されていくんだということを理解していただいて、住民が出しやすい環境をつくっているというのがありますので、担当課において十分な答えがなかったということではありますが、そのことについては十分協議をして、そういう開示ができるように、あるいはセンター等においてそういう方向性が示されるように、そこについては十分検討いたします。

○8番（中山美幸君） やはり若い人たちが、そういったことがあって、それがリスクになって、本町に住まないというようなことがないような町にしましょうよ。そこをもうちょっと、町長、努力しましょうよ。そうすることがリサイクル日本一、ごみのない町、きれいな町、住みやすいまちじゃないですか。是非、そういうふう

してやっていくようにですね要望申し上げまして、私たちも努力はしたいと思えます。是非、そういったまちづくりを目指しましょうよ。よろしく検討してください。検討じゃなくて、実行しましょうよ。

次にですね、町長は、農業振興の中で、先ほど同僚議員もお話をしていましたけれども、私は農業生産基盤の整備の中の農業公社設立、これについて若干お伺いしておきたいと思いますが。まず、農業公社設立にあたって、第三セクでいかれるのか、社団法人でいかれるのか、公益社団法人をつくられるつもりであるのか、その3つのうちのいずれでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 答弁が不十分な部分は担当課長のほうで答弁をしてもらいますが、まず、JAそおと連携をしながら、そこにはまた農業共済組合とか入ってくると思いますけれども、そういう体制づくりで進めていきたいと思っています。

不足する部分は担当課長の説明とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 町長と話をした中では、一般財団法人を当初設立して、将来的には公益財団法人ということで目標は掲げようかということしております。

○8番（中山美幸君） さらにお伺いしますが、一般社団法人で行われるということですが、その中で、先ほど、その法人の事業内容、これについて若干同僚議員が触れておきまして、農作業の受託事業と農業の担い手の育成、これについて触れました。ほかの事業、農地等の合理化、それから耕作放棄地の管理、それから地元農産物の販売だとか生産加工だとか、そういったことをほかの農業公社ではやっているようなんですが、町長、どういったことを主にやろうと考えていらっしゃるのか。これは法人をつくる場合の1つの事業計画の中になくってはならない問題だと私は思います。特に法人をつくられる場合に、法人の営業事項の中に記載するようになっているはずですが。その点について、町長はこのプランを出されたときに、そういったことも考えていらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 農業公社の設立の内容ということでございますが、具体的には、農地の流動化については取り組んでまいりたいと思います。そしてまた、農作業の受委託、それから新規就農者の育成、それは研修事業になりますけれども、それを取り上げていきたいと思っております。

以上でございます。

不足する部分は担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今、業務内容といたしましては、一気にすべてというわけにはいかないんですけれども、公社を設立する中では、今、町長が言われた農作業受委託と農作業サポート支援、それから畜産コントラクター事業、新規就農

支援事業、農地利用集積事業等を想定しておるところでございます。

なお、一般財団法人につきましては、設立するのに理事が3名とかいろいろ規定がございますので、それについては十分協議しながら人選等をして、農協とも協議をしながら実行していくような形で持っていきたいと考えております。

○8番(中山美幸君) せっかくすばらしいプランを出されたわけですから、当初、そのプランを出されるときにこういった事業をやりたいということをもう少し考えておいてほしかったないうふうに私は思います。そうしないと、先ほど担当課長が話をされましたように、法人登記をされる場合、法人の定款をつくられるわけですね、約款を。その中の2条、3条あたりにそれは書かないといけない部分だと私は思っています。

そうしたときに、しっかりとした目標がないことにはですね、法人設立というのはかなり難しい。それと、先ほど言われましたようにJAだとかいろんな出資の問題だとか私は出てくると思います。

それと、現在の農業委員会など、それから担当課、それから先ほども出ました機械センター、いろんなところとの重なる部分が出てくるんですね。そういったところをどのように解決していくのかというのがまず1点。委員会をつくれるその中で協議をされるのかということがまず1点ですね。

それから、現在動いているこういった法人を見てみますと、かなりの部分で経営状態がよくないということが統計的に出ているようですね。大学の論文も、この前ちょっと読ませていただきました。そうした中にも、そのようなことが書いてあって、そこをどういうふうにやっていくのかということが今後の課題だろうというような論文も出ています。町長、そこをどういうふうに考えて、この設立を考えておられるのかお示しをいただきたいと思います。

○町長(東 靖弘君) 農業公社の設立の中で、設立した段階ですけれども、取り組んでいくことについては施設園芸を中心にして、特にピーマンを取り上げたんですけれども、それを中心にやっていきたい。その中には、全国から若年層の就農したいという人たちを募集しながら、指導しながら自立できるようにやっていきたいということを考えながら、一番の目玉は、農林水産業振興の中の農業公社であります。

先ほど出ました耕作放棄地の問題、かなり耕作放棄地が今発生している状況でありますけれども、農作業の受委託組織の中でそういったことも出てくるであります。現在の農業委員会の中で耕作放棄地の解消ということも取り組んでおられるわけですから、ここらについては非常に興味を持ってやらなければならないと思っております。

経営上でかなりのところが非常に厳しい状況があるということは存じております。

その中で、志布志市が一番優良事例なのかなと思います。すべてが好循環している、好転しているというわけでもないんですけども、やはり就農体制というのが非常に充実してきているということがありますので、優良事例を模範にしながら、経営が窮する状態ということになるのを避けていくような努力をしたいと思っております。この設立にあたっては、ある程度、設立資金、準備資金ということを予算化していくということは必要であると考えております。

○8番（中山美幸君） 設立にあたっては、いろんな資金が必要だと、それはわかります。わかりますが、それはですねある程度の公益性があつてのことですので、そこらは十分に加味した上で動いていただきたいなというふうに要望をしておきます。

先ほどから、ピーマン、ピーマンという話が出ておりますが、私はさっきどうなのかなと思ったんです。ピーマン、志布志市もやっています、東串良町もやっています。既に、東串良、肝付にかかってはですよブランド化ができていますね。それに大崎町が今後加わったときに、大崎町のブランド化というのができるとお考えなんですか。この件については、そこをちょっとお示しをいただけますか。

○町長（東 靖弘君） 東串良町のみならず、志布志市も志布志ピーマンでブランド化されております。今、JAと連携するということでありましたが、もう1つ、そおピーマンと、JAそおが中心になってやっているのがありますので、出荷についてはそこを通してということになってまいります。すぐさまブランド化ができるわけではないと思っておりますけれども、そうなっていくように目指していきたいと思えます。

○8番（中山美幸君） その中で、あと、有害鳥獣の対策の問題についてお伺いしますが。先般、昨日、一昨日の新聞でしょうか、県の委員会の中で1万7,000頭に落としていくというような記事が出ていました、委員会の中でそういった発言がなされておりましたが。町長、これ、本当に、二、三年の間にそれが県として、これは町長の答弁としてはどうかなと思うんですが、我々の町を考えたときに、現状を考えたときに、これ、本当に実行できると思いますか。これを実行するためには、本町でも何らかの対策を打たないといけない、そうだというふうに思いますが。

私、以前、愛媛県松生町、それから、先般は島根県美郷町、ここに研修に行つてまいりました。先ほどのごみ分別の問題とも絡みがございますが、ここはですね両町とも有害対策を町の活性化策の1つとしてやっているんですよ。だから、うちはですね、これも必要ですけども、先ほどのごみ分別、ごみリサイクル、こういったもので賑わいをつくっていくという方策の1つも考えないといけないのかなと。ただ、研修に来てくれる、交流人口があるよ、じゃないんですよ。そういっただけではなくて、そういったものから町の活性化、コミュニティが醸成されているよう

なまちづくりというのを私は望んでいるんですが。

まず、有害対策について、町長は今後どのような考えを持って進めていかれるのか。まず、そこについてお答えをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 有害対策は、本町の喫緊の課題であると捉えております。中山議員さん、実際に捕獲されてさばいてもおられるし、この部分については本当に精通されておりますので、私がいちいち述べることもないと思っておりますけど、今まで鳥獣被害でイノシシが出没するのでイノシシを駆除してほしいということが猟友会とか農林振興課に連絡が入ってきていて、その都度、現場に行っていたという状況もありますが、鳥獣対策に詳しい講師の先生に来ていただいて、各集落での講習会とかやりながら、集落住民あるいは地域住民の対策に対する意識の向上に取り組んできておられます。そして、来ている状況ではありますが、認定農業者会の中でもそういった講演に出席したこともあります。

その中で、イノシシが少なくなってきたという実態は捉えていないところではありますが、自分の集落をとっても、かなり水田地帯には進出しておるという状況があります。講演とか指導とかやってきた中で、地域に住む人たちが意識を向上させて、我がこととして捉えていくということが非常に必要なことだと思っております。

今回、有害鳥獣対策として入れたのは、イノシシ等が出没する地域においては、やはり人ごとではなく、地域の住民が踏ん張るということが非常に大切であるので、そのことを十分認識し、行動に移していただくことの指導の支援、体制の支援といったことにまず取り組んでいきたいと思っております。

県が有害鳥獣を減らしていくというのは新聞等でも見ました。かなりの数でありましたけれども、現実にはそれが事実そうなるのかどうかはちょっとわからないですが、県においても有害鳥獣対策は非常に大きな課題として捉えておられるということは認識しておるところであります。

○8番（中山美幸君） そこでですね先般お伺いしました島根県美郷町、そこではですね私は有害鳥獣を主に研修に行ったつもりなんですが、町の活性化といいましょうかコミュニティづくりにすばらしく貢献されているなというのが私は第一の印象でした。役場の職員の方も、それを中心といいましょうか、それは副産物として出てきたものだろうと思うんですが、すばらしい活動をなさっていた。そして、自分たちの町でジビエとしての施設をつくって、そして、今度は食品加工されている、缶詰だとか燻製だとかというのをつくって販売もされている。そして、四国に行ったときはですね、皮はなめし革をするのに非常に厳しい状況でございましたけれども、それも聞いてみました。そしたら、割と簡単になめしをほかの業者に委託してできていて、そのなめしを使ったなめし革を、革を使ったいろんなもの、ペンケースで

あつたりとか、キーホルダーであつたりとか、ネックレスであつたりとかイヤリングであつたりとか、そういったものを地域の婦人の方々が製作されて益金を得ている。その中でコミュニティができていうようなまちづくりになっておりますね。私、本当にこれすばらしいなと思ったんですよ。1つの害が1つの利益になっている。これも町長が言われるSDGs、せっかく胸にバッジをつけていらっしやいますが、17項目の、それに値するんじゃないですか。そういったものを目指していく町というのは考えられませんか。

○町長（東 靖弘君） 美郷町は講師の先生もおられるところでありまして、そして、ただいま中山議員がおっしゃられた地域づくりを熱心にやっておられることであつて、ジビエを活用しながらジビエカレーとか缶詰とかやっておられるのかなと思いますが、そういう組織づくりができていうことと、イノシシとかシカの害を宝に変えていって、美郷バレーとかいわれるような有名な地域に成長させている。本当にその姿は学ぶべきだと思います。行ったわけではないですが、担当者からの報告を受けて、今話をしているところでありまして。

これまで、大隅4市5町でも大分協議をしましてまいりました。そしてまた、非常に範囲が広い中でのその対策は難航もしております。4市5町の中でもジビエ対策ということがいわれてまいりましたし、九州内のイノシシやシカ等のジビエ化については、鹿児島県が一番率が低いという状況等も新聞では拝見をいたしました。何とかしなければならぬということもありますが、1町でこれをやるということに対しては非常に厳しいものがあるし、あるいは、今までやってきている中で非常に見識の高い、例えば地域おこし協力隊という方々が長年研修を積みながらそういった対応をとっているというところも記事としてみたところでありまして、本町の捕獲頭数を見たときに、それまでの対応は可能なのかということとは未知数であります。やはり近隣自治体と連携するということはありかなと捉えておりますが、大隅4市5町で協議しながら進めてきているわけでもありませんので、中山議員さんの説明を十分聞きながら、また、そういった意見交換の場で反映をさせていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 美郷町は四千数百人の町なんですよ、小さな、小さな町ですよ。そういったところが町単で行っていらっしやる。そして、買い取りもなさっているんですね、捕れたやつを。そうすると、いやおうなく有害鳥獣も進んでくるだろうと。

本町では、行政の中に有害対策の委員会はできておりますが、まだまだ普及していないといいましようか、人数も少ないでしょうし。これは猟友会とはちょっと若干離れた形で、1つの団体としてそういった組織をつくりながら1つにまとめてや

っていくという方法を取らないと、いつまでたっても私は進まないんじゃないのかなというふうに考えておりますので、そういった先進事例があるわけですよ。そういったものを考えながら、先ほど町長は、近隣の市町村とという話をされましたけれども、以前からそういう話はしていますけれども、進まないじゃないですか。進まないんですよ、本当に。それを進めるためには、さっきいいましたように、町長、先駆者的なところもやっていきましょうよ。せっかく公約の中に上げていращやるんですよ、有害対策も。そういったことも考えて進めていただきたいということも要望申し上げておきます。

そして、次に入りますが、私、これすばらしいなと思ったのが1件あります。稼ぐ自治体づくりです。今までになかったことですよ、これ。ほかの自治体でもあまりやっていないところです。ここどういうふうな考えで、私、これすばらしいなと思ったんです。どういう考えを持って、どういうコンセプトを持って提案されたんですか。これは私はすばらしい、じっくり聞いてみたいと思いますけれども、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 中山議員の期待に応えられるような答弁ではないかもしれませんが、先ほど4つの核をお話いたしました。そういった中で、今、本町に多くの人が集まってきております。現在も、コロナがなければ、まだ集まってきていただろうと思いますけれども。例えばリサイクルの研修とふるさと納税のセットでの研修とかたくさん来ております。そして、SDGsについては、既に企業版ふるさと納税等で活用しておりますので、大手の企業の皆さんが大崎町に研修とか支援体制で来ております。また、スポーツ環境もしかりですけれども、本当に人が集まってきて収入が生まれる町になってきたと思います。

1つは、リサイクルの研修等においてもやはり滞在型を求めながら、そして費用を払ってもらう環境づくりが必要だと思います。これまで通過型の研修でありましたけれども、資料代とか講師代というものは当然求めるべきでありますし、求めていきたいと思っております。また、ジャパンアスリートトレーニングセンターといったところにもたくさん人が集まってまいります。先ほどコミッションを設置するという話をいたしましたけれども、やはり多くの人々がスポーツに来る町をつくっていく。人が集まってくると当然活力が生まれると考えております。そうしたときに、やはり宿泊業であったりとか、あるいは飲食店であったりとか弁当屋さんであったりとかの好循環が生まれるだろうと思っております。1つは、そういった商工事業者等が収入が生まれる、本当に稼ぎになる、そういった町をスタートさせていきたいと、そういうまちづくりの起点に持っていきたくて考えております。

そしてもう1つが、ふるさと納税に事業協同組合がありますように参加事業者が

たくさんおります。その方々がふるさと納税の俎上に載せながら、いろんな商品開発をしながら取り組んでおります。こちらの研修も非常に多いところであったり、あるいはJTB等の支援を受けながら取り組んでいるわけでありますが、やはり中小事業者の育成というところも、これである程度は進めていけるだろうと思います。そこにおいては、やはり稼いだお金が税源として生まれてくるような環境をつくっていきたいと考えています。

また、もう1つは、稼ぐ自治体が稼ぐという中で、非常におこがましいことではありますが、今まで事業をやるに当たっては、一般財源を使うにはお金がないからということで、なかなか財源の確保はできませんでした。その中で、ふるさと納税を活用しながら、子育てや教育環境をやっているわけではありますが、先ほどもごみ出し困難者対策とかという話もしましたけども、これから1つの事業を行うときにはどういう財源を確保できるのかということからスタートすべきであると思っております。財源探しということになりますが、いろんな事業の中でクラウドファンディングといったことで大きな成果を上げるということも大体わかってまいりました、寄附も増えてくるということがわかってまいりました。職員とは常々、行政の節約に努める中で、新規事業についてはどんな事業があるのか、どんな事業が交付されるのか、民間にどういったことが求められるのかということ、今ずっと協議もしてきております。一つ一つの事業について、そのことを踏まえながら、財源の節約と、それこそ、稼ぐはちょっと表現がおかしいけれども、他自治体からのお金を持ってくる、そういったことも踏まえながら、企業の皆さんが最終的に中小事業者の皆さんの経営の好循環につながっていくような自治体を目指したいと思って、稼ぐ自治体づくりと公約を掲げました。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 私、これはですね非常によかったなと思っっているんです。ところが、もうちょっと突っ込んで、もうかる自治体になりませんか。これは、本町にあるいろんな企業だとかいろんな人を使う、そういったものから利益を得ていって、皆さんの税金として本町がもうかるというような町長の発想だと私は理解しているんですが、もうちょっと、自治体自体でもうかるような組織、考え方というものも私はありかなと思います。

先般、石川県が公用車をレンタルするという事業を始めていましたね、住民の方々に公用車レンタルしていくということ。そういった中で使用料金もいただいていくというようなやり方。それから、本町でメタンガスをこの前から、ここ二、三年前からやっていますね。メタンガスを利用した水素の発生装置、これをこの町につくっていくという、これもSDGsですよ。町長、そういったものに私は絡めて、

町長はこの公約を上げられたのかなと思ったんですけど、そこまでは考えていらっしやらないんですか。ただ、町のそういったものを使いながら益金として得たものが税金として上がってくる、それだけなのか。若干、ちょっとがくっときたんですけど。そういった考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 具体化していないものについて、あえていうことがどうかなど思ったので、メタンガスの件については触れなかったわけでありましてけれども、既にそういった実証実験に取り組んでいるところであります。

これから水素をどういった形で作っていくのかという、現在はメタンガスの発生に取り組んでおりますが、次なるものは水素とかそういったものの発生について、このことについては職員と今協議を進めている段階であります。そこまでちょっとここに書くということは、まだどうなるかわからないというのもありましたので控えておりましたが、中山議員さんのおっしゃるとおりであると思っております。そういったところに調査もしていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 是非ですね、ほかのところではもうやりつつあるんですよ。うちの町も負けられないですね。そういった稼げる自治体というふうになっていけば素晴らしいかなと思います。この前、NHKのニュースでそれをやっていた、特集で。私もびっくりしたんですよ、自治体がもうかる仕事をしているんだと、そして、先般、町長の公約を見たら書いてあるんで、素晴らしいことを考えているじゃないというふうに考えたところではございましたので、今日ちょっと質問をしたところですが。

メタンガスもですね、今、うちのやつはまだ発生がどうのこうの、実験段階がどうのこうのという話をされます。実際、私たち議員で研修に行ったところは実際メタンが出ているんです。そういったプラントを活用しながら、私がさっき言ったような水素を作っていくということ、将来のエネルギー源を1つつくっていくということなんですよ。それと、過疎対策事業の中で、私は1つ提案したのが発電所だったんですね、水力発電。そういったものも考えられる、小水力発電というのはSDGsに当たっているじゃないですか。そういったものの考え方というのを進めてこられると、町長の公約の稼ぐ自治体づくり、そういったものができるんじゃないですか。町長、頑張りませんか。

○町長（東 靖弘君） 後手後手になっている状況ではありますが。持留川の轟滝で水力発電をつくるということについては大分協議もしてまいりました。もうちょっと周辺環境整備が必要と。反対側がかなり急坂な崖になっておりますので、そういったところへの対策の課題がありましたので、それ以上進めていないところであります。大崎町は割と持留の轟滝の周辺とか、あるいは野方の一部でしかそういった

水力発電はなかなかできないところでもありますので、本当に小水力とかそういったところをどこでとれるかとか、そういったことが本当にほしいなと思っております。一旦は検討していますが、こちらのほうを前に進めていない状況でありますので、こちらについてはまたどうなのかということで事業者の皆さんともちょっと意見を交えてみたいと思います。

○8番（中山美幸君） 電力事業については肝付町もやっているじゃないですか、風力発電をやって果樹をつくって、売電をしていますけども、そういったところもあるわけですから、我々のところは野方の川、それから持留川、そういったものが使える状況にあると思います。一番環境にいい水力発電じゃないですか。そういったところも考える。そして、治水対策といましようか、そういったのに1つになると思うんですよ。そういったところを進めていただければもっといいのかなというふうに思います。

それから、もう1点は防災です。町長は防災、防災というふうにおっしゃっているんですが、どういったものを主に考えていらっしゃるのか。そういったところをお聞かせいただけますか。

○町長（東 靖弘君） 非常に豪雨災害が多くなりましたので、今年の7月とか今年の8月とかそういったところで非常に災害による被害というのが出てきております。現在、災害復旧に努めております。

がけ地の安全・安心対策を講じる中で、一番ほしいなと思ったのが事前防災だったんです。事前にここは災害が発生する、予測されるんじゃないかという具体的な研究の結果とか持っておりませんので、ただ、そういったところについて事前防災を踏まえた国の防災・減災国土強靱化5か年計画というところは配慮がいいなと思っておりましたけど、本当のがけ地等の災害についてはそういった事前防災対策ということが非常に大きな課題であるし、解決できないという悩みを持っているところでもあります。

○8番（中山美幸君） 今の町長の話をお聞きすると、台風であるとか降雨災害、そういったものを中心に考えているような気がしたんですが、やはりそこが中心ですか。

○町長（東 靖弘君） 生活環境を守っていくということが最大やらなければならないことでもありますので、がけ地等を対象にした被害とか、その崖下に住む人たちの災害とかを想定して、事前防災が望ましいなとお話したんですけれども、これまでも河川水害とか三文字地区の水害対策とか、あるいは菱田川の河川堤防の対策とか、いろいろあります。そういった気象的な災害においては、今まで災害に遭った箇所等についての整備ということ等について進めていきながら、生活の安全・安心・安定というものが図られなければいけないと思っています。

○8番（中山美幸君） 是非ですね安心して住める町、さつき、冒頭話にいろいろ出ましたけれども、住んでよかった町というようなことをですね防災の観点からも考えていただきたいなというふうに考えますが。

もう1つですね、先般、防災士の研修会がございました。これも鹿児島市でございましたが、久しぶりでした。その中で、今まで防災、防災といっていますが、津波だとか大雨だとかそういったことをよく話をされました。今回は気象庁の職員の方のお話もございまして、非常に私はびっくりしたんですが。びっくりしたというか、そこまでなるのかなというふうに考えました。

近年、温暖化の関係で、台風もかなり大きくなってきました。普通は1,013ミリですよ、普通の台風が来ない状態、台風が来たときには950だとか940だとかだんだんと下がってきます。そうしたときに1気圧ごとに1センチの海水面が上がるということなんです。だから、950ミリになると何センチ上がるかというところと60センチぐらい上がるんですかね、海面が。そうすると、波頭に行くとき倍になってきますから、菱田だとか大丸だとか、あの辺は津波だけではない対策が必要になってくるよということなんです。私はそこまで考えてほしいなと思っているんですが、町長、そういったことも考えて、今後の防災については必要があるんじゃないですか。これは本当にですね起こり得ることです。高潮はそういった状態で発生するということです。だから、多分台風でも今度は、950ぐらいのやつはかなり接近したり、こっちに来たりするということですので、防災の1つに加えていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） これまで菱田海岸の災害とか大きな災害も起きましたけれども、具体的なことを教えていただいて、多分、台風下において高波が発生したということも要因だったのかなと思います。

海岸地域に住む人々の安全・安心対策とか、津波だけのことを言うておりますけれども、気象の変化の中でそういったことが起きていると、今初めて聞いて、いい勉強になりました。全体的に安全・安心な環境をつくっていくということが我々行政の責務でありますので、そういったことも踏まえながら専門的なことを学べるような研修の機会とか、それを高めて、そしてまた、それを町民の皆さんに周知していくことは非常に必要だと、今捉えたところでありますので、気象庁、鹿児島県の気象関係がありますので、そういったところからも具体的に学んでいく姿勢を構築していきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 残り少なくなってきましたが、多文化共生の推進について、先ほど町長は集落等でやっていらっしゃるということでしたけれども、実質は1つじゃないですか、これをやっていらっしゃるのは。それをどういうふうに進めるか。私

たちも多文化共生ということは、商工会で外国人労働者の方々、特老の方々、それから研修生を入れている関係で異文化の交流は必要だというふうに考えているんですが。これをどのような形で波及させていくのか。それは必要なことだと思うんですが。今後はかなりの量、かなりの方々が大崎町にも来ていただける、そして就労していただいて、大崎町の農業だとかいろんな事業を推進していただけるというふうに理解しているんですが。町長、ここを具体的にどのようにして推進されようと考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 私は、まずふれあいだと思っております。お互いの警戒感があっては、なかなかコミュニケーションもとれません。1集落においては、そのことを踏まえながら、野菜づくりとか、そういった支援をしながら言葉の壁の解消とか、そしてまたきずなをつくったりとかしておられますので、いいモデルになっていると思っております。

大崎町に来ておられる外国人の方々は300名ぐらいと受け止めておりますが、農業法人等で働いておられる方もかなりいらっしゃいます。そういった方も踏まえ、あるいは企業に就職している方も踏まえ、お互いに同じ国から来たとか、あるいは外国から来たという中で、お互いにコミュニケーションがとれるということ構築すべき機会をつくるべきだということが1点であります。

そしてまた、私たち町民、あるいは女性の方々を含め、そういった方々との交流の機会をつくっていくということが必要であると思っております。

私たちが外国に行ったとして、何も支援がなかったら不安でたまらない日々を過ごすわけではありますが、その逆を捉えたときに、やはり集落においてそういう活動ができたり、あるいは行政の中でもそういう支援ができたりということが必要であるし、私が思うのは、マルシェの活用とかそういったところで一堂が介するような、日常その辺で交流できるような環境とかつくれていければなと思うことと、大崎町に住んでよかったと言っていただけのような雰囲気づくりということは非常に大切だと認識しておりますので、できるだけそういう機会をつくっていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） それをするには、やはりですね言語の壁というのがかなりあると思います。本町において、職員の中でフィリピンの言葉、ベトナムの言葉、もしくはミャンマーの言葉が使える職員が何人いますか。

○町長（東 靖弘君） 一人もおりません。

○8番（中山美幸君） そうであればですね、町長、臨職でもいいんですよ、非常勤でもいいんですよ。そういった方を一人、二人雇用して、ごみ出しの問題だとか、一番トラブルが起こっているのはごみ出しの問題ですよ、そういった中でそういった

方を雇用して、通訳として採用するという方法も私は今後は必要ではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） おっしゃるとおりであります。今、担当課とも、国際交流員としてそういう方向で進めていこうという協議も進めておりますので、前向きにやっていきたいと思えます。

○8番（中山美幸君） それと、最後になりますかね、子育て支援のことについてお伺いしますが。町長、いろいろ先ほど子育て支援については、既存のいろんな政策等を述べて、同僚議員のほうに示されておりましたが、新たに何かお考えがありますか。子どもたちを育てていく上で町長の考えていらっしゃる、これはやりたいよな、こうすることによって本町の子どもたちが将来伸びていくだろうなというようなことを考えていらっしゃるがあれば、ちょっと述べていただけますか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどは学校給食の減額とか、あるいは子育て祝い金制度の創設とかお話をさせていただきました。基本的には、やはり教育だと思っております。先ほど学習塾とか自習塾とかそういった環境を整えていきたいというお話をいたしましたけれども、やはり学習力の向上のことも大変大切であるし、学びたい場所で学べない子どもたちがいるとすれば、こういったところを活用しながら教育力の振興を高めていくというところは本当に必要な施策ではないのかなと思ひ、先ほど公設の学習塾とか、あるいは自習室とかそういったものを説明させていただいたところであります。

○8番（中山美幸君） 今、町長がすばらしいことをおっしゃったんですね。自分でおっしゃって理解できていますか。学びたいところで学べない子どもたちをどうするか、すばらしいことです。逆をいうと、学びたいところで学べない子どもたちを救うということでしょう。

ところが、今、リサイクル奨学金を相互信用金庫となさっています。あれは、そういう子どもたちを救っているとお考えですか、町長。

○町長（東 靖弘君） この御質問をされまして、金融機関とはそういう相談をしたところであって、また、中山議員さんの説明では、ほかの金融機関から借りられて支援を受けたというお話をされておりました。

実際、生活資金として融資をするときに、それぞれの基準というのがあって、対象となっておられるわけでしょうけれども、そこをちゃんと、学びたい子どもが学べるような環境をつくっているかということについては、今の事例にすると、そうでなかったのかなと思ひますが、平均してそういう環境づくりを整えていくということは必要だと思っております。本当に救済するところはどこかということについては、まだ、そこまで進んでいないので、また十分勉強もしてみたいと思ひます。

○8番（中山美幸君） 1つですね、私は提案しておきたいと思いますが。リサイクルとの銀行とも提携していらっしゃる奨学金ですね、これについてはある程度の学力を査定して、行けるよねというような子どもたち、本当に学びたいと思っている子どもたち、そういった意識のある子どもたちについてはですね、その奨学金について、本町が保証人になったりして、本当に帰ってきてくれたら本当にいいよねというような考え方、もともとが考え方ありましたけども、銀行で融資を受ける場合は、その生活環境、その人の給料だとかいろんなものを、家庭のそういったものを査定されて切られるわけですよ。そこを我々の町が保証して、じゃあ学力がこれだけあるから行けますよね、そういうことが学びたいところで学べる子どもたちを救うということに当たりませんか、町長。そういったことを検討する気はありませんか。

○町長（東 靖弘君） 中学生から高校受験をやるわけでありましてけれども、そういったことに子どもたちとかあるいは高校生とか、そういったところに公設の学習塾を開いたりして勉学の向上といいましょうか、そういう努力をしていただくということは必要だと思います。そういう機会をつくって行って、そういう挑戦をしていくということとは本当に必要であります、生活に関することでもありますので、町の奨学金の貸与とかそういったこともあるのかなと思ったところですが、十分な回答ではないかもしれませんが、やはり学びたい子どもたちが、自分も自らを高めていくような指導とか雰囲気とかつくっていきながら公設の学習塾とかで学んで、さらに高校の受験という形に挑戦していけるような体制整備が必要かなと思っておりますので、本当に基礎的なことはまだまだ質問されたようなことはお答えできていないところでありますが、教育力の向上という全体的なことから進めていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 是非ですね、生活環境に左右されない学べる子どもたち、そういったものにもですね考えを向けていただきたいなというふうに思いますので、是非、そこはですね今から研究されて、すばらしい環境をつくっていただきたいなというふうに思いますので要望しておきます。

最後にお伺いします。給食費の軽減等について、私は先般の一般質問でやりましたけども、町長、そのときにもお答えいただけませんでしたけれども、検討することでしたけども、先ほどの同僚議員の質問に対しても、どの程度の助成をするのかということもお答えいただけませんでした、もう一回お伺いします。1人当たり、どれぐらいの減額を考えていらっしゃいますか。予算措置を今からされるんでしょうけども、町長の腹づもりとしてどれぐらいの予算の減額を考えていらっしゃるかお示しをいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 児玉議員さんの御質問にも財政等の予算査定の中でちゃんと決

めますということにしておりましたので、それを通させていただきたいと思います。

さきに、前々回でしょうか、中山議員さんの質問で2,000円と1,500円という提案がありましたけれども、なるか、ならないかはわかりませんが、ある程度は減額できるようにしていきたいと思います。

○8番(中山美幸君) 町長、ふるさと納税を使えるんじゃないですか。そのための基金条例もあったじゃないですか。そこをうまく使って、この前提案したような金額にしていれば、もっとそれから下げても結構なんですよ。1,000円ぐらいずつは減額できるよというぐらいの答弁は、町長、できませんか。再度、大体それぐらいできますよねということをお話していただけませんか。

○町長(東 靖弘君) 補正予算でお示しをさせていただきたいと思います。  
以上でございます。

○8番(中山美幸君) 同僚議員に気を使わなくてもいいんですよ、はっきり言ってもらって。なかなか答えをいただけませんが、是非、減額ということで進めていただきたいなということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(神崎文男君) ここで暫時休憩いたします。次を2時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時12分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長(神崎文男君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番(稲留光晴君) 日本共産党の稲留でございます。3点につき、質問をいたします。

まず、はじめに、商品券についてでございます。リサイクルありがとう地域応援商品券とプレミアム商品券が発行されました。有効期限は来年1月末日となっております。ありがとう地域応援商品券は全住民に郵送にて送られ、全町民の方々から大変喜ばれております。

一方、プレミアム商品券について、買われた方、また買えなかった方もいろいろと問題を指摘をされました。プレミアム商品券購入について、購入できる条件があると考えます。その条件は何かについて、最初の質問といたします。

○町長(東 靖弘君) お答えいたします。

プレミアム商品券の発行につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴

い低迷している町内消費の喚起と地域経済の活力の回復及び産業振興に資することを目的に、5,000円の購入で1万円分の商品券となるプレミアム率100%の商品券発行事業に係る経費を、商工会へ補助金として交付したものでございます。

商工会においては、10月15日に販売を開始いたしましたが、購入条件としては、令和3年9月1日時点で大崎町住民基本台帳に登録されている方に購入希望冊数を1人2冊までとし、購入者は同一世帯の方に限らせていただいたとお聞きしております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、町長からですね同一世帯で町内に住んでいらっしゃる、これが買える条件ということですが。

購入会場は商工会前と、あと野方だったんですが、なぜ私がこういう質問をしたかと言いますと、野方会場で、町外にいる同一世帯でない子どもの分も買えたという、買う人もいたと聞いたんですね。それで、こういう方は購入できないわけですね、本来であれば。購入できたということを知られたことはありますか、町長。

○町長（東 靖弘君） 発行事業に携わっておりませんので、ただいま稲留議員から聞いたのは初めてであります。

○3番（稲留光晴君） 商工会のほうでもですね当然チェックということは不可能なんですね、チェックはできないんじゃないかと。商工会のほうでチェックはされていらっしゃると思いますね、住民基本台帳とかというのは商工会のほうには入っておりませんのでね。

ですから、やはりその辺を加味した販売というか、こういうことがあると町内に住んでいる方々も、そのために買えなかったという事例が出てくると思いますよね。ですから、やはりこういう情報というのはですね、私のほうにはいいこと、悪いことも寄せられておまして。この販売のほうは御存じのように、準備から整理まで役場職員の方も手伝って、商工会の方も大変だったと。商工会のほうもやっぱり負担軽減も必要だと考えておりました。

住民の方から寄せられたり、お聞きしたという意見なんですけども、早い者勝ちで危険が伴う、コロナクラスター、熱中症と、こうなることが予測はできなかったのかとありました。あと、足が悪かったり、運転ができなければ、買いにいけない。立っているのがつらい方も来られていたが、座れる順番が来るまで待つしかない。販売開始日が金曜日だったため、仕事のある人は行けず、土曜日には売り切れていた。2回並んだが買えなかった。商品券より現金がいいと言われた方もおられましたが、リサイクルありがとう地域応援商品券1万円は全住民に配布だったので、早い者勝ちでなく、よかったということなんですね。どうしても混雑したり、駐車場

の整理とか、あと、小学校のグラウンドの車を止めなきゃいけないとか、混雑したり。それでまた、県道を横切って、順番ですから、信号無視とかしたりされる方もいらっしゃると思います。やはり、安心・安全なやり方をするべきじゃないのかなと私は今回ちょっと思いました。

リサイクルありがとう地域応援商品券については、非常に私は、前回一般質問で町長にお願いしましたので、これは非常にありがたいし、よかったというふうに思っております。

さっき申しましたように、買う住民の方の安心・安全なやり方があるのかと。万が一事故とかですれけがをされたり、3名ほど、当日は非常に暑かったんですね、体調が悪くなって3名ほど気分が悪くなられたというふうにもお聞きしているので、万が一事故があった場合、あってほしくないんですけど、やはり事故責任補償ということを考えればですね役場と商工会どっちなのかと。事故補償の責任について、ちょっと町長にお尋ねをしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 先ほど1回目の答弁でお答えしておりますけれども、商工会に補助金として交付して、商工会自体が販売方法等については検討の上、販売実施をされているところであります。当日、天気が非常にいい天気であったことはそのとおりでありますけれども、それがために並んでいて、そこで事故が発生したときに補償ということができるのか、どういう補償の分野で救済していくのか、そのことについては全然知識がないのでわからないといったほうが、そういった答弁になります。

○3番（稲留光晴君） 委託をお願いしているとおっしゃいましたけれども、やはり町が委託をしているわけですね、当たり前のことです。私が言いたいのは、安心・安全な販売のやり方、早い者勝ちだったら当然我先へと進む。若い人が並んでいた、その中に高齢者の人が「おまんさあ若いから、あたいや年なもんじゃっで、先に座らせっくいやん」ということもあったと、そういうことを聞いています。やはり、足の悪い人、事故がないと限らないわけですから、委託をしているからそこまで考えてないとおっしゃいますが、その場合も考えなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんですが、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 商工会に委託事業でやっているという見解ですけど、この事業を実施するにあたっての補助金として商工会には交付しておりますので、実施については商工会がすべてやってきたという状況であります。

○3番（稲留光晴君） プレミアム商品券について、町のほうに窓口にもちょっと問い合わせの電話とか不満の電話とか、そういう電話があったはずなんです。そこで、町長が商工会の前で陳謝の言葉を言われたというようなことが事実ですか、それは。

○町長（東 靖弘君） 開始時間を早めてほしいという要望があったと聞いたので、それは時間どおりじゃないですかというふうにお答えしたことが1点と、非常に当日、天気がよかったですので、日に照らされている方々については汗もかいていらっしゃる方がおられましたので、待っている時間というのがありますから、本当に御苦労様です。しばらく我慢してくださいと、そういうねぎらいの言葉は掛けました。

○3番（稲留光晴君） そういうふうにおっしゃったということですね。やはり委託をされたとしても、商工会の会長の同僚議員さんがいらっしゃいますが、安心・安全なやり方というのができるかなと、あと、先ほど申しました、町外にいる同一世帯の方のチェックというのもできるんだらうかということがあります。当然、早い者勝ちというふうに、去年は抽選ということだったんですが、提案としては、やはり町の方も委託をしているわけですから任せ切りじゃなくて、私が今問題を、提案といたしますか、こういう意見を申し上げましたので、ちょっとそこ辺の、企画課のほうで委託をされているわけですから、商工会に対しての販売方法の見直しが必要ではないかと、見直すべきことは何かと書いておりますが、やはりそこ辺は提言は企画課としても、役場からの提言としても必要ではないでしょうか。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 委託と補助金でちょっと意見がすれ違っている部分がありますけれども、今、稲留議員さんが発言されましたように、同僚議員が商工会長でありますので、ただいまの御意見は十分聞いておられますから、そういったことに対しての必要性があれば対策を考えられると思います。

○3番（稲留光晴君） よろしくお願ひしたいと思います。

見直すべきことは何かということでは聞いたんですが、提案としてですねリサイクルありがとう地域応援商品券としてですね2万円ぐらいの金額にして全住民に配る。公平性の観点ですね、やはり。こういういろんな問題を指摘されないような、地域活性化ということで地域の住民の方には商品券を使ってもらおうと、経済対策ということでありますから、そういうふうに提案をしたいと私としては思います。そこ辺ではいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 今回の経済対策は、コロナ禍によって非常に商工事業者等が困窮しているといいましょうか、疲弊しているという状況もありまして、経済対策としてリサイクルありがとう地域応援商品券とかプレミアム商品券とかP a y どんとかいろんなことを、若い層も参加できるようにということで鹿銀P a y どんとかそういうところも取り組んできたところでもありますので、経済対策としては効果があったと考えております。

そしてまた、リサイクルありがとう地域応援商品券を全住民ということは、不法投棄しないで分別してと、そういうことをお願いしたかったことと、一人一人が取

り組んでいることが、こんなに大きな成果、国内外で評価されることになっていた一人一人の努力に対してリサイクルありがとう地域応援商品券を交付させていただいたところでもあります。

ただいま、プレミアム商品券等についてのことが御意見としていろいろ出ておりますが、確かに並んだ方々はいろんな思いをされただろうし、また、喜びもあったし不満もあっただろうというふうに思っております。そこらの改善すべき点ということについては、先ほど答弁したとおりでございますので、改善が必要な部分はされていかれるだろうと思っております。

リサイクルありがとう地域応援商品券を2万円給付にして、プレミアムを廃止したらという御意見であります。こちらについては御意見として伺っております。

**○3番（稲留光晴君）** 住民から寄せられました意見ということで、今、私は行政のほうにいかがでしょうかというふうに提案をさせていただきました。

それでは、2番目に入りたいと思います。甘藷農家の持続可能策についてですね。本年も、昨年以上に基腐が広がり、売上げが激減をしております。令和2年度産への国の補助金申請者、受益者は、農林振興課の資料によりますと36戸、181ヘクタールとなっております。今年3年度産はですね基腐発生圃場が昨年より広がって、焼酎用甘藷が元年と比べ、6割売上げが減少した農家もあります。去年は、国の持続化給付金100万円がありました。今年8月末に、農業再生補助金で補助金も、もらった方は、これは本人が実績を町に報告し、町から農政局へ申請をしたものです。今年の耕作面積は、昨年と同じ面積であることが条件でした。今年、耕作面積を減らされた方もおられます。こういう方は、再生補助金の対象外でした。令和3年度産への国の再生補助金について、12月13日に説明があったと思いますが、この国からの補助金について説明をいただきたいと思っております。

**○農林振興課長（中村富士夫君）** 13日と14日の日に説明会をさせていただきました。これにつきましては、参加者につきましては13日の日が31名、14日の日が約10名ということでございました。

事業内容としましては、昨年度と変わらない内容のところもございますけれども、甘味資源作物の内容で、圃場の残渣処理、それからウイルスフリー苗、苗及び苗床の消毒、種芋苗の罹病検査、トンネル栽培と早期栽培の推進、防除用機械等の導入、薬剤の散布、堆肥の散布というようなことでこちらのほうはあります。

それから、被害が著しい圃場への支援ということで、土壌消毒とか、あるいは被覆資材の導入、他作物への転換ということで、他作物への転換につきましては10アール当たり3万円ということで、被害が出た翌年度において、一般的甘藷作付期間に甘藷以外の作物を栽培というようなことでなっております。

それから、新しく畑作生産対策ということで、交換耕作の取組ということで、前年度飼料作物等を作付されている方と利用権設定を結んで、サツマイモをそこに作付された方については10アール当たり3万円というような対策がございます。

昨年と変わったところについては、今言ったようなところもありますけれども、なにせ国の説明会が12月7日で、13、14日に説明会を開いて、今月24日まで一応提出していただくようにということで農家の皆様にはお願いをして、来年1月7日には国に提出するというようなことで、非常にタイトなスケジュールになっているところで、我々のほうとしてもなるべく多くの被害を被った方については申請をしていただくような形でお願いはしたいと思います。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 今、課長のほうで、昨年より若干参加者が増えたんでしょうかね。昨年のほうはですね非常に申請が面倒くさいという御意見が寄せられて、もう申請には行かなかったという声も聞いておりますが。それと、前日の南日本新聞ですね国の基腐の補助金の記事が載っておりましたが、1反当たり最高5万円というふうに載っておりました。

昨年の補助金申請と、今回も書類的には変わらないんですか、やり方としては。

○農林振興課長（中村富士夫君） 総体的には昨年とほとんど同様でございます。

ただ、昨年度につきましては、転作作物について、うちのほうで作業日誌、それから各圃場の写真というのを県の基金事業のほうではとりなさいということだったんですけども、国の事業のほうではそういう指導がなかったものですから、今回につきましては、転作作物については各作物を何に転換したという作業日誌と、それから4月以降に発芽した、その写真も添付するというので、昨年より非常に農家の皆様にはちょっと負担が大きくなっていると。あとの申請については、昨年と同様な形でということではしております。

かなり申請に時間がかかるものですから、受付としては事前予約でということでは農家の皆様にはお願いしたところです。

○3番（稲留光晴君） 昨年、基腐が出て、今年減らされている方は、当然昨年の補助金はもらえないという条件ですよね。だから、今年減らされている方への国の補助金というのは申請ができないわけですかね。

○農林振興課長（中村富士夫君） 当然、圃場をここは作らないよというところを申請された方は、そこは当然面積が減りますので、その部分については申請ができません。ただ、ほかの圃場で被害が出れば、そこについては申請は可能ということです。

○3番（稲留光晴君） あと、もう1点ですね。基腐が昨年出たから、今年ですね中間

管理機構から借りた圃場を返したいということで、返された方がいらっしゃるんですね。その方の言うには「あたいは何度も役場に足を運んだ」と、ないごて何度も役場に行ったんですかと言ったら、「来ちと言ったから何度も行ったです」と。中間管理機構は10年契約なんですね。それで中間管理機構から借りた圃場を返すのに、そんなに何度も役場に足を運ばなきゃいけないような、そういう多くの書類というか、毎日、毎日書類が変わるような申請をしなきゃ行けないのかというふうに思いますが、ちょっとそこ辺をお聞かせください。

○農林振興課長（中村富士夫君） そこについては、私どものほうで把握していなかったんですけども、中間管理事業で借りていて、何回も役場に来ていただくということは、おそらく書類等の関係とかそういったものが不足して、これ、これをそろえてくださいよというようなことを担当は申したのかなと思うんですけども。実際的には、電話で、まず何と何の書類をそろえてくださいというのであれば、私としては、ちょっと担当のほうに尋ねてみないとわからないんですけど、1回もしくは2回で済むのかなと思います。

○3番（稲留光晴君） いや、その方がおっしゃるには五、六回、足を運んだと。そのくらい、毎日書類が変わってくるんだろうかと、そういうことはないと思いますけども。1日で済むべき書類をお渡しできればというふうに私は考えております。後で確認をしていただければと思います。

最初の質問のほうです。農家への補助金支給の町としての支援策は考えられないかということを書いておりますが、今回の補正で園芸振興補助金に2,500万円組まれておりますね。そこ辺の2,500万円というのは、今回はですね3割から4割収入が減っている方がいらっしゃる。当然、国の補助金申請もされた上に、また、とても国の補助金では昨年は足りないとか不十分なあれがあったから、今回、町が2,500万円を国はしたよという話も農家の方にはさせてもらったんですね。最終的に、議会の議決があって執行ですよということは言いましたが、やはり、そういった収入が3割以上減った。収入によって、この2,500万円ですね配分とかそういうことができるのかなと、何パーセント減で幾らとかというのはできるんですか。ちょっとお尋ねします。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今回の3割以上の被害があったとか、あるいは3割未満とか、そこについては国の支援事業がございますので、そちらのほうを活用していただくということで、町で今回上げた分につきましては、借地料が大体1万円から1万5,000円の範囲ということで、その3割を一律10アール当たり3,000円、農家には補助しましょうということと、あと、取組ですね、堆肥を散布したとか、あるいはウイルスフリー苗を活用したとか、そういった5項目のうちの2

つを活用した方々に、プラス2,000円で最高5,000円ですよということでした。

ですので、収入が減ったから必ずしもそこが増えるということは、あくまでも10アール当たり最高5,000円ということでございます。

○3番(稲留光晴君) 今、課長から答弁をいただきましたが、いろいろ私も農家の方から聞き取りしました。当然焼酎用が、コガネは去年は悪くて、コガネで焼酎用で6割減収。デンプン用は今年はコナインに変えて若干、去年より今年はよかったというふうな話も聞いております。

あとですね、今までもダイコンと甘藷を交互に植えられた方がですね今年は甘藷を植えて大麦ワカバを植えてダイコンですね、それからすき込んだところへブロッコリーを植えた。それで、ダイコンのほうは手間がかかるものだから農業法人に依頼をしてやったという話とかですね。もちろんバイオ苗ですね、コナインが徳之島から、これは1本180円ですねバイオ苗を800本、去年と今年で買った。それで、農薬散布はしなくて済んで腐れが入らずよかったという方もいらっしゃるんですが、元年から2年に比べれば売り上げ的には30%減少と。ですから、私は思うんです、やっぱり、こうやって転作ができる方、あと、考えるんですけど、耕作者の条件も様々なんですね。耕作地に転作や種類の違う作物を植えられる方、植えられない方、経費をかけられる人、かけられない人、労力が足りない分、法人などに依頼できる人、できない人、やはりこういうのはやっぱり差がある。かけたくてもかけられないという方もいらっしゃるの、ちょっとそこ辺も加味できるものであればですね加味して、町独自の補助金もですね渡してほしいというふうに考えております。

それと、私もちょっとあれなんです、先ほど質問しました、町からの1,500万円の補助に関しての書類というのは、説明会とか、国からの説明会はされているんですが、町の補助金に関しては何か、連絡文書とか行っているんですか。

○農林振興課長(中村富士夫君) そこにつきましては、議会に上程でまだ議会の議決も終えておりませんので、議決後に早急に農家の皆様方には文書でどういう書類が必要ですよということは周知を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番(稲留光晴君) 失礼いたしました。議決の後ということですね。なるべく書類のほうもやっぱり簡素化していただきたいということをお願いをしたいと思います。

それでは、次にですね最後の、町長の6期目の公約についてでお尋ねをしたいと思っております。同僚議員のほうで農業公社設立についてですねいろいろと詳しくお聞かせいただいた件ですが、やはりシルバー人材センターとかそういうところと違って

ですね、当然JAとの共同出資とか機械センターのお話も出ましたけども、私が心配しているのは「あすばる大崎」みたいにですね第三セクターみたいになって、町が余分な出費、補助金を出すようになっては困るなどちょっと思っているんですが。これから町長のほうで始められるわけですけども、ちょっとそこ辺が私は気がかりなんです、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 農業公社の設立につきましては、先ほどからお答えしておりますけれども、JAそおを中心として共同出資とかそういう形になってまいります。

あすばるの事例を取り上げられたところでありますが、あすばるは温泉を核とした、いわゆるサービス産業でありますので、結果として人口減少とかそういったことから運営上、行き詰まって、いろいろな支援措置を議会の議決のもとでやってきております。この農業公社については、そういったことが発生しないよう努めてまいりたいと思います。

○3番（稲留光晴君） 公益法人と、先ほど言われましたらですね、やはり法人はもうけが出ないといけないわけですね、もうけないといけないんですけども。

もう1点、町内の雇用の問題、雇用対策について、ちょっとそこ辺もいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 農業公社が設立されたときの雇用ということですか。雇用等については、当然準備室をつくってまいりますので、そこで協議を進めながら、人員の体制とかいったことを今後決めてまいりたいと思います。

○3番（稲留光晴君） できて、協議の上ということで、町長からいただきました。

あとですね、町長の公約の中に、農林水産業の振興とすることがあるんですが、本町の基幹産業である畜産という文字がないんですが、振興の中で、畜産に関しての取組はいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 本町の畜産におきましても、担い手不足や労働力の確保、農家の所得向上が課題となっているところでございます。このため、本町では、畜産のコスト低減策やICT等を活用したスマート農業の推進による生産性の向上など、食糧供給基地としてさらなる発展と農業所得の向上に努めていくこととしております。

具体的な振興策としましては、これまでも続けてきた優良牛の導入保留の推進及び導入保留の助成、商品性の向上につながる各種ワクチン接種への助成や家畜防疫に係る支援、各生産者団体との研修会や組織に対する支援などを含め、畜産クラスター事業や降灰対策事業など、国の事業を活用して畜産施設整備や機械導入など、生産基盤の安定化にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 来年、第12回全国和牛能力共進会への補助金要求額ということで350万円というふうに組まれておりますね。これと併せて、対象牛以外への畜産農家への町独自の補助金支援策というのは、従来と比べて変わらないんでしょうか。

○農林振興課長（中村富士夫君） 来年度につきましては、畜産農家等の要望、あるいは町長とも協議をいたしまして、高齢産歴牛の更新事業に補助を出そうかということで、当初予算でお願いをする予定にしております。これが新規になります。以上でございます。

○3番（稲留光晴君） わかりました。

町長にお尋ねしているんですが、来年の共進会ですね対象牛導入開始が今年11月から来年の3月というふうになっているんですね。現状としてどうなのか。有明、志布志、各市場でのそういうチェックとか、導入牛での350万円の使い方。どうしても、やはり大崎町から1頭でも国の共進会に出したいというお気持ちはあると思われませんが、そこ辺の意気込みを是非お聞かせいただきたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） これまで、大崎町は全国共進会において長年出場できておりませんので、やはりかつては大崎町はそういったところの常連であったということも聞いておりますし、畜産農家の皆さん方を激励しながら、是非、県の予選を通過しながら、県の全国共進会に出場できるように一生懸命、生産者とともに頑張ってもらいたいと思います。

○3番（稲留光晴君） 是非、町内、1匹でも2匹でもですね共進会に牛が出るようにですね頑張ってください。また、私どもですね農家の方を励まして、1頭でも出てほしいという気持ちで頑張っていきたいと思います。

あとですね子育て支援策についてのちょっと内容を示していただきたいということがありましたが、先ほど同僚議員のほうからありましたので、これは省略したいと思います。

あと1点ですね、町長の大崎町長に6選と、環境取組、全国にという記事あるんですね。この中で、上から4段目ですが、町長、手元にお持ちですか。その中で、「リサイクルで地球環境を少しでも持続させたいとの観点から考えている町の取組を、全国の自治体や住民に普及し、一緒に地域環境を守ろうという柱になりたい。子どもの環境教育も大切で、我々が実践・指導し、国内外から来てもらえる滞在型の研修施設も整備したい」とおっしゃっているんですね。滞在型の研修施設も整備したいとおっしゃっているんですが、どこに整備をされるのかなと思ってですね。これは旧菱田中学校跡地に整備をするということなんでしょうか、ちょっとそこ辺をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） SDGs 推進協議会で、今、企業版ふるさと納税とかいうものの募集をかけながら非常に大きな成果を上げておりますけれども。先ほど、環境のまちづくり、そういったエコタウン大崎というようなお話をさせていただいたところではありますが、そういった中での企業版ふるさと納税等を活用しながら、滞在型の研修施設の整備とか研修の開始ということをやっていききたいということで、それをもとにして全国から大崎町にリサイクル研修に来る環境づくりを一緒にやっていききたいということで、そういう説明を先ほどさせていただいたところでございますが、予定とかそういったところについては、これから詰めていく、そしてまた随時議会に報告していくということで先ほどお話をさせていただきました。

○3番（稲留光晴君） 町長がこういうふうに具体的にですね滞在型の研修施設も整備と。ハード的にかソフト的にかということもあるんでしょうけれども、滞在する館を構えるのかということがまずあったものですから、質問させていただきました。そこ辺は、最後に、町長、箱ものをつくられるとか、そういう意味ですか。

○町長（東 靖弘君） 大崎町にはマルシェという施設もありますので、既存の施設の活用とかも考えながら整備していきたいと思っています。

○3番（稲留光晴君） 理解をいたしました。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神崎文男君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時05分

第 3 号

1 2 月 1 7 日 (金)

## 令和3年第4回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月17日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（6番，7番）

日程第2 一般質問

日程第3 議案第49号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 稲留 光晴	9番 上原 正一
4番 諸木 悦朗	10番 小野 光夫
5番 宮本 昭一	11番 児玉 孝徳
6番 中倉 広文	12番 神崎 文男

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖弘	農林振興課長 中村 富士夫
副町長 千歳 史郎	耕地課長 竹本 忠行
教育長 藤井 光興	建設課長 時見 和久
会計管理者 西高 和義	農委事務局長 相星 永悟
総務課長 上橋 孝幸	水道課長 高田 利郎
企画調整課長 中野 伸一	教委管理課長 上野 明仁
住民環境課長 岡留 和幸	社会教育課長 宮本 修一
保健福祉課長 谷迫 利弘	税務課長 本松 健一郎

### 5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 本高 秀俊
次長兼調査係長 福永 浩二
議事係長 上床 就路

庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、中倉広文君、及び7番、吉原信雄君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」に入る前に、昨日の中山議員の一般質問の答弁に訂正があるということですので、発言を許可いたします。

○町長（東 靖弘君） 昨日の一般質問におきまして、中山議員の質問に対する答弁の中で、ごみ出し困難者対策事業の回収事業者について、シルバー人材センターが行っているとお答えいたしました。その際、サイクルセンターの間違いでしたので、お詫びして訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、6番、中倉広文君の質問を許可いたします。

○6番（中倉広文君） おはようございます。

私は、今回、3つの項目について質問をいたします。

まず、はじめに、遊休公有地の管理と活用についてお聞きいたします。地方自治体が保有する土地や建物は、それぞれ目的を持って購入・設置され、その地に居住する住民への福祉向上と自治体発展のために大きく寄与しているところです。

一方、そのような公有資産は市場価値のある財産ではありますが、特に未利用、低利用、廃止施設などの遊休資産については、恒常的に草刈りや不法投棄対策、雨水管理や土砂の流出対策など、近隣住民の居住環境に配慮した対応が必要で、保有しているだけで遊休資産の管理に係るコストが継続的に発生しています。

このような遊休資産については、新たな活用策の見直しを図ることや、民間への売却・貸付などで有効利用を図ることは、住民に直結したサービス還元のために重要な手段ではないかと考えます。

そのような視点から、まず、本町が所有している現在使用されていない遊休公有地の状況をお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の保有する財産は、公用または公共用に供する行政財産と、それ以外の普通財産に区分されています。行政財産は、行政目的に直接共用される財産であるため、御質問の遊休公有地とは普通財産の一部であると思われまますので、普通財産の状況についてお答えいたします。

本町の保有する土地の面積45万3,278.23平方メートルのうち、普通財産は309万9,559.95平方メートルであり、山林、貸付地、賃貸住宅用地、その他に分類されます。既に活用されている貸付地等を除くと、山林292万4,378.46平方メートル、132筆であります。雑種地、建物跡地等を含むその他が5万1,472.34平方メートル、68筆でございます。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 普通財産ということで確認しました。本町の現状について示していただきました。

また、山林それから雑種地等ですかね、各地に多くの遊休公有地があることも確認したところですが。今お答えをいただいた遊休公有地については、ふだん使用されていないということで、各箇所それぞれその状態について、なかなか把握されていないのじゃないかなというふうに予測するわけです。これらの遊休資産について、町内いろんなところに点在しているとは思いますが、例えば町道、農道そういった公道等に隣接している町有地、町有林、施設も含めてですが、歩行者や車両等の通行に影響は出ていないのか。あるいは、当該土地・施設が集落内にある場合、同様に隣地とか地域住民の生活に支障を与えていないか。さらに、農地に隣接している場合、そこで作付けされている作物の生育や農作業等に支障が出ていないか。こういった観点は、公共資産を有する自治体の責任において定期的な確認作業も必要かと考えますが、現在、本町の遊休公有地にこうした隣地等に配慮した管理がなされているかどうか、このことについてお願いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町が保有する土地の管理については、その土地を管理するそれぞれの所管課が定期的に除草や清掃作業を行っているところでございます。普通財産につきましても、周辺の景観や通行の妨げにならないよう定期的な草木の除草や伐採管理を行っておりますが、山林等は所有している面積が大きいため、地域住民の方からの御要望により順次対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 所管課のほうで管理ということで、山林はなかなか至っていないというような答弁でありました。

これまで、私のほうにも住民の方々から要望と申しますか、公有地の管理につい

ていろいろ御意見をいただいております。その都度、担当課のほうには報告をしていますし、恐らくですが、同僚議員のほうにもそういった声というのは届いているだろうと推察しますが。住民の方々から、町有地・町有林そういったものについて、資産の管理状況に起因する苦情というのはどういった状況であるのか、確認されていたらお答えいただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） 苦情をはじめ要望がなされているかとの御質問でありますので、それぞれ担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 町有林等につきましては、議員さんがおっしゃいますように、畑に面していたり、あるいは田んぼに面していたりとかいうことで、葉っぱが落ちてきたりとか枝が落ちてきたりして非常に困っているというような情報もいただいております。

本年度、そういう要望があった箇所について、2箇所は町で予算をつけていただいて伐採作業を行っております。以前も、横瀬地区の田んぼのところについては伐採をした経緯がありますので、今後も要望等があれば、また町長のほうにもお願いをいたしまして、なるべく農作業等に支障がないような形で対応は図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（上橋孝幸君） 普通財産についてお答えをしたいと思います。

総務課のほうでは、学校跡地あるいは校長住宅跡地とか雑種地と、幅広く管理をしているところでございまして、職員で年に数回、草刈り等を管理するところもあれば、業者をお願いして除草をお願いしているところもございます。ただ、一部山林等も所管しておりますが、住民の方々から伐採の要望を聞いているところは数箇所あるところでございます。

以上です。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係の町道につきましては、町内を6ブロックに分けて、年間を通じて管理をしているところですが、その中で住民の方から連絡があったりして通行に支障があるというようなことがあった場合は、その都度、確認をして対応しているような状況であります。

○耕地課長（竹本忠行君） 耕地課関係につきましても、やはり住民の皆様からの要望等がありましたら、現場を確認いたしまして必要性のある部分について、伐採等の管理をさせていただいている状況でございます。

○6番（中倉広文君） 今、各所管課、説明をいただきましたが、それぞれ自主的にやっているところもあり、要望等に応じて対処しているというような状況であります。利活用されている資産については、通常、関係者が確認ができる状態ということ

で、何か対応が必要であれば、その都度対処されるとは思いますが、こういった遊休資産について、なかなか目が届きにくい状態ではないかなと思います。冒頭にも申しましたが、自治体が保有する貴重な資産ということで、こういった住民からの苦情とか要望が来てからの対応というのじゃなくて、せめて1年に1回ぐらい、こういった状態であるのか確認あるいは必要な対応について実施できれば、また住民の皆さんも町に対しての思いというんですかね、そういった部分も変わってくるんじゃないかなというふうに考えるところです。

こういった遊休資産の立地箇所によっては、その、例えば自治公民館、あるいは民間団体、近隣にある企業とか、先ほど一部にも委託というのがありましたが、こういった管理を委託するというのも公有地管理の有効な手段の1つになり得るんじゃないかというふうに思います。

こういった遊休公有地について、定期的な確認作業、こういった状態であるのか、確認作業や、場合によっては管理を委託するという提案について、町長の考え方をお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 主に、山林に隣接する畑地、そしてまた隣が竹であったりとか竹林であったりすると、台風等でなびいてきたりして支障を及ぼすという実態はそのあたりでも結構あって、その連絡があった段階でそれを改善していくということは今までやってきたと思っております。

これまで定期的に管理をしてきたとかということは担当課に聞かないとわかりませんが、森林組合とかそういったところとの林務上の伐採とか、町有林の管理じゃないですけれども、いろんな除草、下刈りとかやってもらっているというところもありますので、そういったところでその年に委託作業を出していると、そういったところは解決はされているだろうという判断もできますが、公共用地がどれぐらい農地に面しているのか、そういったところはちょっとわかりませんので、ただいま委託というお話もあったところですが、こちらについてはちょっと保留させていただいて、どういう状況が発生しているのかということを確認させていただきたいと思っております。

○6番（中倉広文君） 即答はなかなか難しいということで確認しましたが、本町が所有する貴重な財産でございます。いわゆる本町住民の公有資産を適正管理するというので、さらに改善が図られるように善処していただきたいと思います。

引き続き、（3）の処分や利活用について協議がなされているのかについてお聞きします。遊休資産について、民間の需要が見込まれるものについては、民間への売却処分や貸付、また条件を整えば民間所有地との交換とか、当該土地を活用しての民間活用の転換により、就業の場あるいは居住の場として利用されることで、さ

らに活力を生み、ひいては町税収への反映も期待できることから、本町が所有する遊休公有地等の売却や貸付等にも努める必要があります。公共性・公益性が認められる場合は、地域の振興を目的に、無償で各自治公民館や地域団体へ貸し付けることもできようかと思えます。

これまで、例えば学校が閉校したとか施設の閉館とか、本来の目的を得た施設については、その後の活用について様々な機会を捉えて協議が持たれていると思えますし、あるいは遊休公有地であっても、本町様々な施策に基づいて活用が見込まれる場合については協議がなされていると思えます。しかしながら、恐らくですが、長期にわたり、先ほどの山林もですが、活用されていない遊休地や山林等があるが、この土地をどういった取扱いをしていこうかという協議というのはなされていないんじゃないかなと思えますが、これまでこういった遊休公有地の処分・利活用について協議がなされているかどうか、そのことについてお聞きします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまで用途廃止された建物や利便性の高い土地につきましては、その都度、処分や利活用に関し協議を行っており、できるものから売買・貸付・廃止等の処分を行っておりますが、山林など利便性の低い土地につきましては、処分や利活用についての協議は進んでいない状況でございます。

今後、山林をはじめ土地等の財産で遊休化しているものは、処分や有効活用を促進し、自主財源の確保を図るとともに、隣接地へ影響を及ぼさないように、引き続き維持管理に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 前向きな答弁、確認をいたしました。

冒頭の質問でも言いましたが、適正化管理を行えば、草刈りとかいろんな管理等、こういった対応が必要になってきます、必ずこれは必要になってきます。いわゆる保有しているだけで、遊休資産等の管理に係るコストというのは経済的に出てくるわけですね。そういった新たな活用策の見直しを図ることや、場所によっては民間への売却・貸付で有効利用を図って財源確保に努めることはもちろんですが、そういった手段を使っただけであればと思えます。

こういった検討を適宜行っていただいて、遊休状態のまま保有し続けることを防ぐための取組を進めていくことが必要かと私も思います。是非ともこういった検討といたしますか、そういった協議については、できれば早めに行っていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

引き続き、2項目めの、水田活用の直接支払交付金見直しに伴う影響についてお聞きします。先日、政府自民党のほうで、この項目について見直しがされると発表

がありました。その内容について、水田活用の直接支払交付金が支払われている水田について、今後5年間、水張りがなければ対象外とするというものです。水田営農に携わる者として、とても大きな問題であると捉えました。

この直接支払交付金制度は、水田転作に取り組んだ耕作者への交付金であります。これまで幾度となく制度の変更はありましたが、このような制度等に基づき、約50年間、減反政策のもとで水田営農が行われてきた経緯があります。減反政策が始まる以前は、本町でも約1,000ヘクタールほどの水田がありますが、ほとんどの水田で稲作が行われ、いわゆる食糧増産時代には多くの水田で1年に2回作付けする二期作というのが行われておりました。そういった大変恵まれた環境の本町ではありますが、食糧管理法に基づく生産調整、言うまでもなく減反要請と引換えに、転作奨励金などの交付金で、僅かではあります但し所得減少の埋め合わせをしながら、その結果として、かつて湧水や雨水で作付けしていた、特に山間の圃場は、現在では水張りをして稲作をする水田として復帰することが困難な状態になっています。

今回、このような圃場について、直接支払交付金制度から除外するという発表は、当該圃場を管理している耕作者、地権者にとって、とても大きな影響を受けるのではと考えます。このような見直しを実施された場合、本町としてどのような影響を受けるのか。該当すると予想される、その水田面積、耕作者数、また試算による交付金等の影響額について示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

この交付金は、食料受給率に向けて水田を有効活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を、面積払いで国から直接交付されるものであります。今回の見直しにより、2022年から26年の5年間、一度も水張りが行われていない水田は交付対象外になるということでもあります。

これに伴いまして、1作目、2作目で水稻・飼料用稲以外の作物を作付けしている水田が対象となりますので、本町の過去3か年の作付け状況で見た場合、基幹作物助成、二毛作助成等、幾つかの要件もありますが、影響が出る方につきましては463名、面積で約141ヘクタール、交付金額で約7,400万円となると推測されます。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 463名、141ヘクタール、7,400万円ということで、関係する農業者にとっては本当に大きな所得の減少になってくるんじゃないかなというふうに予想するところです。

このことについて、（2）の対応策について、どのように進めていくかについて

お聞きしますが、私が問題視する圃場というのは、先ほど言いました、かつて豊富に湧き出していた湧水や雨水などを利用して水稻を作付けしていたが、現在、その湧水も途絶え作付けができない状態にある圃場です。水を張りたくても、水利組合や土地改良区などの用水施設が現在施されていない、いわゆる排水地区というふうに認定されているところで、現状で水張り水田として復帰することはとても難しいので、先ほどのような大きな影響が出ることになりますし、それだけじゃなくて、こういった用水を確保できない圃場については、俗にいう畑地化できる乾田といわれるところを除いて、恐らく、これから先、荒廃地化してしまうだろうというふうに予想するわけです。

そのような事態を回避するためにも、本町としてこういった条件下の圃場にどのような取組をすべきか、早急に検討を始め、対応しなければなりません。現在、圃場整備着工中の地区とか整備計画が進められている地区は、このことについてはさほど問題視しないと思いますが、それ以外の未整備地区の水田営農の在り方について、どういった取組をすべきか、対応策についてどのように進めていくかについて伺います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の水田ほ場整備率は、令和2年3月31日現在で31.7%で、圃場によっては水路等が整備されず水を引けない水田も多く見受けられます。このような水田で野菜等の高収益作物作付けが可能な圃場につきましては、作物の転換を推奨し、毎年2月に開催しております地区農政座談会での説明による対応を図り、また、現在耕地課で進めております農地中間管理機構関連農地整備事業で圃場整備計画があります益丸地区、有村下地区、谷迫地区、神領地区などにおきましては、速やかに整備が計画が進むよう取り組んでまいりたいと思います。

実際、御質問を受けて田んぼを見てきました。国道から下、国道に近いところといいましょうか、そういったところの永吉原の水田、あるいは国道から上のところの水田が非常に不耕作になっている土地があって、昨日もありましたけれども、やはり茅等が発生しているという水田もあり、あるいは用水が来ない棚田というところ等についても荒れ放題の状況になっているということは確認できております。こういう水田が有効に活用されていくということが望ましいところですが、そのためには現段階ではそれぞれ圃場整備をやっていきましょう、広域化していきましょうとやっておりますけど、それはまだまだ、ずっと順次やっていくので長くかかることですので、そういった用水が来ないところでの耕作物の収益対策といったことはまた考えていくべきだと思いますが、かなり荒れている状況を確認したときに、これを農地に戻すのもなかなか難しい問題なのかなということも、所有者の間

題もありますけど、確認したところでした。

○6番（中倉広文君） 現地を確認されたということで確認しましたが、圃場整備の話もありました。圃場整備について、例えば、まだ計画段階にない、そういった地区がこれから意向調査等に入ってというと、完工するまで恐らく10年くらいかかるんじゃないかなと、これは推測ですが、かかるんじゃないかなと思います。今回示された5年間のうち、水張りがなかった場合というのは、猶予期間には到底間に合わないということになります。

今回、また、この制度の見直しのタイムリミットというのが5年間ということなので、本町が対応する選択肢というのは限られてくるんじゃないかなというふうに思います。これは私案ですけど、水利組合とか該当する土地改良区と協議をして、新たにそういった地区に用水施設が設置されない場合、設置すればそれに越したことはないんですけど、されない場合というのは、当該圃場は畑地化するしかないのかなと、ほかの作物に転換しないといけないということで、畑地化し、先ほどもありましたが、高収益作物へ転換するか、あるいは、それをしない場合は現状でいずれ荒廃地になってしまう、どちらかかなというふうに思います。高収益作物への転換といっても、現状の圃場を確認されたということでありますが、多くの課題があります。実務を請け負う農林振興課も、このことについては認識されていると思いますが、私が考えるだけでもいろんな手続・対応は出てくるようです、詳細についてはここでは割愛しますけれども。一番の問題というのは、当該圃場の問題、山間の湿地、排水不良田、こういったところが多いことから、まずはその圃場ごとの、簡易的でも排水対策を行う、このことが最重要かなというふうに思います。

これはもう1つの提案ですが、本町の農業機械センターが所有している小型の重機がありますが、そういった重機等を使って額縁排水対策、いわゆる四角の圃場があれば、畦の横をずっと、ある程度の深さで明きよを排水をする、穴を開けたまま排水溝を掘るというようなことですね、そういった工法。その後、トラクター等で部分的な弾丸暗渠排水というような工法もありますので、部分的にですね。そういったのを組み合わせると、簡易で、かつ効果的な排水対策になるんじゃないかなというふうに思います。私の圃場、周年湛水状態であった圃場でも、実証しているので、そのことについては効果はあろうかなというふうに思いますので、ひとつ検討課題にしておいてください。

同時に、多面的機能支払交付金事業、本町にもたくさんの協議会がありますが、そういった組織とか、各土地改良区、水利組合、それから所管課、耕地課ですが、が連携して、当該圃場に接続する排水路の整備、このことに早急に取り組んでいかなければならないのかなと思います。こういった取組を組み合わせることで、ある

程度は当該圃場、関連化が図られていこうかなというふうに思います。耕作者、地権者等がそういった排水対策に取り組む場合の、よし、じゃあ畑地化をして作物転換をしようという意欲的な耕作者が出てきた場合、排水対策に取り組んだ場合には、一定の補助金を交付して、そういった排水対策の一助として支援をするというような方策が私は望ましいかなというふうに思います。今、私の私案ということですが、当該圃場において用水が確保されない場合、これは限定的ですが、確保されない場合は畑地化を進めるべきという一方的な提案で、こういった手順、関係機関との連携、先ほどの排水対策補助金の交付、こういった提案をどのように認識されますか、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） これまで、過去にさかのぼってみると、農業農村整備事業で水田の圃場整備をやりましょうということで大分説明もいたしました。また、永吉原のほうでも、国道から下・上においても、そういった説明はしてきたところではありますが、なかなか、農家負担金が発生するというので、そこに対しては応じてもらえないという状況がずっと続いておまして、なかなか実現ができなかったという経緯もあります。

農地中間管理制度ができて、そこで機構が借り受けて、そしてまた農業者に貸し出すという制度になってきて、その中で圃場整備が無償でできるという利点があって、今、大崎町においてどんどん、どんどん進めているという状況でありますので、そういった状況であって、大規模区画が終了するまでには相当の期間がかかるわけではありますが、その間でのただいまの質問であります。

以前、中倉議員の質問の中で、そういった未整備地区で小規模の面積をまとめながら、そういう排水対策も含めて事業をやれないかという御提案があって、そしてまた、担当も先進地に、熊本県にありましたけれども、そういった先進地に行きたいきさつがあります。そういった小規模の面積等において、その時点ではそういう方向性であればやれるんじゃないかということで研修にも行っておりますので、現在は畑地化ということではありますが、どうできるかということは検討をいたします。そしてまた、併せて、どうしても高齢化による離農というのは増えてまいりますので、水田の大型法人になされているところもいるわけですから、圃場整備をしながら現在のスマート農業に合った区画の整理ということは目指していかなければなりませんので、そういった方向性は保ちながら、ただいまいただいた御意見を、また担当課とも十分協議いたしたいと思います。

○6番（中倉広文君） かつて小規模の区画整備ということで提案をして、いろいろ検討もしていただいた経緯がありますし、その頃、ちょうど中間管理機構の事業が始まりまして、途中で中断してしまったということもございました。

できれば、ああいったものもうまく組み合わせながら、この5年間で見直しができる、この交付金は入ってこないというのはこれは現実だと思いますので、所得の減というのは現実だと思いますので、こういったことを念頭にしながら進めていただきたいと思います。

それから、離農の話もありました。確かに、恐らくこういった状況になるとリタイアをされる耕作者も出てこようかと思えます。そういった場合には、公社の話もありますが、新規就農者の発掘も含め、担い手への集約・集積、そういったものを念頭に、それぞれが納得のいく取扱いとなるようにしていただきたいなというふうに思えます。

いろんな課題が、この問題については多くて、なかなか整理がしづらいんですけど、今回の制度見直しによって、本町水田の荒廃地化が進まないように、いろんな手だてを考えて対応をしていただきたいと思います。

引き続き、3項目目の、6期目の公約についてに入りますが、この項目につきましては、昨日の同僚議員の質問に対する答弁を確認しておりますので、詳細については割愛して構いません。その中で、少しだけ提案といいますか、したいと思えますが。昨日、農業公社についての答弁がありました。私自身も、その必要性については以前から提案をしていましたし、町長からの答弁で、この農業公社についてはいろんな計画を持たれているということを確認いたしました。それぞれ段階を踏んで実施されることかと思えますが、1点だけ提案をしますと、農業公社独自の実施事業について実施すべきというふうに私は思えます。これは、農地保全事業の一環として、借り受けた農地を担い手への流動化と併せ、受け手のない農地については農業公社で中間管理し保全していく体制ですが、こういった自主事業を行うことは、公社が受託作業等で使用する農業機械の有効利用のみならず、昨日、滞在型のリサイクル研修という話もありましたが、そういった機を捉えた農業体験であったり、Iターン・Jターン・Uターン、そういった方々も含め、本町に呼び込む優れたアイテムになり得るんじゃないかなというふうに思えます。

また、後にも触れます有機農業に絡む実践圃場、こういったものに使えるんじゃないかなと思えます。本町がエコタウン大崎という名称をよくお使いになりますが、広くエコタウン大崎のイメージ戦略として機能するんじゃないかなというふうに思えます。町長の公約ですので、あまりこの件についてしつこくは言いませんが、この自主事業の実施ということで、この提案について町長の考えを聞かせてください。

○町長（東 靖弘君） ただいま、農地保有合理化事業として農業公社の中での対応としたほうが良いという御提案でありました。また、農業に参入するIターン・Uターン・Jターンのそういった方々の体験するいい機会ということで、土地を提供し

ながら、そこで体験農業するということを踏まえて、いい機会になるのではないのかという御提案でありましたので、我々が移住・定住とかやっている中で一番、今必要なのは、昨日もあったんですけれども、やはり農業体験とか、あるいは小規模での農業実践ということを経験するとか、そういったことは非常に関心が高いし、価値があるものだと思っておりますので、この点につきましては担当課とも十分協議をしてみたいと思います。

○6番（中倉広文君） 是非とも、この件については進めていただきたいというふうに要望いたします。

もう1点だけ。有機農業の推進ということで説明がございました。本町にも、個人、法人あり、JA、承継も含めて様々な部会がありますが、そういった組織から横断的にピックアップして所期の目的を、このことについてはしっかり果たしていかなければならないと思います。

以前の一般質問でも提案しましたが、本町のリサイクル、あるいは環境保全に絡んだ農畜産物の生産流通販売、具体的に言うと、以前に提案しましたが、収集した生ごみ等を活用した堆肥ですね、こういったものを活用した農産物、こういった取組は、本町が行っている自然循環型、こういうことを大きくPRできる最たるものかなというふうに思います。インパクトのある、こういったストーリー性を持った大崎の特産品、ブランド、必要な取組だと思しますので、是非ともこのことについては着手していただきたいと思います。

併せて、本町でも法人、個人、生産者団体など数件が取得しているKGA P、御存じですかね、鹿児島県の農林水産物認証制度というのがありますが、今後、有機栽培に興味を持っている任意の生産者団体を結成して、そういったKGA P取得などを目標にし、さらに段階を踏んで進めていくことで、有機栽培について多くの生産者が関心を持ち、関わっていけるのではと考えます。この有機農業推進について、本町のリサイクルに絡めたイメージ戦略、それとKGA P取得の推奨、このことについて町長の考えを聞かせてください。

○町長（東 靖弘君） 今回の公約をつくるに当たって、有機農業の推進というのを入れました。ひとつには、2050年のカーボンニュートラルの中で、我が国が有機農業として取り組んでいくパーセントが25%ということで、面積もかなりの面積でしたけれども、こうやって環境上の問題から有機農業を推進する、あるいは土壌等で植えてメタンガスの排出を抑制するため、いわゆる地球温暖化の防止の一環として、みどり戦略システムに基づいて有機農業を推進していくという方針が出されましたので、本町において、今まで有機農業について、そう力を入れているわけではなくして、栽培しておられる方々も数名は存じておりますけれども、そういった組

織の体制の強化というところまでにはっていないのではないのかなと捉えて、そういうふうに思っております。

有機農業はなかなか、資源循環型という御提案がありまして、有機堆肥を使ったりとか、本当に有機に関しての農業栽培をするということで非常に難しかったり、あるいはできた農産物等に対しては付加価値があつて高い、高いのをどう買っていたかとかという大きな課題も出てくるわけでありまして。そういった中で、行政の中でも、例えば学校給食等にそういった野菜だったりとか米だったりとかいうものを使いながら有機を推進していくこととか、第一歩はそこらあたりからやっぱり入っていくべきなのかなと考えております。

ただいま、リサイクルでは生ごみを使って有機堆肥をつくって「おかえり環ちゃん」というようなことで有機堆肥をいろいろ使っていただいておりますけれども、それをメインとして販売戦略を行ってきたかという、そこまではっていないのではないのかなと思いますので、御提案いただきましたこういった販売戦略、昨日も販売戦略がありましたけれども、そういったものをいかに付加価値を高めた戦略をつくって行って、そこで関心と呼ぶ、あるいは有機農業の方々の経営がいくようなといましようか、そういったものをいうのはやはり考えていくべきだと思いますので、まだまだ勉強していかなければならないんですが、リサイクルの中で資源循環型の大崎町の中で取り組むべきそういった課題の提案がありましたので、こちらにつきましてもこれから有機農業は取り組むわけですが、十分勉強しながら、担当課共々勉強しながら進めていくように努力いたします。

○6番（中倉広文君） せっかく有機農業推進ということで打ち出されたわけですので、一番結びつきやすいのが、そういった本町が行っている環境保全、リサイクルなんですね。そこは本当にイメージとして合致するので、うまい使い方をして、さらに拍車をかけていただきたいというふうに思っているところです。

それから、先ほど提案しました認証制度についても、やはり1つの目標ですから、そういったものを取得するというのはですね。そういったものも推奨して、皆さんの関心を集めていただきたいなというふうに思います。要望です。

町長におかれましては、町民の皆さんの付託に応えるため打ち出されました公約実現に向けて、今後も努力されていくことと思います。公約実現だけでなく、さらにまた拍車をかけ、本町発展の大きな原動力となりますよう、様々なアイデアを結集しながら、さらに前進していければと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 旧大崎第一中跡地について、そして政治姿勢について、農業地域振興について、この3点を質問してまいります。

まず、平成27年7月1日、旧大崎第一中学校跡地に、プラスチック関連製品の製造を行う工場、この新設で、京都府京都市松本商会株式会社と本町にて立地協定が行われました。平成28年3月11日に事業完了し、補助金交付が決定され、総事業費2億3,481万7,000円。収入内訳として、町補助金4,600万円、金融機関4行1億8,400万円、これは1行当たり大体4,600万円です。自己資金481万7,000円。支出内訳として、備品・設備購入費として1億6,625万円、建築設備工事費として6,810万7,000円、事前調査費として46万円の事業実績報告が出ていますが、その僅か2か月後の同年5月16日に、松本社長の車による事故、これは自損事故で独り相撲といわれる部分ですが、があり、工場の操業停止、休業状態になり、平成30年7月25日に現地立ち入り調査を実施し、補助対象機器の無断売却が判明し、同年12月27日に弁護士事務所との破産契約済みが判明。令和2年11月に破産手続が終了しており、今般の決算認定にて確定した松本商会の地域経済循環創造事業交付金返還金の本町一般財源からの負担額、そして、なぜ本町の血税から負担しなければならないのか。同事業の返還金に対する原因、要因は何なのか検証を行い、何が問題だったのか、どこを改善すべきなのか、本事業の経緯と検証をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまで、決算審査等様々な機会にて議員の皆様に御報告してきた内容と同様の答弁になろうかと思えます。平成27年4月に、総務省から地域経済循環創造事業の交付決定があり、同年6月の議会定例会において関連予算及び町有財産の無償貸付の議案を御可決いただいております。同年7月に、松本商会株式会社と立地協定を締結し、事業に着手されましたが、平成28年5月に松本社長の事故による休業状態が続き、また、平成30年7月には補助対象機械の無断売却が判明したことから、平成30年12月に補助金交付の取り消しの意志をお伝えしました。

その後、平成31年2月に松本商会が破産手続に入り、町といたしましては、令和元年9月に、破産手続を進める弁護士に対し補助金返還通知を送付いたしました。

令和2年5月から、京都地方裁判所による破産手続が開始され、同年11月に債権処理が終了しております。

同事業における本町負担額4,600万円でございますが、債権処理に伴う配分金が210万円ございましたので、未収金額は4,389万2,022円となっております。

本件の検証につきましては、これまでも申し上げましたとおり、経営者個人及び法人ともに破産しており、また、弁護士等への聞き取り等で刑事事件の立証は難しいのではないかと判断しております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 決算特別委員会でもですねこの部分は重複して質問している部分ではございますが、収入未済額の返還金の徴収について、破産手続の結果、210万7,978円の配分があり、収入未済額が4,389万2,022円と確定し、大崎町の人口1万2,488名、町民1人当たり、ゼロ歳から105歳までですね1人当たり3,515円、これは小数点繰上げですけれども、この負担額になります。監査報告でも出ておりますが、返還金の早期徴収に努めるよう指摘され、決算委員会報告書では不納欠損処分等の対策として、債権管理に関する条例等の制定を要望していますが、どのように考えているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 松本商会においては十分御存じのことですけれども、法人も個人も破産手続をやっております。弁護士において破産処理手続がなされておりました、その手続の間は、全然本人とも接見することは許されていないというのが実情であります。

その後、手続終了後は自由に多分できるんだろうと思いますけれども、個人の資産もない、法人の財産もないという状況でありますので、私としては、今回の返済金の話がありましたけれども、これについては国の補助金でありますから返済しなければならない、既に返済済でありますけれども、そうやってきたと。町としては、収入未済額としてその分が計上されてきているところであります。

平田議員の質問の中で、なぜ町が負担しなければならないのかという質問がありましたけれども、これは国のシステムの中で非常に問題だなと私は思っています。今、国から交付される農業関係の補助金すべて、それぞれ自治体を通ることになっております。そして、自治体が交付を受けて農業の法人であれ、農業者であれ、交付を受けて何らかの理由で倒産したときに、町は補助相当額の返還金の命令をいたしますけれども、本人が破産宣告をしたり、あるいは返済できなかつたりしたときに、それは町として、国にその補助金は戻しなさいという、こういったシステムでできておりますので、本来ならば、補助金交付を決定を受けたら、その補助金申請者

に直で補助金が流されるか、あるいはそういった交付をした後に事故等で、あるいは経営不振等で倒産したりしたときの残金等については、国としては返済不要とかいう措置を取らない限り、ずっと自治体の負担として上がってくるということであり、ます。

だから、一番不利益を被っているのは自治体でありますので、やはり制度の中で何回かこういう話もさせていただいたり、国の機関にもその話をいたしましたけれども、今回の農業関係の交付金にしろ、国の助成金を受けていて何らかの都合で辞めて返還金が発生したとき、その分は国へは町が返しなさいと、これは1つのルールというか決まりです。ですのでどうにもならないところであります。

これは、なぜ町が負担しなければならないということがありましたので、その説明をさせていただいたところですが、それによって松本商会の分についても、国に返還をしたという状況であります。

- 1番（平田慎一君） これは、また、後の質問にも入ってくるんですけども、総務省とですね内閣府ですかね、制度設計の問題の部分も多分絡んでくるんでしょうけど、交付要綱では事業を実施する民間事業者が交付事業者と見なされているのですが、会計検査院もですね検査報告では市町村が交付事業者とされているという部分がございますので、多分その部分を今、町長のほうが御説明をされたのかなというふう

に理解しておりますが。

令和元年度の決算資料、本町のですね収入未済額の総額が2,914万8,872円、今年度、令和2年度の決済額が7,304万849円、これは一気に倍以上の未済額になったわけですが、本件の未済額が入った関係です。本件のやっぱり経緯や検証、最初の当初の見通しが甘かったというのが一番問題だと思うんですが。返還金の住民負担について、町民への丁寧な説明責任を果たすべきだと私も思いますし、それもずっと言っておりますが、町長として、再度お聞きしますが、そのようなお考えはないのかお聞きいたします。

- 町長（東 靖弘君） その前に、私たちも返済、いわゆる国に直接、何かがあったら自治体が交付者となっているということで国から交付を受けて、申請される方々も自治体を通して国に申請するので、個々の自治体が一番責任を持つべきだというのが国の判断なんですけれども、専門的なこととか、詳細に調査したにしてもわからない部分とかあったり、要はわからないところが農業者だったときに、本人の就労意欲とかそういったものが欠けてきて返還金が発生したり、そういったところも見通しが甘いとか、結局は、本当に厳しく、厳しくやっていかなければ、なかなか農業者も育てられない、認定できないという現実が今あるわけです。

こういったものに対して、あくまでも一回使用されたものに対して、お金を払っ

たものに対して、あくまでも返還金を求めてくるという国の姿勢には、多くの自治体は反発しているという状況がありますので、こういうことについては私もずっと言い続けていきたいし、やはり、本当に国会議員の先生方にもそういった実態を伝えていかなければ、これから先に農業を志してきて、国の人・農地プランによる補助金とかもらう中でも、厳しくやっていくとなってくると、なかなか就農できないという状況が出てまいりますので、現に昨日もお答えしましたけれども、人・農地プランの受給者が1件そういったのが出てまいります。どうしても予算に上げて、また国に返還してということをやらずにやっていくわけですので、今、返済金額が増えてきたということではありますが、さらに上積みされていくということになってまいります。

そういったことから私が考えているのが、債権管理条例とかこういったのをやはり議会に提案していきたいと思っております。人口の多い市においては、そういった負債が発生したときにはそういう条例の中で整理していくということがありますので、未収金として上がらないという形でそういう条例は制定されておりますので、どうしても回収できないものについては、そういった債権管理条例で処理できると、自治体の償還額がそんなに増えてくるということになりませんので、いずれ我々も検討を進めながら、そういったことを御理解いただいて債権管理条例を審議していただきたいと。その前に、またそういうお話をさせていただきますが、そういったこともこれからさせていただきたいと思っております。対象者の方もですけども、自分たちもこの問題に対してはすごく悩んで、苦しんでいるという状況であります。そこは御理解いただきたいと思えます。

住民への説明責任ということで、本日も議会の中で一般質問の中で取り上げられておりますので、こういったことについては議会でも広報がなされるわけですが、先般も申し上げました野方地区においてもそういう説明はしておりますけれども、じゃあこちらの方々に説明が行き届いているかという、議会広報を見てこういうことが起きているんだという御理解はいただいているのではないかと思います。いろんな機会の中で、今申しましたような、こういった納得いかないような制度があるということも含めながら、いろんな機会には農業団体をはじめ、そういった説明はすべきだと思っておりますので、私自身としてもやりたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 詳細にわたって御説明いただきましたが、補助事業の二重申請に対してはですね、今、町長のいわれるように我々議会のほうも御説明、最近出たですね内容を徐々に確認してきてはいる部分ではございますが、その部分も含めて補助事業の二重申請及び機械備品の売却と、本町及び会計検査院の決算検査報告、調査結果、調査内容、これは会計実施検査公表が平成30年12月に出ていると思

いますが、その部分を含めてお示してください。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで説明をさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、会計検査院から出された文書がございましたので、大崎町の部分だけを読み上げます。

平成27年度に農業用ポリフィルムやペットボトルキャップをリサイクルし、再生ペレットを製造するための施設を整備する。リサイクル率8年連続日本一の大崎町と取り組む、地域と人に優しいプラスチックマテリアル事業を行うため、交付金4,600万円の交付を受けてございました。しかし、事業完了後の再生ペレットの製造販売は行われておらず、今回の会計実地検査時におきましても、施設が全く稼働していない状況となってございました。また、本事業で取得した設備の一部に、中小企業庁の補助事業でございます中小企業小規模事業者ものづくり商業サービス革新事業補助金が重複して充当されている事態となってございました。さらに、先日の補助金が重複して充当されていた設備を含む複数の設備が、大崎町の承認を得ることなく無断で譲渡されている事態となってございました。いずれにいたしましても、これらの事業につきましては、交付を行っております内閣府や総務省等に対しまして、当該事業の制度設計等に係る見解等を聴取しながら調査を進めてまいりたいと考えておりますが、事業を実施しております貴県におきます現場での実態の取りまとめも必要となりますことから、引き続き調査に御協力のほどよろしく願いますといたしますということが、本町分の公表でございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 私も議員の皆さんも、これ多分いただいていると思うんですけども、これでちょっと気になるのが、やっぱり複数の設備が大崎町の承認を得ることなく無断で譲渡されているという部分なんです。この部分、内閣府、補助金の二重申請の部分は先ほど説明した部分で除外しますけれども、補助金の返還を求められた、結局の一番の肝の理由というのは、機械の無断売却に当たると思いますが。無断の財産売却をなぜ防げなかったのか。備品・設備購入費として1億6,625万円もの設備の財産管理は誰が行うことになっており、管理監督責任は誰にあ

るのか。これは法令規約等も踏まえてお答えいただきたいんですが。法令規約と、地域経済循環創造交付金要綱と普通財産貸付契約書等も含めてですね、法令規約等も含めた部分の答弁を求めます。

○町長（東 靖弘君） 管理監督ということをお話になっておりますけれども、設備の段階でそういったことを設置されて、そして本人の事故というところもあったりして無断売却がなされたということで、なかなか工場への立ち入りとかいうところも担当としても定期的には行ったにしても、なかなか見抜けなかっただろうということがあったんじゃないかなと思っております。

実際譲渡して、会社自体が補助金を受けて設備をしていく過程の中で、設備設置についてずっと我々が管理していくということはなかなか難しいことであります。操業は止んでからどうして売却されたかということ、そういうことがないようにということは、担当のほうも再三、再三注意もしていたし、指導もしてきたということでもあります。

○1番（平田慎一君） 確かにですね無断売却しないようにというのは再三伝えてありますというのをお聞きしておりましたが、管理監督責任ですね。これは地域経済循環創造事業交付金要綱の中の18条の1とかですね、地方公共団体の所得財産等、及び18条の2所得財産の管理台帳を備え管理するとかですね、こういう法令規約等も出ております。また、次の部分で普通財産貸付契約書、この部分にも管理するような部分の文言も入っております。

令和元年6月14日にですね本議会で全員協議会による現地調査を行いました。これ、私が議員になって初めての、5月になって1か月後ですから、すぐでしたけど、その折り、鍵がないということで体育館跡地だけ、無断売却された機械器具が入っていた場所ですけども、そこの中を確認できなかつたんですけども、これは議会の検査権・調査権の侵害・妨害に当たらないのかどうか、その御認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 調査権の侵害に当たるかどうかというところを今、お話になっておりますけれども、調査の時点での鍵については経営者が持っているという状況でありまして、したがって鍵がなかったということになります。こちらからは、多分そういう連絡とかとってあったのではないのかなと判断しております。

調査権の侵害に当たるかどうかというところについては、ちょっと判断はできないところですよ。

○1番（平田慎一君） それでは、委員会の現地調査は議会の調査権、検査権が付託されております。これは地方自治法により、議長が本会議場でですね答弁されますが、これは議会として法令規約上、現地調査の妨害・侵害に当たらないのか、これ、議

長にお聞きします。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○1番（平田慎一君） 今の質問に対しましては、また事務局のほうで御報告のほう求めますのでよろしく願いいたします。

これですねなんと言うかということですね、やはり一番肝の部分であった無断売却されていた備品の場所の鍵がないということで議会調査ができなかったというのはやっぱり前代未聞だと思います。また、無断売却された機械器具は、先般の決算特別委員会の質問のときに町長の答弁で新しく出た内容でしたが、機械の性能が悪すぎて運送費のほうが高くついて売却費も出なかったということで、町長のほうですれ松本商会からの調査報告をされました。このような状況が毎回毎回なんですけど、あり得ない状況が次々に出てきてですね、これ、最初の御説明のときには、この機械器具は革新的な機械で、この機械がないと稼働ができないということですね、最初、議会のほうに説明をされていたはずですが。

これ、1億6,625万円のうち、購入価格というのは幾らぐらいの金額だったのか、わかればお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、購入価格については把握しておりませんので、また確認できたら御報告いたします。

○1番（平田慎一君） 先ほど言った法令上も、要綱に18条に所得財産等の管理台帳を備え管理するとありますので、多分管理されていると思いますので、また後ほど御提出のほうをお願いいたします。

本件の検証による松本商会の訴追について、これについても再三申し上げておりますが、刑事、民事両方にて訴追すべきと申し上げております。決算特別委員会の私の質問に対して、されないという御答弁を伺っておりますが、刑事事件、刑事裁判に関しては反対討論でも申し上げましたが、弁護士が判断するのではなく、検察と警察が判断するものであり、予算もさほど変わりません。告発状及び被害届を志布志警察署に出すだけでいいんです。そうすることが、ひとつの町民に対する説明責任になると私は考えているんですが、町長、そういうお考えはないですか。再度お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） この件につきましては、これまでも刑事事件への立証は難しい

ということで、それは断念するというお話をしておりますが、そういう方向でいき  
たいと思っておりますけれども。

事前にこれを訴追するに当たっては、弁護士には担当のほうには十分状況報告と、  
それからの指導を受けて、その結果ということでありますので、それに基づいては  
前回と同じ答弁とさせていただきます。

○1番（平田慎一君） 私は、やっぱり刑事については訴追すべきだということを最後まで  
お伝えいたしたいと思えます。

あと、令和元年のですね9月議会の補正予算議案、第37号の一番最初の反対討  
論でも申しました。これを再度、なんで言うかといったら、大崎町議会だよりも、  
議員の反対討論で唯一、私の分が記載されておりませんので、町民の皆さんも御存  
じないと思えますが、あえてもう一度言いますが、本件に対して、本来であれば外  
部有識者を入れた第三者委員会及び百条調査、地方自治法に基づき、事務監査等を  
実施すべき案件である。本事業のプロセスと検証が示されない現状や、今後の改善  
や反省事項の把握と活用も踏まえ不十分であると答弁し、反対しました。一番、町  
民の皆さんに示さなければならない説明責任、そして政治責任、そして結果責任、  
この部分が抜け落ちているというふうに思えます。これに対して、町長いかがお考  
えですか。

○町長（東 靖弘君） 地域に必要な事業として打診があり、そしてそれを受けて調査  
し、また金融機関等においても融資を決定されて事業化されてきたといういきさつ  
があります。

そういった中で、事業をやる中で、本人が自損事故ではありますけれども、非常  
に身体不自由の状況に陥っている現状でもあります。そういったことから、事業も  
なかなか継続できない。調査する中で無断売却が発生したり、二重申請が発生した  
りということが出てきたわけでありまして、結果的には事業を断念するということ  
と、補助金の請求を求めるということでやりました。そして、その後、京都の弁護  
士において個人、法人ともに破産宣告がなされたといういきさつがあるところであ  
ります。

お尋ねの政治責任ですけれども、先ほども度々発生するという懸念もあるという  
ことでお話をいたしました。やはり補助事業は事業に対しての評価がなされて、  
国が決定したこの段階は、国としてそれを認めて決定したということがありますの  
で、それに基づいて私どもも交付をしているという状況であります。

事業は、財産も相手方に貸与して、相手の管理のもとで事業が進められている中  
で、それから先をどこまで政治責任として持つかということは、なかなか不透明な  
状況だと思いますし、判例等においても、そこまで首長が責任をとるとすることは

あり得ないという判例も出てきておりますので、全国の首長がこのことについては既に考えて、悩んでいる状況でもありますけれども、その政治責任というのはそういったことで御理解いただきたいと思っておりますことと、1人の自治体の首長として住民への説明責任はどうかということで、全般お話をされましたけれども、議会に公表をして、議会の中で審議していただいておりますので、前回の特別委員会で、平田議員の答弁に対しましては、当然、首長も住民への説明責任はあるけれども、議員さん方も審議しておられるし、機関誌も出しておられますので、そういった中で触れていただければ、それが住民への説明になるのではないかという答弁をさせていただきましたので、そのことはやはり変わらない線だと思っております。政治責任あるいは住民への説明責任ということは、避けるつもりもありませんけれども、やはりいろんな機会を捉えながら、先ほど言いました、こういった補助事業等に対する懸念しているもの等を踏まえながら、そういった機会にはちゃんとこういうことも発生したので十分気を付けないといけないとか、戒めていかなければならないとか、そういったことを含めての説明は折々についてやりたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 町長のお考えはよくわかりました。前回の特別委員会のときとあまり変わっておりませんし、はっきりお伺いいたしました。

引き続き、引き継いだカラル株式会社の現状認識と推進計画についてなんですが、令和2年6月17日に、破産管財人が京都地方裁判所に対し、熊本県熊本市のカラル株式会社への事業譲渡の許可を申し出、決定されました。松本商会の事業継承し、使用後の農業用ポリフィルムを原料とするプラスチック原料のコンパウンド加工及び委託再生加工を行うこととなっており、試験操業開始が令和2年10月、操業開始予定が令和3年3月となっておりますが、どのような状況になっているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁と重なる部分もございしますが、京都地方裁判所による破産手続において、松本商会の債権を所有していた熊本市のロンツ債権回収株式会社のグループ企業であるカラル株式会社に対して、令和2年6月に事業譲渡の許可決定が出され、同年9月に無償貸付の御可決をいただいたところでございます。

その際に、10月以降、機械の点検等が実施され、敷地内に野積みされております農業用ポリフィルムの処分と併せ、試験操業が開始され、本年3月には本格操業開始を予定している旨の計画を伺っておりました。なかなか計画どおりに進んでいない状況に本町としても憂慮しており、カラル株式会社への連絡を行ってまいったわけですが、現況といたしまして、農業用ポリフィルムの洗浄水を供給するためのポンプ設置は既に終えたと伺っております。

また、廃棄物処理業となるため、県の許可が必要となりますが、その許可を得る

ために環境影響調査が必要であるとのことをございます。この環境影響調査に約1か月から3か月程度を要すると伺っており、その後の許可申請となりますので、しばらく時間を要すると思われま。

一方、旧校舎横の民家2件を事務所として購入したと伺っておりますので、許可が下り次第、スムーズな事業開始が図られるものと期待しております。なお、野方地区の皆様にも大変御心配をおかけしていると思っており、県の許可申請を待っている旨の現状を記載した看板設置をお願いいたしました。なるべく早期の事業再開が図られるよう、今後も事業者と連絡を密にとりまいりたいと思ひます。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） 今御説明いただきましたように、議会のほうにもいただいた資料です。試験操業開始が令和2年10月、それで操業開始予定が令和3年3月となっております。もう1年以上たっておりますけれども、とくに予定が過ぎておりますが。これ、議会に対しても何ら進捗状況、これ、先般ですかね、今、町長が言われました建物の購入、事務所用の、購入しましたという報告は何いしましたが、その他の報告、どうなっているのか、事業継承がですね。事業継承が可能なのか等を含めた報告がございませんでした。

カラル株式会社の継承に対しては、議会委員会においてもですね相当御指摘もしましたし、当初、引継ぎに対してですね。失敗を繰り返さないよう再発防止にも含めて、相当な慎重審議も行いました。しかし、予定している状況に変化があり、報告もない状況であり、それを見たときにですね、やっぱり一番危惧するのは、野積みにしてある廃ビニールの再処理及び、引き継いだ事業者による責任ある処理が大丈夫なのか、本当に稼働できるのか。現況ですね、このビニールに対して、町長も見られたかもしれませんが、ビニールすら見えず、もう草の丘のような状態になっていますよね。そのような現状を見たときにですね、前から御指摘しているように、本町で最終処分を含む予算措置が必要になってこないかですね、そういう事態が起こらないか危惧しております。その部分を含めて、町長の御認識をお示してください。

- 町長（東 靖弘君） 先ほどお答えしたものと重なりますけれども、本町から県廃棄物リサイクル対策課に、野積みされている農業用ポリフィルムだけでも処分できないかを依頼しておりましたが、廃棄物処理業の許可が出ないと処分できないということでありましたので、先ほど説明いたしました、しばらく期間がかかるけれども、許可が出たらするということとなります。

- 1番（平田慎一君） 1年以上、予定からたっていてですね、先ほど、環境調査に1か月ほどかかるという、1か月って大した期間ではないのでですね早めの操業開始というのをしていただきたいなど。それによって貸付料等も含めて収入も入ってく

る部分もございますので。あと、今の部分に含めて、なぜ、この部分を御指摘するのかと言いますと、今週いただいたカラル株式会社と本町の普通財産貸付契約書の内容が、前の松本商会の契約書内容と変わっておりました。第4条の貸付期間の内容、及び第9条の瑕疵担保の部分、瑕疵担保の部分が契約不適合責任となって、これは民法上だと思いますが。あと、第5条の貸付料が上がっている部分と、第14条の契約の解除の部分、これは暴力団排除措置ですね。その中で、9条の内容がですねちょっと私も理解できなかった部分がございます、そこをちょっと確認したいんですが。現行の前の松本商会の部分は、借受人が貸付物件に対して貸付料の減免及び損害賠償を請求できない、これは本町に対してですね。現行の法律上は、借受人は本件目的物の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しにより履行の追加を請求できるというふうなものになっておりますが、この意味合いの御説明をお願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 普通財産の貸付契約について、第9条の關係の御質問だったかと思えます。

まさに、今、平田議員からお話があったように、これは民法改正による影響で条文の整理をさせていただいたところがございます。2020年に民法のほうが改正されておまして、その中で、以前、瑕疵という文言が使われておりましたけれども、この瑕疵が変更になりまして、契約不適合というように文言が変わったところがございます。

それで、具体的に何が変わるかということなんですけれども、まず、1点が、以前は民法では特定物に限って、そういった瑕疵担保、責任というのが行われていたんですけれども、改正後の民法では、特定物、それから不特定物に関して民法の適合がされるようになっていくところが、まず1点。それから、以前は瑕疵については契約締結までに生じた瑕疵に限り瑕疵担保責任というのが適用されていたわけなんですけれども、改正後におきましては、契約の履行時までに生じたものであれば、契約不適合責任を負うということになっております。ですので、以前の松本商会との貸付契約のときは、瑕疵担保のところでは契約締結した後は貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないという条文でありましたけれども、民法改正後からは、その部分が記載ができなくなったものですから、その部分がまず1つは変わっております。

それから、借主の取り得る手段も変わってまいりました。改正前におきましては、借主、この場合だと借主ですけれども、取る手段としては契約解除、それから損害賠償については手段として取ることができたんですが、民法は改正後では、さらに今度は追完請求、それから代金の減額請求も借主、それから借主は請求ができると

いうふうに規定のほうが改正になっておりますので、その辺を踏まえて新しい普通財産の貸付契約については条文の整理をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 民法が変わった部分の意味合いが大きいんですが、そういう部分にも対応できるようにですね取り組んでいていただきたいという部分で思っております。

再度お聞きしたいのが、カラル株式会社、今もうちょっと時間が必要ということと言われておりましたが、いつぐらいを大体めどに稼働できるか、概算でわかる部分がありましたら御説明を再度お願いいたします。

○企画調整課長（中野伸一君） 先ほど町長の答弁でもございましたとおり、環境影響調査が1か月から3か月、それからの許可申請となるので、我々としては半年ぐらいはかかるんじゃないかというふうに見込んでおりますが、やっぱり地元の方々の不安であるとか御指摘も踏まえて、なるだけ連絡も密に取りながら、早期の事業開始をお願いはしていこうと思っております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） すみません、環境調査はまだ提出されていないという認識でよろしかったですか。

○企画調整課長（中野伸一君） ただいまから始まるというふうに御報告を受けております。

○1番（平田慎一君） ぐずぐずせずにですね早めの段取りをしていただくようにですね、行政のほうからも伝えるようお願いいたします。

その他未活用地、残りの部分ですけれども、現況の事業貸付地以外の敷地ですね、校庭や校舎等、大部分が未使用で残っておりますが、この施設の活用方法、企業誘致も含め、どのように活用していく考えなのか。これは、野方地域の皆さんの意見も聴取していると思いますので、その部分も含めて、本町の取り組んでいく方向性をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現在、カラル株式会社に貸し付けております部分を除いた校舎及びグラウンド部分についての利活用の考え方でございますが、地域の特性に応じた活性化施策が必要と考えております。

野方地区については、東九州自動車道野方インターチェンジを有する地理的状況から、大隅地域の交通拠点になり得ると考えており、以前より野方インターチェンジ付近に運輸業が進出するなど、企業誘致への期待を持っております。

御質問の、旧大崎第一中学校跡地につきましても、企業誘致活動を中心に行って

いくことで、野方地域の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） 大崎町はですね町長の頑張りもあって、高速が2箇所あります。現状ですね、野方地域を最近走りますと、倉庫棟ですね、やっぱり何社かまた新しくできていたり、あと、太陽光発電の施設もまたできておりますし、ちょっとずつまた変わってきているのかなと、そういう部分も含めてですね戦略的にやっていただきたいなという部分は思います。

皆さん思い出してほしいのは、私が議員になったときにですね初めての執行部との顔合わせのときに言いました、私は行政に対しては是々非々である、いいものはいい、悪いものは悪い、これは議会に対してもですね、その気持ちは変わりませんし、質問においてもその気持ちで常に臨んでおります。立ち止まっても仕方ありません、この問題に対してはですね。間違ったら、結果を反省し、検証し、次に生かしていく。真摯に町民に向きあい、より良い方向を導き出していくことが、政治や首長に求められており、東町長は今までも町民に対して真摯に取り組んでこられたからこそ、最大の信任である無投票という、6期目という町政のかじ取りを任されたわけです。本件に対しても、地域の未来を、方向性と実効力をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） これまで一中跡地につきましては、かなりの企業の方々が相談に来られました。また、先般も、利用できるんじゃないかということでの案内も職員もいたしております。

本当に実現をしていきたいという思いがあるのと、実際、最終的に決定していないところが非常に大きなギャップがあるというところであります。利活用していくということは当然必要なことでもありますので、これからも売出しを受けていただいているような企業というところとも、またお話もいたしますし、できるだけ情報を発信しながら、一番、野方地区の懸念材料になっておりますので、これにつきましては引き続き最大の努力をしてみたいと思います。

- 1番（平田慎一君） 是非、よろしく願い申し上げます。

次にですね政治姿勢についてに入っていきますが、町長の取組、6期目公約の方向性につきましては、先ほど同僚議員もやりましたように、昨日もですね結構な数で答弁されております。概略的な部分はもう十分に認識しておりますが、1つですね、本町が積極的に取り組んでいる部分で資源リサイクル、SDGsの件で質問させていただきます。

町長の公約にももちろんありますし、本年度の施政方針、そして第3次大崎町総合計画、さらに今般の大崎町過疎地域持続的発展計画（案）ですね、の中にも明記

されております。本町が目指すSDGsの将来とは何なのか、未来と何なのか、サーキュラーヴィレッジとは何なのか、リサイクルの町からどのように世界の未来をつくっていくのかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

SDGsの取組、本町の場合は、特に資源リサイクル活動に見られる環境面の取組でございますが、これらの取組が、環境・社会・経済の3側面から評価され、2018年にはジャパンSDGsアワード受賞、さらに2019年にはSDGs未来都市に選定されていることは、これまでの答弁でも申し上げているところでございます。この一連の流れが、国内外から大崎町が注目され、連携を希望される企業や環境に優しいまちとしてのイメージ向上に貢献し、毎年、全国の皆様から御寄附いただいております多額のふるさと納税税収につながっております。

そして、ふるさと納税などの財源ができたからこそ、リサイクルありがたいの意味を込めた地域応援商品券の発行や、保護者の負担を軽減する学校給食費の補助などが実施可能となっていると認識しております。これは、これまで20年以上、住民の皆様が、行政・企業と一体となって取り組んできた資源リサイクル活動という、全国の中でも先駆的といわれる取組があるからこそだと考えており、町民のメリットにつながると考えております。

御質問にありました、なぜSDGsかということでもありますけれども、もう十分、議員は御存じのように、非常に地球環境が大変な状況になってきているということはおわかりだと思っておりますが、地球の温暖化の影響を受けながら、大洪水が発生したり、それによって大災害が発生したりという、いわゆる産業革命以前と比べて1.5℃に抑えていくということは、大きな目標になって、我が国、あるいは2015年の国連で採択されたSDGsは、まさに地球環境の温暖化を防止する、それぞれの一人一人が、あるいは国々がそういったことに取り組んでいくということが大きな課題となって、その方向性が示されて、そして17の項目、69のターゲットが示されております。当然、私たちの国も、環境・社会・経済の調和のとれたシステムに変えていくということで、このSDGsを一番旗頭に置いた政策が今とられているところでありますので、私たちが取り組んできたリサイクルそのものが、ある面では先導的な役割を果たしてきたということが、数々の表彰の中で大きな評価として捉えられてきております。

大崎町が先進的になってきたのは、リサイクルに長年取り組んできていたその結果がSDGsに結びついてきたということで先進事例として高く評価され、そして、このことを学びたいという人たちもたくさん来ておりますし、このことをまた普及・指導していった地球の温暖化を抑制していくということも、自治体ができる大

きな貢献ではないのかなと捉えております。

サーキュラーヴィレッジにつきましては、昨日もお答えいたしましたけれども、ちょっと変わりますけれども、コロナの影響から大崎町に修学旅行が増えてきております。リサイクル研修が非常に増えてきておりますが、分別の仕組みということをそれぞれ指導もしておりますけれども、資源を大切に作る、節約するという観点から、小さい時期からこれを学ぶということが必要でありますので、横展開という言葉としては使いますが、そういった子どもたちへの普及指導とかそういったことは非常に大きな課題であるし、やっていかなければならない。また、サーキュラーヴィレッジ構想というのは、環境のむらづくり、エコタウン大崎という感じで資源循環のお話も先ほど出ておりましたけれども、そういったのをやはり1つのパッケージとしてまとめていく、そして、それをまた発信しながら、企業版ふるさと納税を活用しながらエコタウン大崎のシステムもつくっていく。当然一般財源も出てくるかもしれませんが、どこの自治体も大崎町の取組を目標に、今やっている。なぜ取り組むかというよりは、国の指針であり、そういう方向性を持って、総合計画もそこらが最頂点になってくるということになりますので、そういう考え方を持って進めていきたいと思っております。

- 1番（平田慎一君） SDG s に対しては、町長が早くから取り組んでいるのがやっとならぬ芽を出して、結果を出して、やっとならぬ町民に対して目に見える対価、結果としてですね最近見えてきたのかな、引き出したのかなと。ごみ問題に関しても、分別に関しても、やっぱりいろんな批判もあります、同僚議員も言います。その批判を超えて、最近は何かちょっといい感じになってきたよねという意見も出てきているのは確かです。でもやっぱり課題はまだあります。そういう部分は直視しながらですね、お互い研鑽しながら、変えていく部分は変えて、いい部分の大崎町に持って行っていければなというふうに思っております。

次の質問のどのようなメリットがあるのかというのは、先ほどちょっと町長が答弁されておりますので、具体的にもう1つですね。今般の一般会計補正予算に上程されておりますが、副町長が会長でもある大崎町SDG s 推進協議会、この負担金が1億1,296万2,000円、結構な金額なんですけれども。この予算が何に使われるのか、何のために、どのような結果を求めて、本町の住民の福祉の向上にどのように寄与するのか。これは費用対効果も含めてですね、わかる部分があれば御説明いただきたい、お示しいただきたいと思っております。

- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

- 企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。

総務委員会でもただいま審議中でございますので、また詳しくは述べられるところもあると思いますけれども。いわゆる企業版ふるさと納税を活用して、本会議のこの上程の際に中山議員の御質問にもお答えした脱炭素の取組とか、そもそもリサイクルしなくて済む容器の開発・研究であるとか、そのようなことを申し上げました。

昨日の町長の一般質問の答弁でもございましたけれども、常設のごみ回収システムといいますか、そのような体制構築であるとか、そのようなものにやっと目に見える形で企業版ふるさと納税を活用できる 때가来たのかなというふうに考えております。

今、企業版ふるさと納税に至っては非公表とされている企業さんもあることから、ちょっとこの場でどのプロジェクトと言ってしまうと、そこがわかってしまうところもございますので、この場では控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 最終的な目指す方向性、結果としてはどのようなことを導き出したいとの考えで、この協議会を設立されたのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 最終的な目標ということでございます。先ほど担当課長のほうからも、企業版ふるさと納税は多額であるけれども非公表というところもあって、その内容等を踏まえて現段階では十分説明できないということもありましたが、最終的な目標については、今、絵を描いておりますサーキュラーヴィレッジ、環境のまちづくり、有機堆肥のお話も出ましたけれども、そういった資源循環型のことも含まれながら、先ほど研修のお話もいたしました。そしてまた、企業の皆さんとの新たな、利用可能な使用できる商品といいましょうか、そういったものの研究とか、あるいは研修等に来るいろんな人たちへの指導とか、あるいは、その中でも出てくる有機肥料を使った野菜の栽培とか、同じ場所ですべてやるというわけではありませんが、そういった大きなパッケージの中で環境のまちづくりをつくる、そういった中でこういった構想を立ち上げて進めていくということになりますので、最終目標はやはりエコタウン大崎をつくっていくという形で、こういった原資をそこに活用していくということになります。

○1番（平田慎一君） 大体的にはですね大体理解できました。全体的な環境の町、エコタウンをつくるためにですね本協議会が中心になって、企画開発。同僚議員もいいました、ヒト・モノ・カネ・情報等を含めた一元的な管理をして、大崎町にお金が落ちる仕組みやシステムをつくっていくという部分でちょっと認識をさせてもらいました。

次にですね、最後に農業振興についての御質問のほうに入ります。このSDGs

の部分についてはですねちょっと枠が幅が大きいので、また次の機会に議論させていただきたいというふうに思います。

農業振興につきまして、同僚議員もまた質問でちょっと言われておりましたけれども、サツマイモ基腐病の現況認識と対策についてなんですけども。ここ直近2年間、特にですね。被害状況、特に厳しい状況であります。また、危機的状況でもあると思います。これは前も御指摘しておりましたが、そのような中で、本町はですね早急に補正で町単事業を上げていただいたことに対してはですね本当に感謝しております。農家さんも喜んでおりました、この部分に対してですね。

それに引き続き、国の補助事業、ちょっと県のやっぱり動きが遅いというのは前回も言ったんですけれども、相変わらず遅いような気がするんですけども。補助事業の手續等ですね農家さんへの支援をお願いしたいと思いますが。

そこで、最初に、去年の甘味資源作物補助事業、これは基腐病の本町の事業実績、これは同僚議員もちよろっと言って若干の説明がございましたけども、近隣市町の部分もわかれば、その範囲をお示してください。また、サツマイモの関連産業、裾野の広い部分がございます、関連産業の現状がどうなっているのか、その辺の対策等も含めてですね併せてお示してください。

**○町長（東 靖弘君）** サツマイモの基腐病は、平成30年に鹿児島県、宮崎県、沖縄県で発生が確認されて以来、全国的な広がりが見受けられ、令和3年10月現在、22都道府県で発生確認され、被害が広がっております。

本町におきましても、被害に大小の程度がございますが、サツマイモ総作付面積約470ヘクタールのうち、6割から7割ほどの圃場にて発生したと捉えております。

対策につきましては、国・県が示しております基腐対策マニュアル等を活用しながら、広報紙等で町民の方へ周知を図っていきたいと考えております。

また、サツマイモ関連産業におきましても、15から20%の減収であると聞いていますところがございますが、甘味資源に触れられましたけれども、その点につきましては担当課長のほうの答弁とさせていただきます。

**○農林振興課長（中村富士夫君）** 近隣市町村の状況ということと、うちの状況でございますけれども、昨年度、志布志市におきましては申請が107名で、補助金額にいたしますと1億5,131万7,537円ということで聞いております。それから、曾於市ですけれども、曾於市は申請は101件、実質97件というようなことで、補助金額が1億1,348万4,487円。大崎町では36件で、補助金の額につきましては4,042万5,577円ということでございます。

それから、関連産業については電話等で一応聞き取りをいたしました。都食品さ

ん、福井澱粉さん、新平酒造さん、富士屋あめさん、それぞれ聞き取りをしたんですけれども、先ほど町長の答弁の中にありましたように、15%から20%の減収というようなことをございました。

それから、各農家、法人等にも一応電話聞き取りで、どれくらいの減収だったかということも調査をしましたところ、増収になっている農家さんもいらっしゃいました。10件のうち2件は増収ということで、あとは15から3割減というようなところが多くございました。

それから、関連作業の補助なんですけれども、昨日、一昨日でしたか、文書がまいました。これも非常に公募期間が短くて、12月10日から1月13日までということで、国内産芋澱粉工場生産性向上整備事業、それから甘藷重要病害虫対策整備事業、国内産芋澱粉工場生産性向上支援事業ということで、ここににつきましては一応それぞれ関係のあるところに文書も出して、あと、多分、直で澱粉工場とかそういったところには文書も行っているのかなと思っております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 本町はですね町長のガバナンスのもと、近隣市町より丁寧な対応といいますか、農家に親切な対応というかですね、大きな農家も小さな農家も家族経営等を含めてですね分け隔てなく補助事業の対応・対策、そういうのをしております。これはなぜかというたですね、近隣市町の農家さんからもちょっと実情が入ってきておまして、行政によってやっぱり差があるという、対応によってですね。そういう部分に対しては、大崎町はよかねというそういう意見もございました。だから、そういう部分では、前からすると全然ですねやっぱり町長のガバナンスが効いてきているのかなというふうに思っております。そこは評価しております。

しかしですね、現状というか現場の基腐病の現状を見ると、この病気の抜本的な打開策は見だせていない、これは国も県もですけども。体力のない農家や小さい農家から離農といいますか、サツマイモを作付けされない方というのがやっぱり出てきております、十分認識されているとは思いますが。これをですねほかの作物に転換するのも、やっぱり機械や機材も違いますから、新たな投資はやっぱり厳しい状況です。そういう状況の中、串間市などはサラダゴボウ、短ゴボウといわれるやつですよ、それに転換されていたりとか、大隅地域はバレイショや里芋、一部は短ゴボウもございますが、そういう部分の転換という部分も含めてですね、今、現状おきておりますが、一番のやっぱり効果がある部分というのはですね病気に耐性のある苗、品種改良が一番実現的な部分なんじゃないかなというふうに思います。県が熱処理して苗イモの殺菌をする機械を補助しますと出ましたけども、圃場自体が汚染されているわけですから、いい苗を作っても、結局また病気になっていって

しまうという部分がございますので、私も直近でここ二、三年、その現状をかいま見ておりますので、そういう部分も含んだ抜本的な改革というのが必要なのかなというふうに思います。

また、そのような部分をですね町長が考える農業公社等、そういう機能にもですね研究開発の部分も含めて、国・県と一体となったそういう仕組みも含めた部分の対応というのも考えていけるような仕組みができればなというふうに思っております。何が一番いいのかというのはですね現状、我々農家もわかりません。でも、やっぱり、農業を辞めないようにして続けていく方向をですね見つけていって、模索していってもらわないと、本当にですね農家が辞めていってしまう、小さいところからどんどんなくなっていってしまう。大きいところは体力があるかもしれませんが、大きなところも、今からはどんどん、多分合併、単独でやっていけないような状況になっていると思います。本町も少なくなっていく方向で、吸収合併も含めてですね、なっていくんじゃないかなという部分も思っておりますが、その辺の部分を認識しながら取り組んでいっていただきたいと思いますが、町長のお考えをお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 12月4日に、鹿屋市で自由民主党から、野菜、果樹、畑作等の対策委員会と、鹿児島県農業関係者との意見交換会というのがありました。そこには国の機関のトップの方々もたくさん来られておられて、そして、国会議員の森山先生といった方々が来られて、鹿屋市で開催されたんですが、森山先生の話の伺っているときにも、サツマイモがかつての飢饉を救った、飢餓の時代のサツマイモがあることで薩摩藩は助かっていったと、生き延びていったというようなお話もありましたけれども。サツマイモが鹿児島県の重要な基幹作物であるということは、そういった古い歴史から見ても、やはりここはちゃんとサツマイモを守る、生産農家を守るということをしっかりやっていかなければならないという話をされておまして、また、鹿屋市のサツマイモ生産農家の方々が非常に厳しい現状ということもお話をされたところであります。

そういったことで、我々も、サツマイモについてはやはり基幹産業としては定着させるようにしていかなければならないというのは私もそういう思いを持っておりますし、先ほど、この会の中での資料で田んぼの乾田、水を引いていて、その後の乾田に甘藷作付けすることによって無菌状態がつくれるというお話もされておられましたので、ただ、土壌自体に既に保菌しているものがあれば、それはアウトだというお話がありましたが。やはり保菌作業ということは、水を引く水田地帯においては、それがまた後作で畑に換えられるようなところであれば、それが一番効果的だと捉えたところであります。

ただ、先般も出ておりましたけれども、県議会の中でその質問があったことに対して、来年の苗は間に合わないということが県議会でも出ておまして、非常にコナシンに代わるものが次は出てこないという状況であります。もともと薬剤でずっと糸状菌をやっつけていくということも必要かもしれないですけども、やはり土壌というものを非常に重視しないといけない。長い歴史の中でそういったことをつくってきているわけだから、肥料を投じてやっているわけなので、輪作体系とか構築しながらやっていくことも必要だというお話があったり、自分もそう思ったところでありました。

その中で1点だけ、鹿屋市でモデルほ場をつくったり実証をつくったりしたんですけど、やはり自分たちも官民連携で土壌の改良に向けた取組とかそういったことの実証ほをつくるべきだということを自分自身は感じたところで、担当課長ともその話をいたしました。ただ、今のところ、打診をしているだけで、そうだと、やろうということにはまだつながっていないように思います。提案も受けたんですけども、畑かんの水を使って、10アールあたりに水を湛水して、その後に甘藷作付けしてみる実証とか、あるいは土壌改良を専門とする知識を持った人たちのモデル圃場をつくりながら実証実験をやっていくことが、何パターンか既に教えていただいたりとかしておりますので、まだ予算も何もなくて、ただ、今話をしているだけなんですけど、大崎町の基幹作物を守っていくという観点ではそういった取組もやっていきたいと思っております。

以上です。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。確かに町長が御認識されておりますし、是非ですな農家に寄り添う施策というのを引き続き行っていただきたい。

もう1つ、やっぱり危惧するのが、カライモ業界というのはやっぱり裾野が大きいというのは、広いというのは申しております。それに関する関連産業、特にですな大崎町、本町の場合は澱粉工場が2社、個人会社であります。我々、サツマイモカライモ業者にとっては最後の砦です。どこにも出せないときに、一番最後に引き取ってもらう、その最後の砦の澱粉工場がやっぱり危機的状況にある、4割減収ぐらいですかね、相当の減収量になっていると思います。原因は確かにカライモの原料不足になるとですな澱粉の原料が焼酎のほうに取られてしまうという部分もございます。本年は、特にかりんとうの需要もちょっと増えまして、さらにコガネセンガンという原料が引き合いがちょっと高くなったというのもございましたので、そういう部分もあって、特に澱粉工場等を含むそういう加工場、そういう部分の危機的状況というのもございます。これに対してはやっぱり単独で町が補助するとかそういうのは厳しい、ちょっと規模が大きいので難しい部分もございますけども、

そういう部分の国や県への答申、申出、今の現状をどうにかしてほしいという部分のですね答申をやっぱりしていただきたいなという、それが残ることによってやっぱり農家さんが残っていくという部分もございます。出口がないとやっぱり作る我々も厳しいという現状は、もちろん入り口と出口という部分がございますので、その辺は十分御認識していただいて、考えていっていただきたい、その部分の町長の御意見をちょっとお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 甘藷産業は大変重要であるし、全体的な農業振興は非常に大切なことでありますが、特に、今、基腐病はいえはコロナと同じような状況で捉えていかなければ解決できないと思っておりますので、先ほどの意見も捉えながら取り組んでいきたいですが、先般、知事に対する要望活動もありましたので、企業の現状も実際連絡を取って聞いていって、安納芋が購入できなかったとかそういった実情も十分理解できましたので、やはり県においてもそういった企業等の支援体制はつくるべきだという提案もさせていただいたところでもありますので、生産農家だけでなく、澱粉のお話もありました、またサツマイモを原料とする加工業者もありますので、こういったところは雇用にもつながっておりますから、やはり、ここはしっかりと持続可能といえましょうか、続けていかれる体制づくりには、我々も一生懸命努力していきたいと思えます。

○1番（平田慎一君） 是非ですね注視していただき、寄り添っていただき、できる部分はやっていっていただきたいというふうに思います。

最後にですね、町長の公約、いろんなたくさんの方の公約がございます。我々がやっぱり議会でですね一般質問をした部分も加味していただいて、内容的にとついていた部分もございます。大変いいことであるというふうに思います。議会二元制の部分も含めてですね。先ほどちょっと言いましたけども、是々非々であるというふうに言いました。やっぱり悪いことは悪い、でも、いいことはいいと、お互い切磋琢磨しながら、今後も一般質問も私は続けていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 以上を持って、通告による一般質問は終了いたしました。

これを持って一般質問は終了いたします。

-----○-----

### 日程第3 議案第49号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第49号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億2,402万1,000円にするものでございます。

歳出は、子育て世帯等臨時特別給付金の増でございます。

歳入は、歳出に伴う国庫支出金の増でございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、子育て世帯等に対する臨時特別給付金に関する経費でございます。

本事業に関しましては、当初、18歳以下の子どもに対し、現金5万円を先行給付し、来年春の卒業・入学時期に5万円相当のクーポンを給付することを基本としておりましたが、12月15日に、クーポン給付に関する政府指針の概要が示され、自治体の実情に応じて、クーポンに代えて現金給付も可能とされたところでございます。本町では、子育て世帯の利便性、事務量や事務経費の軽減などを考慮し、現金10万円を一括で12月末から給付する方針を決定したことから、関連経費を補正するものでございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。款3民生費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金9,480万円は、クーポン給付に代えて現金5万円を追加給付するために、子育て世帯等臨時特別給付金を増額するものでございます。なお、給付対象者は1,896人を見込んでおります。

これで、歳出を終わります。次に歳入について御説明いたします。6ページをお願いいたします。款15国庫支出金、目2民生費国庫補助金9,480万円は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第49号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決により総務厚生常任委員会に付託して審議中であります議案第43号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」より先に議決となりました。このことによって、予算書の補正予算番号、予算総額等整理を要するものについて、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、予算書の補正予算番号、予算総額等の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

議案第49号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、補正予算（第5号）になり、議会最終日に議決となります議案第43号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、補正予算（第6号）に、それぞれ号数を改めるとともに、歳入歳出予算総額については、議長において係数整理を行わせていただきますので御了承よろしくお願ひ申し上げます。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時21分

第 4 号

1 2 月 2 3 日 (木)

## 令和3年第4回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月23日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第2 議案第43号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第3 議案第44号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号） （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第4 議案第46号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について  
（大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長報告）
- 日程第5 議案第47号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条  
例の制定について  
（大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長報告）
- 日程第6 陳情第1号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその  
「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 閉会中継続審査・調査申出書

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稲 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名
- 町 長 東 靖 弘 農林振興課長 中 村 富士夫

副町長	千歳史郎	耕地課長	竹本忠行
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	西高和義	農委事務局長	相星永悟
総務課長	上橋孝幸	水道課長	高田利郎
企画調整課長	中野伸一	教委管理課長	上野明仁
住民環境課長	岡留和幸	社会教育課長	宮本修一
保健福祉課長	谷迫利弘	税務課長	本松健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	本高秀俊
次長兼調査係長	福永浩二
議事係長	上床就路
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中山美幸君、及び9番、上原正一君を指名いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第43号の総務厚生常任委員長の報告に入る前に、12月17日の一般質問での平田慎一議員の発言に訂正があるとのことですので、発言を許可いたします。

○1番（平田慎一君） 一般質問での私の旧大崎第一中学校跡地の件で、破産しました松本商会株式会社の住所を、これは京都府京都市と申しましたが、実際は京都府宇治市となっております。これを訂正いたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

#### 日程第2 議案第43号 令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第43号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。ただいま議題になりました議案第43号、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、12月8日の本会議において、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第5号）として当委員会に付託されたものですが、12月17日の本会議において、あとから上程されました議案第49号、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）が先に議決されました。その際、議長の議事整理権により、補正予算番号（第5号）を（第6号）とし、歳入歳出予算総額が整理されておりますので、それらを踏まえて報告いたします。

12月9日と17日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,252万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億2,402万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項1、目6財産管理費、節10需用費の修繕料170万円について、庁舎正面玄関シャッターの取替え修繕との説明であったが、予算額が大きいと思うが、どのような設備かとの問いに対し、センサー付きのシャッター本体と電動昇降機一式であり、既製品では対応できないものであるとの答弁でありました。

次に、款2、項1、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金の定住促進賃貸住宅家賃補助金72万円と、空き家リフォーム促進事業補助金109万8,000円について、現段階で、それぞれ何件の申請を見込んでいるかとの問いに対し、「定住促進賃貸住宅家賃補助金」を16件、空き家リフォーム促進事業補助金8件見込んでいるとの答弁でありました。

次に、款2、項1、目13地方創生費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町SDGs推進協議会負担金1億1,269万2,000円については、推進協議会自体の概要についても詳しく説明を求め、負担金の中には、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の管理棟にある協議会の事務所賃借料も含まれていたことから、大崎第一中学校跡地の有効活用を考え、校舎管理棟を協議会事務所として利用することの考えはなかったかとの問いに対し、当初、事務所としての利用を検討したが、キュービクルの整備工事が必要なことと、浄化槽の維持管理に相当な経費を要するなどの理由から、見送った経緯があるとの答弁。

さらに、事務所の継続的な賃借料の支出と、今回の企業版ふるさと納税寄附金の多さから見ても、今後ますます事業拡大が見込まれることから、事務所スペースの変更等を考慮し、大崎第一中学校跡地利用の検討を要望しました。

また、企業版ふるさと納税の活用策として、農林水産業に対する施策を増やせないかとの問いに対し、農業に関するAI技術を持つ企業との連携などで、実証事業や研究などを行い、企業版ふるさと納税を本町の農業に還元する方策など、検討していきたいとの答弁。

さらに、市場調査費用として2,000万円を充てるとの説明であったが、どのような内容かとの問いに対し、都市部での再生紙おむつに対する意見調査などを2か年で実施したいとの答弁でありました。

次に、款3、項1、目1社会福祉総務費、節19扶助費のひとり親家庭医療費助成金114万円について、医療費助成の対象世帯数はどの問いに対し、現時点で対象世帯は146世帯であるとの答弁でありました。

次に、款4、項1、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節12委託料のワクチン接種委託料832万7,000円について、3回目のワクチン接種の開

始時期と、接種対象者の順番はとの問いに対し、2回目のワクチン接種後8か月以降の方が対象になり、まず、医療従事者の方を12月から開始している。今後は、2月から高齢者施設の入所者の方、高齢者の方、それ以外の方という流れで予定しているとの答弁でありました。

次に、款5、項1、目7園芸振興費、節18負担金、補助及び交付金のさつまいも基腐病対策支援事業補助金2,500万円について、補助金の対象となる生産者に対し、最大5,000円の補助金との説明であったが、他の自治体の取組状況はとの問いに対し、曾於市は一律3,000円、志布志市は本町と同様の内容で、最大5,000円の予定と聞いているとの答弁。また、ウイルスのまん延防止対策の状況はとの問いに対し、様々な対策の検証等が行われているが、有効な手段や予防薬がない状況であり、生産者の方には「持ち込まない、増やさない、残さない」という対策の徹底をお願いしているところであるとの答弁。

さらに、澱粉工場の事業者へ多大な影響が発生しており、減収となっていることへの対策はとの問いに対し、今回の補助金は、対象を生産者に限定している。澱粉工場への影響は把握しており、今後、何か支援の方法がないか検討していきたいとの答弁でありました。

次に、款9、項1、目4学校給食センター管理費、節13使用料及び賃借料の食器・食缶洗浄機リース料213万4,000円の減について、当初予算では660万円の予算であり、減額幅が大きいですが、当初の積算は妥当であったかとの問いに対し、減額は競争入札の結果であり、積算は妥当であったと考えているとの答弁。

次に、款9、項2、目2教育振興費、節19扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費83万3,000円について、対象者は何人増えて、その要因は何かとの問いに対し、当初予定より20人程度増える見込みである。要因の1つは、新型コロナウイルスによる収入減が考えられるとの答弁。

次に、款9、項3、目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金の英語検定料補助金16万7,000円について、対象者は何人増えたかとの問いに対し、当初予定より24人増えて、計239人の見込みであるとの答弁。

さらに、小学生を対象とした英語検定料補助金は考えられないかとの問いに対し、現段階では、中学生が英語検定を受験する際の補助金ということで要綱を定めているとの答弁でありました。

次に、款10、項1、目1農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費の災害復旧工事4,054万5,000円について、昨年度発生分の災害復旧工事についての進捗状況はとの問いに対し、昨年度災害分の農地1箇所と、農業用施設8箇所については、来年1月入札予定の1件を除き、既に工事の発注済みであるとの答弁であ

りました。

次に、債務負担行為補正の家屋全棟調査業務委託料、限度額1億1,308万円について、業者選定は入札の予定かとの問いに対し、現在、家屋調査業務について単価契約を行っており、南九州地域では対応できる事業者がほかにないため、同じ事業者との契約を予定しているとの答弁。

さらに、家屋調査の実施において、税務課職員が評価している部分があるかとの問いに対し、一戸建ての新築は委託しているが、県と合同評価を実施する建物を除いて、その他の増築物件は、税務課職員で評価を行っているとの答弁。

さらに、全棟調査時に建物が崩れていたり、なくなっている場合は、どのように対応するかとの問いに対し、滅失の調査を含めて実施する予定であり、滅失がわかった時点で課税から削除するとの答弁。また、委託単価の積算根拠はとの問いに対し、国の評価単価に基づいて積算しているとの答弁。

さらに、牛舎等の農業施設の調査はどのように考えているかとの問いに対し、全棟調査では、農業施設を含めて調査する予定であるとの答弁。

さらに、全棟調査の実施により、固定資産税の税収は増える見込みかとの問いに対し、現在、2割の未評価物件があると想定しており、令和9年度の評価替え以降、課税が始まるので、税収は増えると考えているとの答弁でありました。

次に、債務負担行為補正のスクールバス運行業務委託料（中沖・菱田方面1路線、限度額883万円について、委託料を積算する際、基準となる単価が都市部と鹿児島県では異なると思うが、どのような状況かとの問いに対し、バス事業者が料金を算出する場合、国土交通省の九州運輸局が設定する、1キロ当たり運賃と1時間当たり運賃の上限額と下限額、稼働率が基準となることから、この単価等に基づいて積算しているとの答弁。

さらに、運賃は上限額と下限額の中でどのくらいで積算しているかとの問いに対し、下限額に近いところの単価で積算しているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第43号、令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第43号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第43号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号「令和3年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第44号 令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第44号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第44号、令和3年度大崎町国民健康保険事業 特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、12月8日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月9日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,753万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、保険給付費等交付金の減額と、財政安定化支援事業繰入金、前年度繰越金及び保険者努力支援交付金償還金の増額に伴う補正が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第44号、令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

す。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第44号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第44号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号「令和3年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第46号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第46号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

本案について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、議案第46号、大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、12月8日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、12月10日及び17日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

大崎町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本町の実情に応じた、独自の創意工夫による施策を実施するため計画を策定するもので、計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

内容については、12月8日の本会議において説明がありましたので、本委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、本計画を策定するに当たり、一番の問題は将来の人口減少だと思うが、この問題をどのように認識しているのかとの問いに対し、人口に関する目標は、本町の長期人口ビジョンに基づき、令和7年度1万2,267人としているが、現状は厳しい状況である。また、人口減少対策として、定住促進空き家リフォーム促進事業や定住促進賃貸住宅家賃補助金等の制度拡充を検討している。町長の公約においても移住・定住・年少人口対策を掲げており、今後、施策が展開していくと認識しているとの答弁。

さらに、委員から、大崎町史編さんは昭和20年8月で停止しており、町史編さん業務はソフト事業としての経費が発生すると思うが、本計画に反映されているのかとの問いに対し、町史編さんの業務については計画には反映されていないが、本年度から編さんに向けた取組として業務を行っている。成果物ができあがるのは5年後の予定で、本年度は主に情報収集を行っており、調査員の費用は、その都度予算を計上するように考えているとの答弁。

さらに、委員から、農業関係に係る事業において、個人経営農家の育成・継承事業は計画に反映されていないが、どのように考えているのかとの問いに対し、現在は、過疎債に係る事業ではなく、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業、降灰対策事業等それぞれの事業を活用している。新規就農については、町長の公約で農業公社設立を掲げており、都市部の就農希望者が移住・定住できるような施策を関係機関と協議の上、考えていきたいとの答弁。

さらに、委員から、本町の考えるSDGsの未来都市の趣旨、具体的な内容及び方向性はどのようなものなのかとの問いに対し、本町はSDGsの未来都市に選定されており、各種施策を実行しているが、大崎町が持続可能であり続けるための施策を展開していくことが基本的な考え方である。SDGsの17ある項目を部分的に行うのではなく、移住・定住、年少人口対策等の各種の施策を複合的に展開していくことがSDGs達成に取り組むことになるとの答弁。また、委員会の中で、過疎地域持続的発展計画の中の事業計画の部分に事業追加の要望があり、農業後継者対策事業、町史編さん関係事業、再生エネルギーの普及・啓発及び導入に関する検討事業の3つの事業が、事業計画の中に追加で掲載してあります。

以上で、議案第46号に関する質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第46号、大崎町過疎地域持続的発展計画の策定については可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会における審査の経過と結

果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第46号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

議案第46号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第46号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第47号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第47号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、議案第46号、大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、12月8日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、12月10日及び17日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

ただいま議題となりました、議案第47号、大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員

会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、12月8日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、12月10日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

内容については、12月8日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、新制度における優遇措置の対象となる設備について、家屋及び償却資産、並びに当該家屋の敷地である土地の取得または製作もしくは建設とあるが、中古物件の購入も対象に含まれるのかとの問いに対し、新制度における優遇措置の対象となる設備については、中古物件の購入についても対象に含むとの答弁。

さらに、委員から、優遇措置の対象となる対象業種として製造業とあるが、農産物の生産については対象に含まれるのかとの問いに対し、日本産業分類表で農産物の生産をされている方は農業に分類されており、製造業には該当しない。ただし、農業の中でも6次産業等の加工業を営んでいた場合、その部分については製造業に該当する。なお、対象の認定は、事前に県の審査を受けなければならないとの答弁でありました。

以上で、議案第47号に関する質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第47号、大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第47号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第47号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であ

ります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 陳情第1号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（神崎文男君） 日程第6、陳情第1号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました陳情第1号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町井俣在住の前原瑞希氏であります。

本議案は、12月8日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、12月9日に、全委員出席のもと、審査いたしました。

陳情の趣旨は、障害者差別解消法の施行等、社会的に弱い立場にある人の権利保障に向けた国内法が少しずつ拡充される中、障がいがあっても差別されることなく、大崎町で育つすべての子どもたち、その家族が安心して生きていくことのできる地域づくりを求めるもので、6項目にわたり、障がいや特性をもった子どもに対する地域住民の理解を図る取組や、町内に療育施設の誘致、子どもたちが安心して遊べる公園の整備、各種福祉に関する施策を図るための陳情でありました。

本陳情は継続的に提出されている内容であることから、陳情者からの説明は求めず、委員間の討議により、当委員会における意見の集約をいたしました。

委員間の討議では、本陳情の願意は妥当であるとの意見が委員から出され、他委員も同意見であったことから委員会による討議を終結し、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第1号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書については採択すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

陳情第1号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第1号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択されました。

-----○-----

#### 日程第7 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第7「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第8 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第8「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和3年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時39分